

総務常任委員会次第

令和4年9月22日（木）午前10時
於 大会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 総務局、議会局、消防局関係

① 付託された議案の審査

議案（5件）

議案第62号 明石市職員の育児休業等に関する条例及び明石市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定のこと

※ 資料参照 …………… 河野 職員担当課長

議案第63号 明石市市税条例等の一部を改正する条例制定のこと

※ 資料参照 …………… 中村 税制課長

議案第64号 令和4年度明石市一般会計補正予算（第5号）〔分割付託分〕

歳入 …………… 松永 財務室長

歳出 1款 議会費 …………… 西海 議会局次長

2款 総務費 …………… 松永 財務室長

議案第65号 財産区有土地処分のこと

※ 資料参照 …………… 小西 参事（公共施設担当）兼公有財産担当課長

議案第66号 財産区有土地処分のこと

※ 資料参照 …………… 小西 参事（公共施設担当）兼公有財産担当課長

② その他

(2) 政策局、会計室、監査委員、選挙管理委員会関係

① 報告事項（7件）

ア 令和3年度ふるさと納税実績報告について

※ 資料参照 …………… 藤田 シティセールス推進室長兼課長

イ (仮称)明石市個人情報保護法施行条例の制定に向けて

※ 資料参照 …………… 橋本 市民相談室課長

ウ 明石市立地適正化計画の検討状況について

※ 資料参照 …………… 辻 企画・調整室課長

エ 市役所新庁舎整備に向けた取組について

※ 資料参照 …………… 飯塚 企画・調整室課長

オ あかしSDGs推進助成金について

※ 資料参照 …………… 寺方 企画・調整室課長

カ (仮称)あかしジェンダー平等の推進に関する条例の検討状況について

※ 資料参照 …………… 森 ジェンダー平等推進室課長

キ 明石市市民参画条例に関する検討状況について

※ 資料参照 …………… 中島 ジェンダー平等推進室課長

② その他

3 閉 会

以 上

議案第62号関連資料

明石市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する
条例(案)の概要

1 改正理由

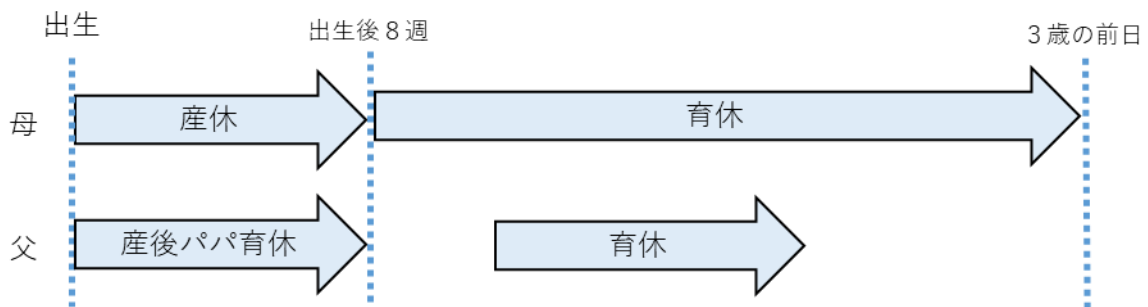
国においては、昨年度の人事院勧告に基づき、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進をさらに進めるため、育児休業の取得回数制限の緩和や、育児参加休暇の取得期間の拡大などの制度改正が、本年10月1日に施行されます。

本市においても、国に準じた制度とするため、地方公務員の育児休業等に関する法律(以下「育児休業法」という)の一部改正及び、人事院規則の改正を踏まえ、関係条例について所要の整備を図ろうとするものです。

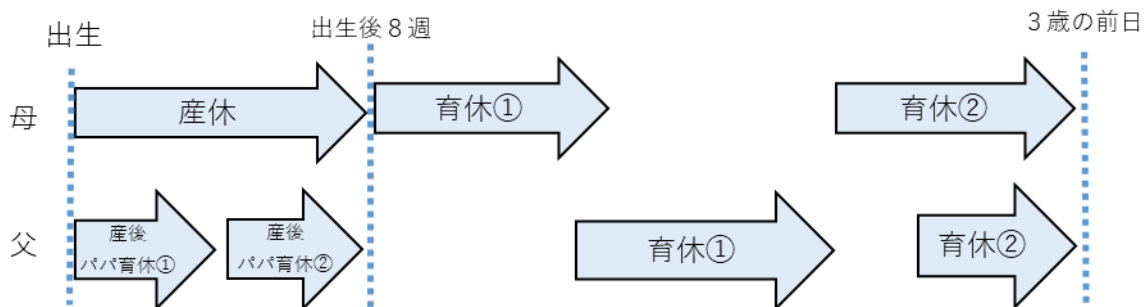
2 育児休業法の主な改正内容

現行では、育児休業の取得可能回数は、原則の1回に加え、子の産後8週間以内の育児休業(以下「産後パパ育休」という)を1回取得可能とされているところ、改正により、原則2回、加えて産後パパ育休を2回取得可能になります。

【現行(原則1回、産後パパ育休1回)】



【改正後(原則2回、産後パパ育休2回)】



※本年10月1日施行

3 改正の内容

(1) 全職員が対象となる主な改正

	現 行	改 正
育児参加休暇 取得可能期間 の拡大	出産の日以後 <u>8週間</u> を経過する日 までの期間に取得可能。	出産の日以後 <u>1年</u> を経過する日ま での期間に取得可能。

(2) 非常勤職員が対象となる主な改正

	現 行	改 正
非常勤職員の 産後パパ育休 取得要件の緩 和	子が <u>1歳6か月</u> となる日以降も引 き続き雇用される見込みがある場 合。	子の誕生日から起算して <u>8週間と 6月</u> を経過する日以降も雇用され る見込みがある場合。
非常勤職員が 育児休業を延 長する場合の 取得要件の緩 和	子の1歳到達日又は1歳6か月に 到達日の翌日を初日として引き続 き取得することが要件であり、延長期 間中に <u>夫婦交代</u> での取得はできな <u>い</u> 。	配偶者の育児休業期間の末日の翌 日以前の日を初日として取得でき るようになり、延長期間中に <u>夫婦交 代</u> での取得が可能。

(3) その他

上記改正に伴う規定整備等

4 改正する条例

- (1) 明石市職員の育児休業等に関する条例
- (2) 明石市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例

5 施行期日

2022年（令和4年）10月1日

総務常任委員会資料
2022年(令和4年)9月22日
総務局税務室税制課

議案第63号関連資料 明石市市税条例等の一部改正について

1 改正目的

令和4年度税制改正における地方税法等の一部改正に伴い、住宅ローン控除制度の適用を見直すほか、所要の整備を図るため、明石市市税条例等の一部改正を行うものです。

2 概 要

(1) 住宅ローン控除の特例の延長等

所得税において、住宅ローン控除の適用期限を4年(令和7年12月31日)延長しつつ、市場金利の動向等を踏まえ、控除率を1%から0.7%に、適用期間を13年から10年に縮小します。

これに伴い、個人住民税においても同様の措置を講じます。

なお、当該措置による減収額については、全額国費で補填されます。

(2) 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の一致

所得税と個人住民税において異なる課税方式を選択することが可能であった上場株式等の配当所得等について、地方税法において、当該それぞれの課税方式を一致させるための改正が行われたことに伴い、所要の整備を行います。

(3) 個人住民税における合計所得金額に係る規定の整備

公的年金等控除額の算出において、個人住民税の他の所得控除と同様に、分離課税される退職所得を含まない合計所得金額を用いるものとします。

また、配偶者等が退職所得を有する場合、給与所得者が給与支払者へ提出する扶養親族申告書等にその旨を明記する等、所要の整備を行います。

(4) その他地方税法の改正に伴う規定の整備

3 施行期日

(1) 住宅ローン控除の特例の延長等及び個人住民税における合計所得金額に係る規定の整備

令和5年1月1日施行

(2) 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の一致

令和6年1月1日施行

(3) その他地方税法の改正に伴う規定の整備

原則、公布日施行

議案第65号関連資料
財産区有土地の処分について

1 要 旨

大窪村財産区及び大久保町財産区が所有する土地の売り払いにつき「地方自治法第96条第1項第8号」及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条」（予定価格4000万円以上で1件5000㎡以上の土地の売り払い）に基づきまして、議会の議決を求めるものです。

2 処分しようとする土地の表示

① 所在地 明石市大久保町大窪字大谷2611番1
地 目 溜池
面 積 15,447.69㎡（実測面積）
所有者 明石市大窪村財産区

② 所在地 明石市大久保町大窪字大谷2611番2
地 目 溜池
面 積 6,875.33㎡（実測面積）
所有者 明石市大久保町財産区

合計面積 22,323.02㎡（実測面積）

3 処分しようとする土地の処分価格及び相手方

処分価格 1,288,880,000円
処分相手 明石市大久保町大窪497番地の1
関西住宅販売株式会社 代表取締役 横野修三

4 処分の目的

耕作地の減少で不要となった、ため池（中池）を処分することにより、財産区財産の維持管理にかかる財源を確保するとともに、民間活力による良好な街区の形成を図ることを目的としています。

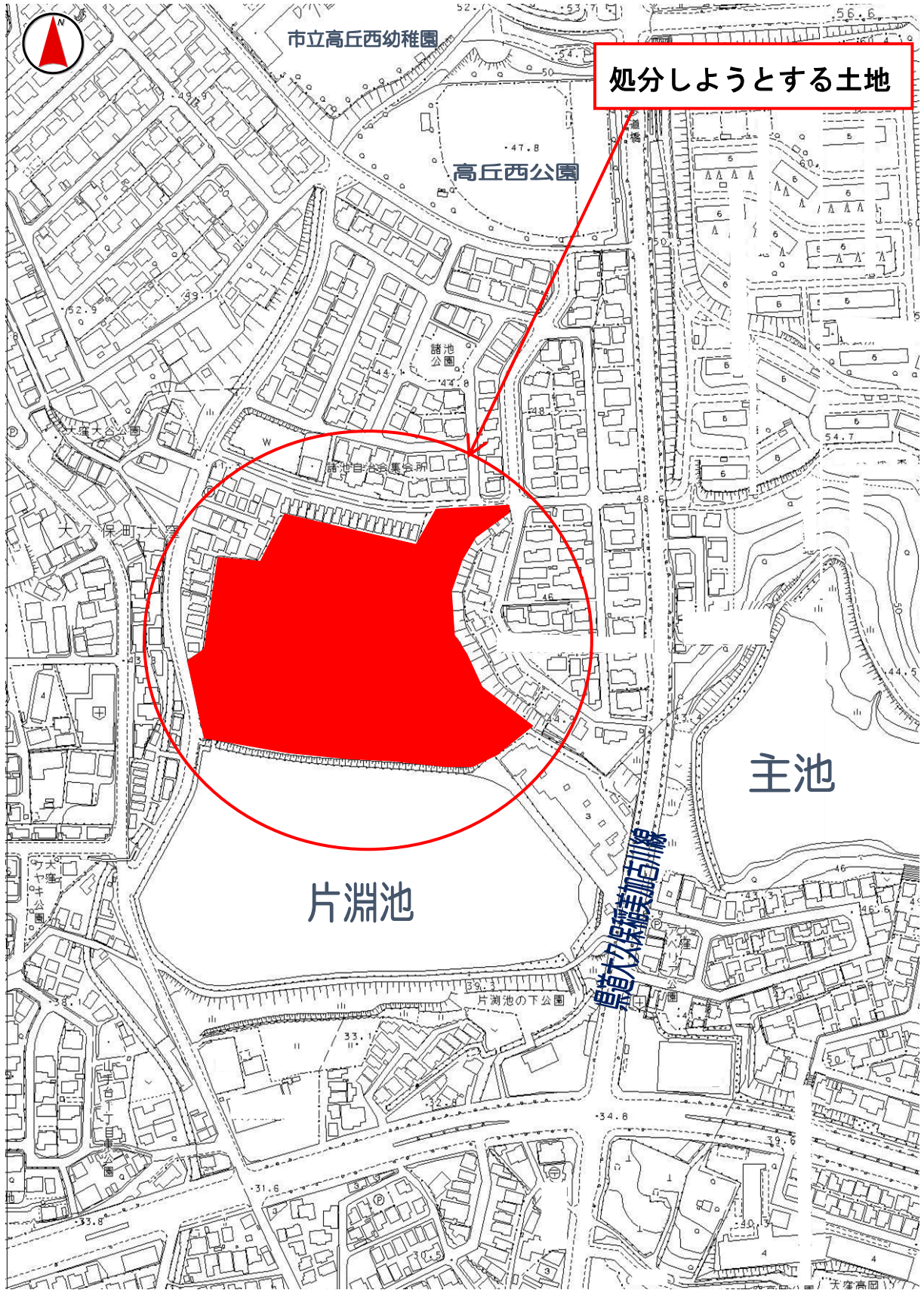
5 処分の方法

令和4年6月15日に一般競争入札を実施し、最高金額での入札者を落札者となりました。売買代金は明石市大窪村財産区、明石市大久保町財産区それぞれが所有する土地の面積で案分いたします。

6 処分の日程

令和4年6月28日に処分予定者と仮契約を締結しております。
第2回定例会（9月議会）での議決を条件として、本契約が成立する内容となっております。

【参考】 処分しようとする土地の付近見取図



議案第66号関連資料
財産区有土地の処分について

1 要 旨

松陰村財産区が所有する土地の売り払いにつき「地方自治法第96条第1項第8号」及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条」(予定価格4000万円以上で1件5000㎡以上の土地の売り払い)に基づきまして、議会の議決を求めるものです。

2 処分しようとする土地の表示

所在地	地目	面積(実測) (㎡)
明石市大久保町松陰字皿池339番16	原野	1,153.92
明石市大久保町松陰字皿池339番17	原野	110.89
明石市大久保町松陰字皿池339番18	原野	4.62
明石市大久保町松陰字皿池339番19	溜池	1,685.32
明石市大久保町松陰字袋谷340番37	原野	1,161.44
明石市大久保町松陰字袋谷340番38	原野	244.00
明石市大久保町松陰字袋谷340番39	原野	1,986.71
合 計		6,346.90

3 処分しようとする土地の処分価格及び相手方

処分価格 48,687,657円

処分相手 神戸市垂水区名谷町字前田953

西日本高速道路株式会社 関西支社 第二神明道路事務所
所長 梶房 宜昭

4 処分の目的

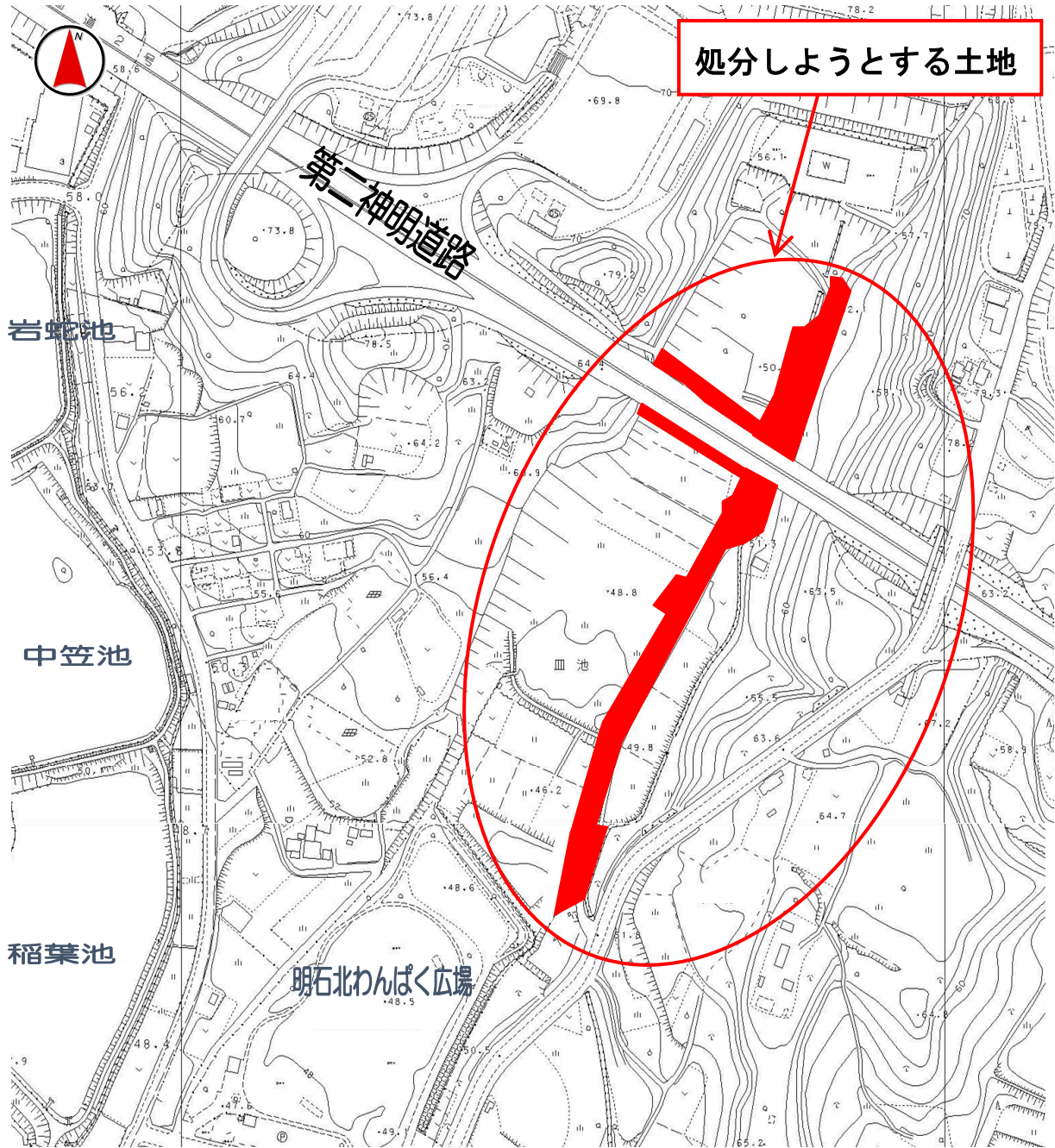
西日本高速道路株式会社がおこなう第二神明道路拡幅事業用地及び同事業に伴う石ヶ谷墓園への迂回路用地として。

5 処分の日程

令和4年8月23日に処分予定者と仮契約を締結しております。

第2回定例会(9月議会)での議決を条件として、本契約が成立する内容となっています。

【参考】 処分しようとする土地の付近見取図



令和3年度 ふるさと納税実績報告について

本市の令和3年度のふるさと納税については、寄附受付ポータルサイトを追加したことに加え、返礼品の拡充等を行った結果、寄附の受入件数及び金額ともに、前年度比約 1.2倍の増加となりました。歳入歳出の実質収支につきましても、3年連続で黒字を達成しております。

また、企業版ふるさと納税については、2年連続で寄附を受領しております。

1. 令和3年度の取り組み内容

- (1) 返礼品の拡充(令和3年度当初 460種類➡現在506種類)
- (2) 納税受付サイトの追加(「ふるさとチョイス」、「楽天」、「ふるなび」に加え「セゾン」を追加)

2. 令和3年度実績 [寄附入金額:当初目標額 350,000 千円]

- (1) 494,413,222円(19,800件) *前年度比120.0%(114.9%)

月別実績推移

<千円>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H30	10	52	60	3,830	4,940	5,505	10,635	17,253	44,608	4,465	4,575	6,893	102,826
R元	8,125	12,310	7,865	5,340	8,680	14,415	20,435	48,740	117,938	9,090	12,445	15,725	281,108
R2	16,542	17,903	15,498	18,659	15,420	24,119	29,672	64,534	148,028	18,106	18,798	24,780	412,059
R3	23,794	22,697	22,143	21,855	23,387	31,303	61,457	70,380	151,181	20,079	18,929	27,208	494,413
R4	22,921	26,710	33,007	30,145	26,561								

- (2) 市内外の実績 ※国の制度改正により令和元年度より市民への返礼品の提供中止

	市民		市民以外の人	
	受入件数	受入額(千円)	受入件数	受入額(千円)
平成30年度	388件	13,426	4,438件	89,400
令和元年度	14件	470	11,790件	280,638
令和2年度	52件	2,144	17,180件	409,915
令和3年度	18件	742	19,782件	493,671

- 3. 令和3年度の収支状況 ※市民が他市等へ寄附をした額の3/4を交付税算入額として試算(明石市への寄附) (市民の他市等への寄附) (交付税算入額) (収支)

494,413千円 - 845,338千円 + 634,004千円 = 283,079千円

※ (収支) (令和3年度 歳出:返礼品等経費) (経費を差し引いた実質収支)

283,079千円 - 225,889千円 = 57,190千円(前年度比 91.5%)

【参考】 過去3年間の収支の推移(千円)

	明石市への寄附	市民から市外等への寄附	交付税算入額	収支	実質収支
令和元年度	281,108	515,090	386,318	152,336	16,118
令和2年度	412,059	625,934	469,450	255,575	62,503
令和3年度	494,413	845,338	634,004	283,079	57,190

4. 応援プラン別実績

	応援プラン	件数	寄附額
1	明石の子育てを応援	7, 136	176, 999, 222円
2	市長(自治体)におまかせ	5, 825	159, 639, 000円
3	新型コロナウイルス感染症あかし支え合い基金	2, 927	66, 138, 000円
4	明石ダコの保護	1, 844	43, 043, 000円
5	明石のやさしいまちづくりを応援	1, 250	29, 662, 000円
6	明石商業高校に熱い応援を！	326	8, 019, 000円
7	明石のたからもの応援	259	6, 325, 000円
8	本のまち明石を応援	233	4, 588, 000円
	合計	19, 800	494, 413, 222円

5. 返礼品金額 TOP10 *約500商品 110事業者

1位	パンパース「肌いち」8パック(パンツ L)	6位	パンパース「肌いち」8パック(パンツビッグ)
2位	パンパース「肌いち」4パック(パンツ L)	7位	パンパース「肌いち」4パック(テープ S)
3位	トレイルミックスマット	8位	パンパース「肌いち」4パック(パンツビッグ)
4位	パンパース「肌いち」8パック(パンツ M)	9位	ライオンオーラルケアセット
5位	パンパース「肌いち」4パック(パンツ M)	10位	パンパース「肌いち」4パック(テープ M)

6. 今年度の取り組み

今年度につきましては、納税受付サイト(au PAY ふるさと納税)の追加、地元企業との連携によるさらなる返礼品の拡充を図り、様々な機会を捉えて本市の情報発信に努めます。

7. 企業版ふるさと納税について

企業版ふるさと納税は、民間企業等が本社所在地以外の自治体に寄附をした場合に、税制上の優遇制度(最大寄附額の約9割控除)が受けられるもので、実質寄附額の約1割の企業負担で地方創生の取組を応援できる制度です。

(1) 過去2年間の実績

年度	企業名	寄附金額	寄附事業
令和2年度	信金中央金庫	1,000万円	明石まちなか図書館事業(日新信用金庫との連携)
令和3年度	株式会社ダイセキ	1,000万円	豊かで安全な海づくり事業

(2) 今年度の取り組み

まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる本市の重要事業等に係る民間資金の活用、及び官民連携によるパートナーシップの取り組みの一環として、企業版ふるさと納税のさらなる活用を図るため、明石商工会議所やふるさと納税で得た市内企業とのつながりを通じて、当該制度のPRを行い、寄附金額の増加はもとより、市事業への支援・連携企業の増加に取り組みます。

なお、今年度についても令和3年度に引き続き株式会社ダイセキより豊かで安全な海づくり事業に1,000万円の寄附を受けており、豊かな海づくりのための事業や、豊かな海づくり大会に向けたPR費用に充てさせていただく予定になっております。

	項目名	充当事業名称	担当課	充当対象 事業費	国県等 その他 特定財源	ふるさと 納税 寄附金	一般財源
1	新型コロナウイルス感染症 あかし支え合い基金	新型コロナウイルス感染症 あかし支え合い基金積立金	財務担当	70,331	4,193	66,138	0
2	明石のやさしいまちづくりを応援	(目) 社会福祉総務費	福祉局全般	139,008	100,725	13,764	24,519
		犯罪被害者等支援事業	市民相談室	6,924	0	2,489	4,435
		市民相談事業	市民相談室	5,266	974	1,543	2,749
		LGBTQ+/SOGIE 施策推進事業	SDGs推進室	2,902	838	742	1,322
		SDGs 推進事業	SDGs推進室	1,074	184	320	570
		(目) 動物センター費	あかし動物 センター	30,696	646	10,804	19,246
3	明石の子育てを応援	(目) 子育て支援費	こども局全般	306,134	74,793	81,508	149,833
		保育士確保等対策事業	こども育成室	319,682	57,073	92,525	170,084
		あかし里親推進事業	さとおや課	8,712	294	2,966	5,452
4	明石のたからもの応援	(目) 天文科学館費	天文科学館	93,824	18,156	2,930	72,738
		観光協会支援事業	シティセールス 課	87,695	0	3,395	84,300
5	本のまち明石を応援	本のまち明石推進事業	本のまち推進室	5,981	232	70	5,679
		図書館運営事業	本のまち推進室	374,419	1,746	4,518	368,155
6	明石商業高校に熱い応援を！	(項) 高等学校費	明石商業高等 学校事務局	83,660	26,294	8,019	49,347
7	明石ダコの保護	水産一般振興事業	農水産課	51,639	1,054	41,249	9,336
		栽培漁業推進事業	農水産課	4,325	2,125	1,794	406
8	市長におまかせ	(目) 児童福祉総務費	こども局全般	171,687	53,286	14,176	104,225
		こども医療費助成事業	児童福祉課	1,512,625	297,693	145,463	1,069,469
計				3,276,584	640,306	494,413	2,141,865

※ 充当対象事業費は、各事業の総事業費のうち下記の性質に該当する事業費です。

新型コロナウイルス感染症あかし支え合い基金：積立金 こども医療費助成事業：扶助費

犯罪被害者等支援事業、市民相談事業、LGBTQ+/SOGIE施策推進事業：物件費・扶助費

観光協会支援事業、水産一般振興事業：物件費・補助費等 その他の事業：物件費

※ 「明石ダコの保護」に関しては、9月補正予算において、漁礁の設置と産卵用タコツボの投入にかかる経費を計上し、水産資源の保護に直接つながる事業を追加的に実施する予定です。

(仮称)明石市個人情報保護法施行条例の制定に向けて

1 本市の個人情報保護制度の状況

本市の個人情報保護制度については、現在、「明石市個人情報保護条例」(平成13年条例第1号)の規定に基づき実施しているところですが、今般、国の法体系一本化の方針により、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)」が改正されたことに伴い、令和5年4月1日以降は、地方公共団体の機関(議会を除く)に対しても法が直接適用されることとなります。

この法改正により、法と重複する内容の規定を条例で定めることが基本的にできなくなる一方で、個人情報開示請求に係る手続等については条例で独自に規定することとなります。

そこで、令和5年3月31日までに、現行の「明石市個人情報保護条例」を廃止し、新たに「(仮称)明石市個人情報保護法施行条例」(以下「新条例」といいます。)を制定することについて検討を進めています。

2 新条例の主な概要(案)

項目	現行制度	法の規定	新条例の規定(案)
① 開示請求に係る費用	実費	条例で規定	実費
② 開示決定の期限及び開示決定期間の延長	15日(初日算入) 延長45日以内	30日(初日不算入) 延長30日以内	14日(初日不算入) 延長30日以内
③ 開示決定期間の延長の特例	なし	あり(相当の期間)	あり(相当の期間)
④ 公務員の氏名の開示	原則開示	原則不開示	原則開示
⑤ 個人情報保護審議会の役割	個人情報の収集及び利用等についてその内容を審議	個人情報の収集及び利用等について審議会等による審議は不要	専門的な意見を聴く機関として引き続き設置

① 開示請求に係る費用

現行制度と同様に、コピー代等の実費を徴収します。

② 開示決定の期限及び開示決定期間の延長

現行制度及び本市の公文書公開制度では、開示請求書が提出された日から起算して15日以内(提出日算入)に決定を行い、やむを得ない場合には45日に限りその期間を延長できるとしています。

一方、法は、開示請求があった日から30日以内(請求日不算入)に決定を行い、延長の期間は30日以内に限ると規定し、条例によりこれらの日数を減らすことは認めています。増やすことは認めていません。

これを受け、新条例では、通常の決定期限については、現行制度と同様に、開示請求があった日から14日以内(請求日不算入)とします。他方、延長期間については、現行制度の45日にするを法が認めていないため、法が規定する上限の30日に短縮することにします。

③ 開示決定期間の延長の特例

現行制度では、開示決定期間の延長の特例に関する規定はありません。

一方、法は、開示請求に係る個人情報に著しく大量であるため、延長期間内(開示請求があった日から60日以内)にその全てについて開示決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、さらなる延長を認めています。

これを受け、新条例では、法の規定と同様に、決定機関の延長の特例を新たに規定することにしますが、延長期間の日数については、法の規定と異なり、上記②記載のとおり、開示請求があった日から44日(14日+30日)となります。

④ 公務員の氏名の開示

現行制度及び本市の公文書公開制度では、職務の遂行に係る公務員の氏名については、原則開示しています。

一方、法は、公務員の氏名を原則不開示としていますが、情報公開条例の規定により開示することとされている情報については、条例の規定により開示することを認めています。

これを受け、新条例では、明石市情報公開条例(平成14年条例第5号)の規定に鑑み、現行制度と同様に、職務の遂行に係る公務員の氏名を原則開示することにします。

⑤ 個人情報保護審議会の役割

現行制度では、市の各部署における個人情報の収集及び利用等について、その目的、取扱い等が適切であるかを審議する機関として、5名の委員による個人情報保護審議会を設置しています。

一方、法は、個人情報の収集、利用等について審議会等による審議は不要であるとして、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、国の個人情報保護委員会に対して必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができると規定しています。

これを受け、令和5年4月1日以降は、市の各部署における個人情報の収集及び利用等について個人情報保護審議会により審議する必要はなくなりますが、今後も、個人情報の適切な取扱いについて専門的な意見を聴くことができる第三者機関は必要であると考えますので、個人情報保護審議会を引き続き設置し、新条例に規定することにします。

3 今後のスケジュール

令和4年10月	意見公募手続(パブリックコメント)
令和4年12月	市議会に条例議案提出
令和5年4月1日	条例施行

明石市立地適正化計画の検討状況について

本市では、明石市立地適正化計画を今年度末に策定することとし、昨年度より検討を進めています。

この度、別紙のとおり計画（素案）をまとめましたので、報告します。

1 立地適正化計画の概要

立地適正化計画とは、都市の市民サービスや地域コミュニティが将来にわたって持続的に確保されることを目指し、都市再生特別措置法に基づき自治体が策定するものです。立地適正化計画においては、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加え、市街化区域の中に居住機能を誘導する区域を設定し、その中に医療、子育て、商業、行政の窓口機能などの都市機能を誘導する区域を設定します。

策定主体 明石市

対象区域 市内全域

主な記載事項 (1)まちづくり方針 (2)居住誘導区域
(3)都市機能誘導区域及び誘導施設 (4)誘導施策
(5)防災指針 (6)目標指標など

目標年次 概ね20年後の2043年度(令和25年度)

2 主な記載事項の考え方について

計画の「主な記載事項」の考え方は以下のとおりです。

(1) まちづくり方針

本市の人口は現在も増加が続いており、今後も市街化区域内の人口密度は高水準を維持していくと考えられます。そのため、現在の良好な住環境を維持し、誰もが便利で安心して暮らすことができる持続可能なまちづくりを目指すこととします。

まちづくり方針

「みんなが快適に暮らすことができる ～未来安心都市・明石～」

誘導方針

- ① 「誰ひとり取り残さない」住みよい環境の維持、向上
- ② 「住み続けたいまち」として本市のさらなる魅力の向上
- ③ 高齢化や多様なライフスタイルに対応した都市構造の構築
- ④ 災害弱者の増加などを踏まえた災害に強い都市構造への転換

(2) 居住誘導区域

本市の大部分は市街化区域で、人口密度や交通利便性が高く、既に「住みたい・住み続けたいまち」としての住宅基盤づくりが進んでいます。また、現在も人口増加が続いており、将来も大幅な人口減少が見込まれないことから、基本的には市街化区域全域を居住誘導区域に設定し、居住区域の現状維持を図ります。

※居住誘導区域から除外する区域

- ・市街化調整区域や保安林、土砂災害特別警戒区域、工業専用地域など法令等により居住誘導区域に含まないこととされている地域。
- ・特定工場用地及び工業地域のうち住宅の立地がみられない地域。なお、特定工場用地が廃止され、住宅地としての利用が見込まれる場合は、居住誘導区域に含める方針です。

(3) 都市機能誘導区域及び誘導施設

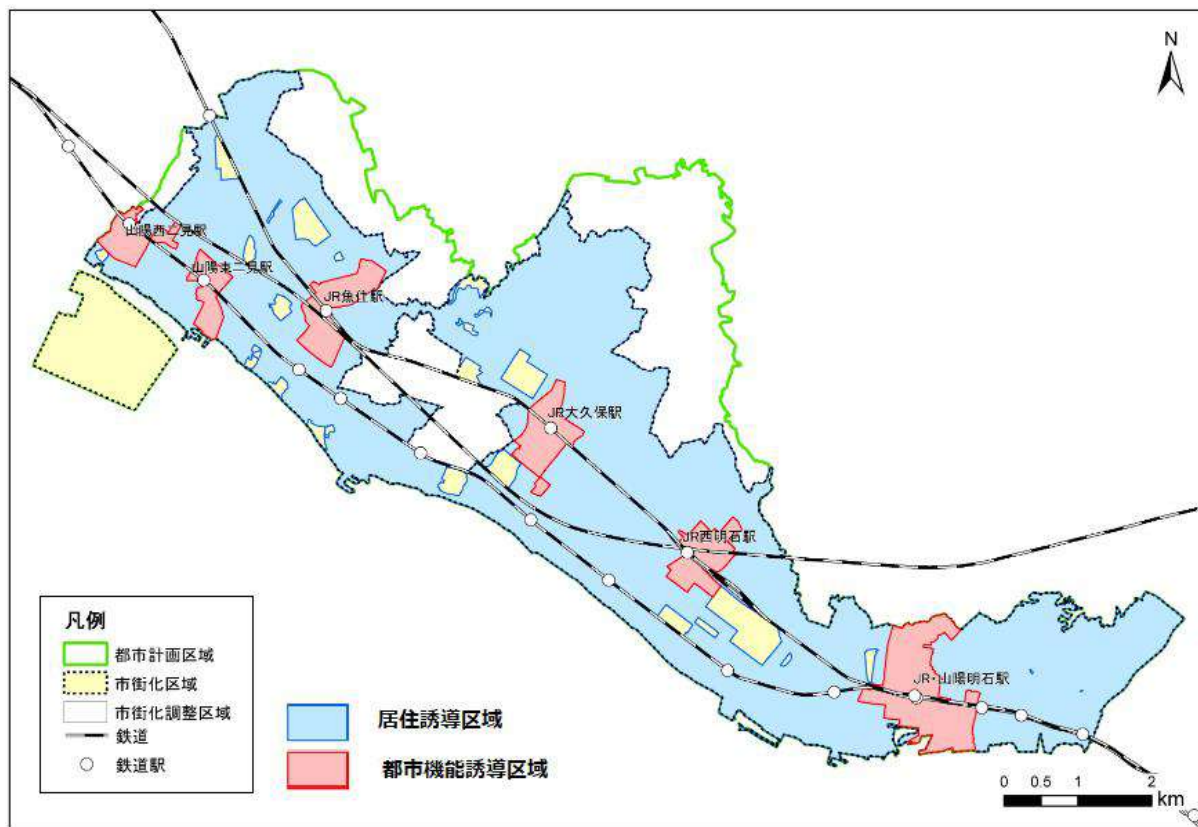
①都市機能誘導区域

上位計画となる明石市都市計画マスタープランの中心核や主要地域核、地域区分を踏まえ、以下の地域を範囲とします。

地域	
明石市東部地域 (JR・山陽明石駅、JR 朝霧駅周辺)	魚住地域 (JR 魚住駅周辺)
西明石地域 (JR 西明石駅周辺)	二見地域 (山陽東二見駅、山陽西二見駅周辺)
大久保地域 (JR 大久保駅周辺)	

範囲設定の考え方	具体的な範囲の設定基準
徒歩、自転車などにより容易に移動できる範囲	・拠点となる駅から半径 800mを目安とした区域
一定程度の都市機能が充実している範囲	・商業地域又は近隣商業地域に該当する区域 ・主要な公共公益施設や大規模商業施設などが立地する区域

(参考図) 居住誘導区域及び都市機能誘導区域



②都市機能誘導施設

既存施設の立地と今後の開発予定などを踏まえ、拠点駅周辺に誘導（維持）したい施設として、以下のとおり7種類設定します。

分類	都市機能誘導施設	主な既存施設
行政	行政窓口機能を有する施設	市役所本庁舎、あかし総合窓口、市民センター、西明石サービスコーナー
保健	保健施設	あかし保健所
子育て	子育て支援施設	明石こどもセンター、あかしこども広場
商業	商業施設 (延床面積 10,000 m ² 以上)	アスパia明石、イオン明石ショッピングセンター、イトーヨーカドー明石店
医療	地域医療支援病院	明石市立市民病院、明石医療センター
教育・文化	社会教育施設	あかし市民図書館、西部市民図書館、文化博物館、天文科学館
	文化・交流施設	明石市民会館、西部市民会館、勤労福祉会館、生涯学習センター、男女共同参画センター、サンライフ明石

③各都市機能誘導区域における誘導施設

各都市機能誘導区域の誘導施設は以下のとおりに設定します。

	明石東部 地域 (JR・山陽 明石駅、JR 朝霧駅周辺)	西明石 地域 (JR西明 石駅周辺)	大久保 地域 (JR大久 保駅周辺)	魚住 地域 (JR魚住 駅周辺)	二見 地域 (山陽東二 見駅、山陽 西二見駅周 辺)
行政窓口機能を有する施設	○	○	○	○	○
保健施設			○		
子育て支援施設	○		○		
商業施設(延床面積10,000㎡以上)	○		○		○
地域医療支援病院	○		○		
社会教育施設	○	○	○	○	○
文化・交流施設	○	○	○	○	

(4) 誘導施策

誘導方針を踏まえ、「居住誘導に関する施策」、「都市機能誘導に関する施策」、「公共交通等に関する施策」、「防災に関する施策」に分けて、「あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)」「あかしSDGs前期戦略計画(明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略(第2期))」に即して取組を進めていきます。

誘導施策の記載例

「居住誘導に関する施策」

- ・安全で快適な市街地環境の整備
- ・ユニバーサルデザインのまちづくり など

「都市機能誘導に関する施策」

- ・市内の均衡ある発展を目指した取組
- ・公共施設配置の適正化 など

「公共交通等に関する施策」

- ・公共交通ネットワークの維持・充実
- ・交通安全対策の充実 など

「防災に関する施策」

(5)の防災指針に記載

(5) 防災指針

本市の災害リスクには、水害や地震がありますが、防災の上位計画である「あかし安全のまちづくり計画」や「明石市地域防災計画」に即して、防災、減災に関する取組を進めていきます。

(6) 目標指標

目標指標は、誘導方針に対応し、4つの指標を設定します。

誘導方針	目標指標
「誰ひとり取り残さない」住みよい環境の維持、向上（居住誘導に関する施策の実施）	居住誘導区域内の人口密度
「住み続けたいまち」として本市のさらなる魅力の向上（都市機能誘導に関する施策の実施）	都市機能誘導区域内の誘導施設数
高齢化に対応した都市構造の構築（公共交通等に関する施策の実施）	公共交通利用圏
災害弱者の増加などを踏まえた災害に強い都市構造への転換（防災に関する施策の実施）	総人口にしめる避難所・避難場所の避難圏域の人口割合

3 今後のスケジュールについて

年	月	実施内容
2022年	8月	都計審報告【計画素案】
	9月	議会報告【計画素案】
	10月	パブリックコメント・市民説明会
	11月	第4回検討会議【計画案の作成】
2023年	1月	都計審報告【計画案】
	2-3月	計画案に基づく各種届出制度の事前周知
	3月	議会報告【計画案】・策定
	4月	公表、計画に基づく各種届出制度の運用開始

明石市立地適正化計画 (素案)

2022年(令和4年)9月現在

<目次>

第1章 策定に当たって.....	1-1
1.1 策定の背景.....	1-1
1.2 立地適正化計画とは.....	1-1
1.3 計画の位置付け.....	1-2
1.4 計画の目標年次.....	1-2
1.5 計画の対象区域.....	1-3
第2章 都市づくりの課題と潮流.....	2-1
2.1 本市の人口動向.....	2-1
2.1.1 総人口推移.....	2-1
2.1.2 年齢階層別人口推移.....	2-2
2.2 本市を取り巻く状況.....	2-3
2.2.1 人口密度・人口集中地区.....	2-3
2.2.2 都市施設の立地状況.....	2-6
2.2.3 公共交通.....	2-10
2.2.4 土地利用、建物利用.....	2-11
2.2.5 財政.....	2-13
2.2.6 災害ハザード（洪水及び土砂災害）.....	2-14
2.3 本計画により解決すべき課題.....	2-15
第3章 まちづくり方針.....	3-1
3.1 まちづくり方針.....	3-1
3.1.1 基本方針.....	3-1
3.1.2 誘導方針.....	3-2
3.2 目指すべき都市の骨格構造.....	3-3
第4章 居住誘導区域.....	4-1
4.1 居住誘導区域とは.....	4-1
4.2 居住誘導区域の設定方針.....	4-2
4.3 居住誘導区域の設定.....	4-7
4.3.1 居住誘導区域に含む区域.....	4-7
4.3.2 居住誘導区域に含めない区域.....	4-7
4.4 居住誘導区域.....	4-10
4.5 居住誘導区域外の方針.....	4-10
第5章 都市機能誘導区域及び誘導施設.....	5-1
5.1 都市機能誘導区域.....	5-1
5.1.1 都市機能誘導区域とは.....	5-1

5.1.2 都市機能誘導区域の設定方針	5-2
5.1.3 都市機能誘導区域の設定	5-3
5.1.4 都市機能誘導区域	5-5
5.2 誘導施設	5-10
5.2.1 誘導施設とは	5-10
5.2.2 誘導施設の設定方針	5-11
5.2.3 誘導施設の設定	5-12
5.2.4 誘導施設	5-13
第6章 誘導施策の検討	6-1
6.1 誘導施策とは	6-1
6.2 誘導施策の設定方針	6-2
6.3 誘導施策の設定	6-3
6.3.1 居住誘導誘導に関する施策	6-3
6.3.2 都市機能誘導に関する施策	6-3
6.3.3 公共交通等に関する施策	6-3
6.3.4 防災に関する施策	6-3
6.3.5 その他の取組	6-4
第7章 届出制度	7-1
7.1 届出制度とは	7-1
7.2 居住誘導区域外における届出の対象となる行為	7-1
7.3 都市機能誘導区域外における届出の対象となる行為	7-2
7.4 都市機能誘導区域内における届出の対象となる行為	7-2
第8章 防災指針	8-1
8.1 防災指針とは	8-1
8.2 防災指針の検討手順	8-1
8.3 災害リスクの現状整理	8-2
8.3.1 整理したハザード情報	8-2
8.3.2 災害リスクの現状整理	8-3
8.4 災害リスク分析	8-15
8.4.1 分析の考え方	8-15
8.4.2 災害リスクの分析	8-16
8.4.3 都市情報との重ね合せ	8-20
8.5 災害リスク分析から見た課題	8-24
8.6 防災まちづくりの将来像等の検討	8-26
8.7 具体的な取組の検討	8-27

第9章 目標指標と進行管理	9-1
9.1 目標指標	9-1
9.1.1 目標指標の基本的な考え方	9-1
9.1.2 目標指標の設定	9-1
9.2 進行管理	9-3

第1章 策定に当たって

1.1 策定の背景

我が国では、人口減少・少子高齢化が急速に進行しており、経済規模の縮小などによるインフラサービスや商業・医療・福祉といった都市における生活サービス水準の低下が懸念されています。

この課題に対応するために2014年（平成26年）に都市再生特別措置法（以下、法という。）が改正され、持続可能でコンパクトなまちづくりを進めるため、「立地適正化計画制度」が創設されました。

また、頻発化・激甚化する洪水、津波、土砂災害、地震などの自然災害に対応するため、2020年（令和2年）に法の一部が改正され、立地適正化計画の中に防災指針の項目が追加されました。これにより、持続可能でコンパクトかつ災害に強いまちを目指すことが期待されています。

このような背景から、本市においても、誰もが安心・安全に暮らせ、持続可能でコンパクトなまちづくりを推進するため、明石市立地適正化計画（以下、本計画という。）を策定するものです。

1.2 立地適正化計画とは

立地適正化計画とは、都市計画区域を対象とし、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加え、市街化区域の中に居住機能を誘導する区域（居住誘導区域）を設定し、その中に医療、保健、子育て、商業、行政の窓口機能などの都市機能を誘導する区域（都市機能誘導区域）などを設定するものです。

【立地適正化計画における主な記載事項】

- ・「対象区域」「基本的な方針」
- ・「居住誘導区域」「都市機能誘導区域」
- ・各都市機能誘導区域に立地を誘導すべき「誘導施設」
- ・「防災指針」など

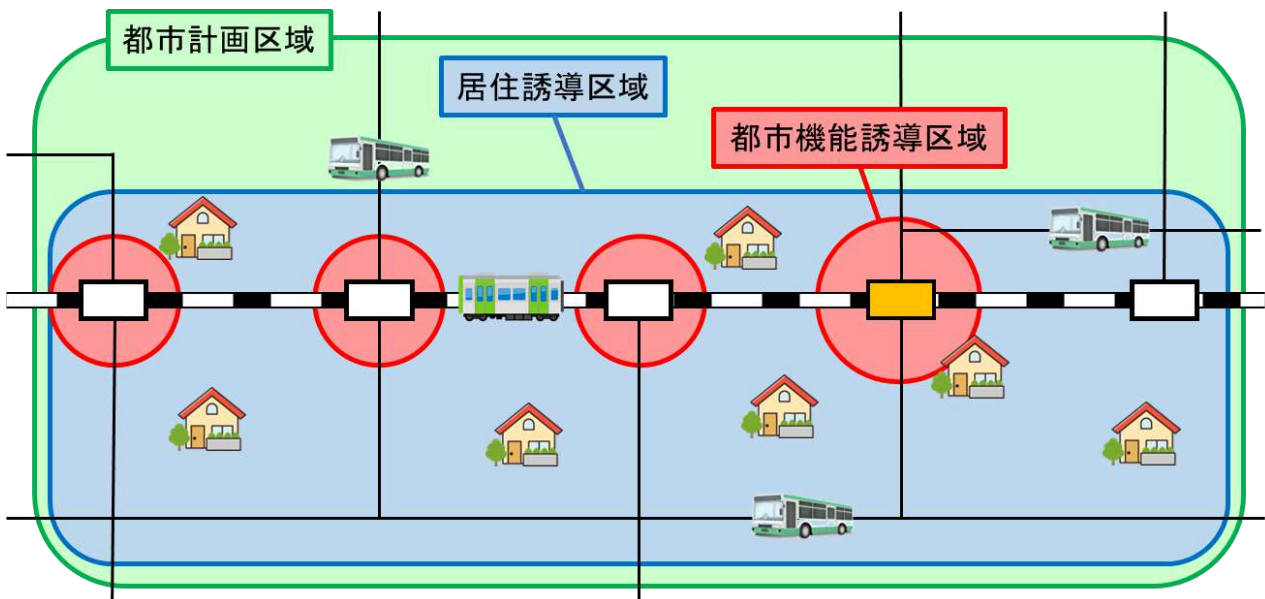


図 1-1 立地適正化計画イメージ図

1.3 計画の位置付け

本計画は、本市の都市計画に関する基本的な方針を定める「明石市都市計画マスタープラン」の一部として位置付けられ、上位計画である「東播磨地域都市計画区域マスタープラン」「あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）」「あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）」「明石市都市計画マスタープラン」で掲げている基本方針、将来都市像などと整合を図り、策定します。

また、公共交通、公共施設の再編、医療・福祉など、様々な計画・施策と整合を図り、総合的に検討していく必要があることから、これらの関連計画と連携し、計画を策定します。

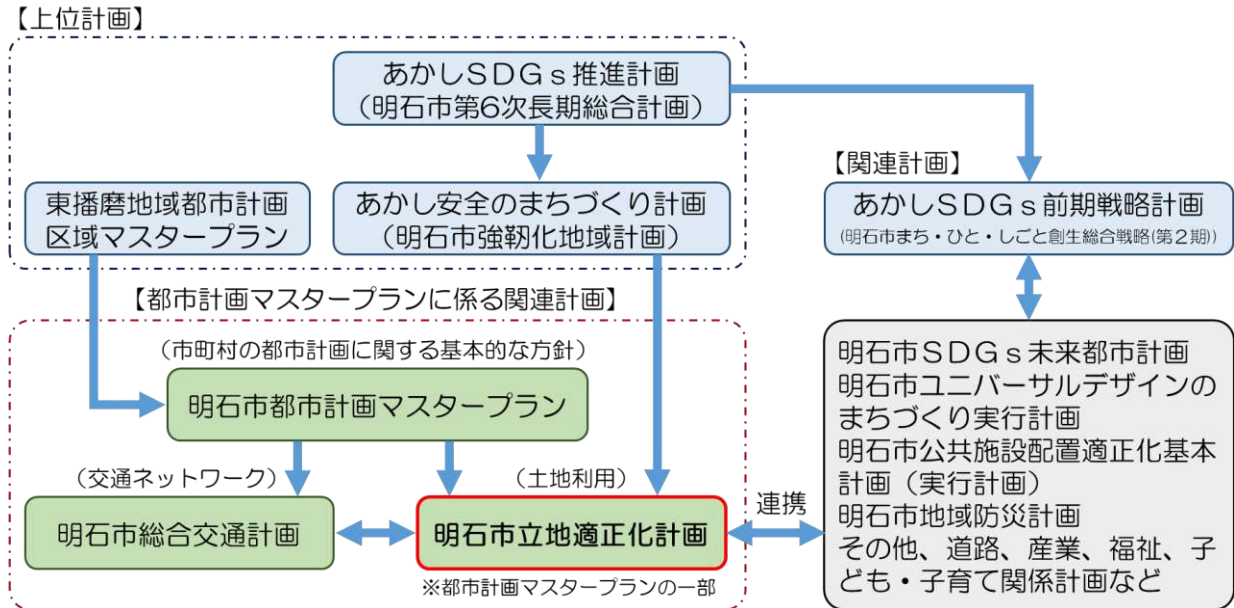
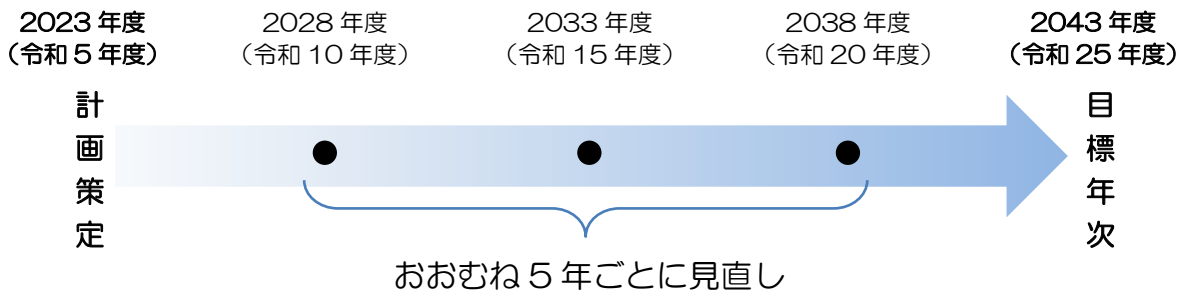


図 1-2 上位・関連計画との関係イメージ図

1.4 計画の目標年次

立地適正化計画は、長期的な都市の姿を展望しつつ、おおむね 20 年後も持続可能な都市として発展を目指すために策定するものです。そのため、本計画の目標年次は、2043 年度（令和 25 年度）とします。

なお、社会経済情勢の変化や上位・関連計画の改定などに対応するため、おおむね 5 年ごとに見直しを行います。



1.5 計画の対象区域

立地適正化計画の対象区域は、都市全体を見渡す観点から都市計画区域全域とすることが基本とされています。本市は、市内全域が都市計画区域となっているため、市内全域を本計画の対象区域とします。

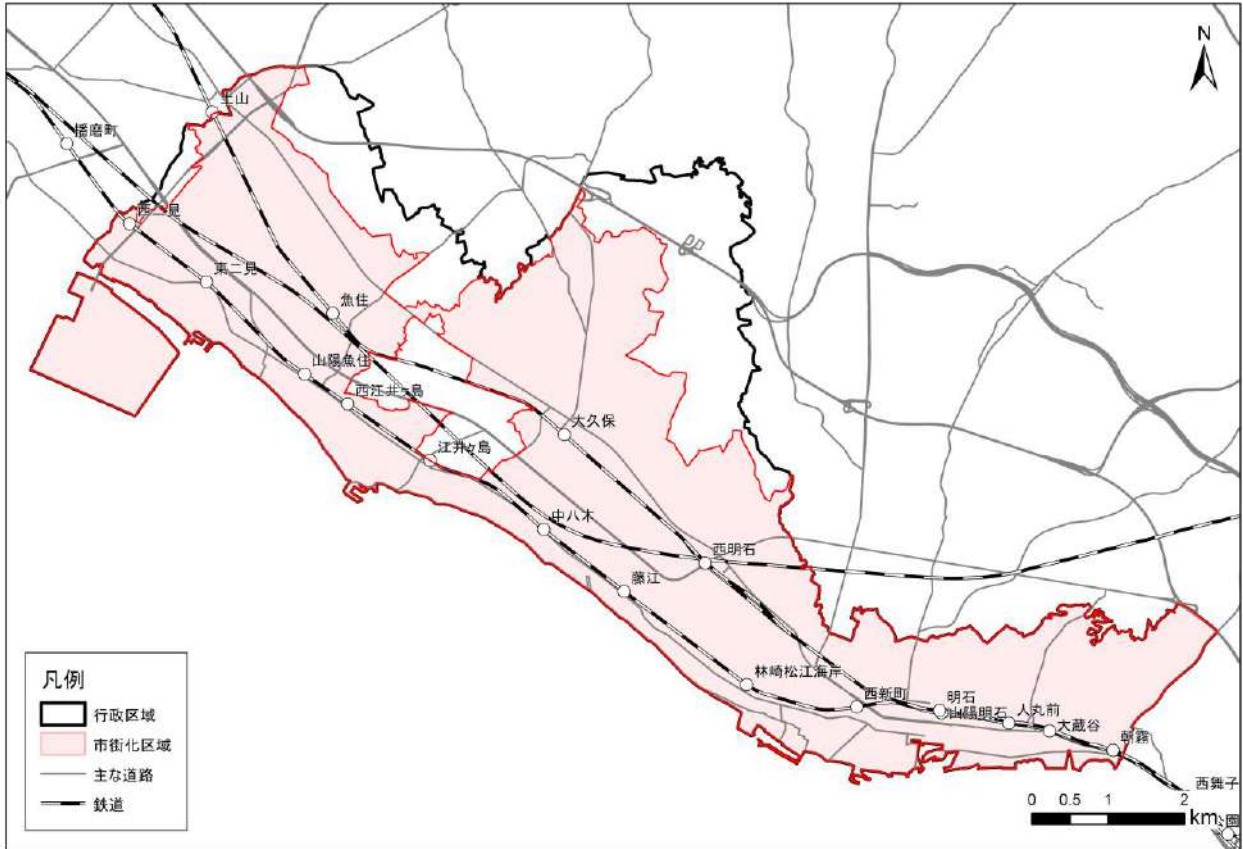



図 1-3 明石市全域図

第2章 都市づくりの課題と潮流

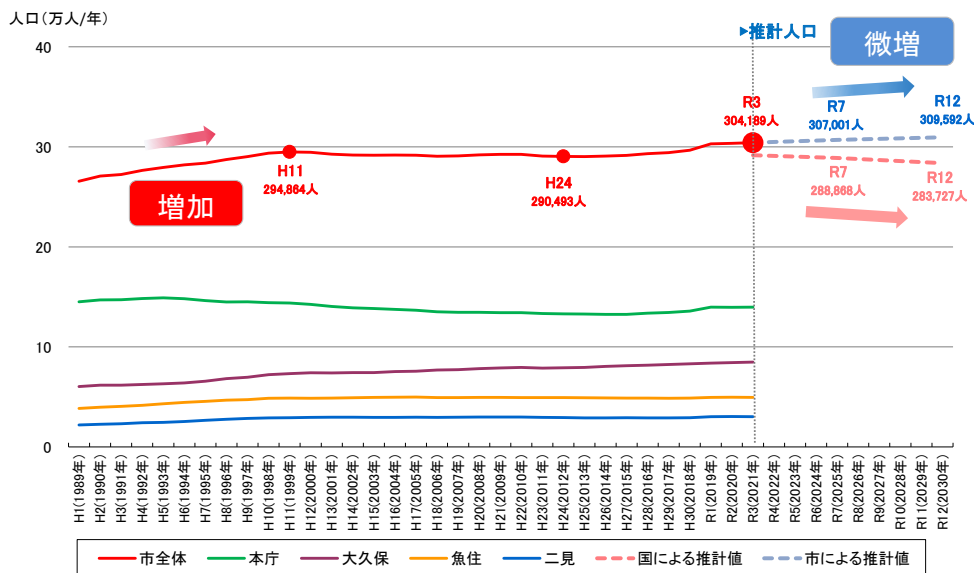
2.1 本市の人口動向

2.1.1 総人口推移

 人口は増加傾向。近い将来は減少に転じる見込み。

本市の人口は、2021年（令和年）時点で30.4万人となっています。推移をみると、1980年（昭和55年）から1999年（平成11年）まで増加を示し、その後はやや減少傾向が続いていましたが、2012年（平成24年）を境に9年連続で人口増加が続き、30万人を上回りました。

現在、人口は増加しているものの「あかしSDGs前期戦略計画」によると、人口は将来的には緩やかに減少傾向に転じると予測されています。



資料：国勢調査（市全体）・明石市統計書（各地域）


図 2-1 明石市の総人口と地区別人口の推移

(参考)「あかしSDGs前期戦略計画」における将来人口予測

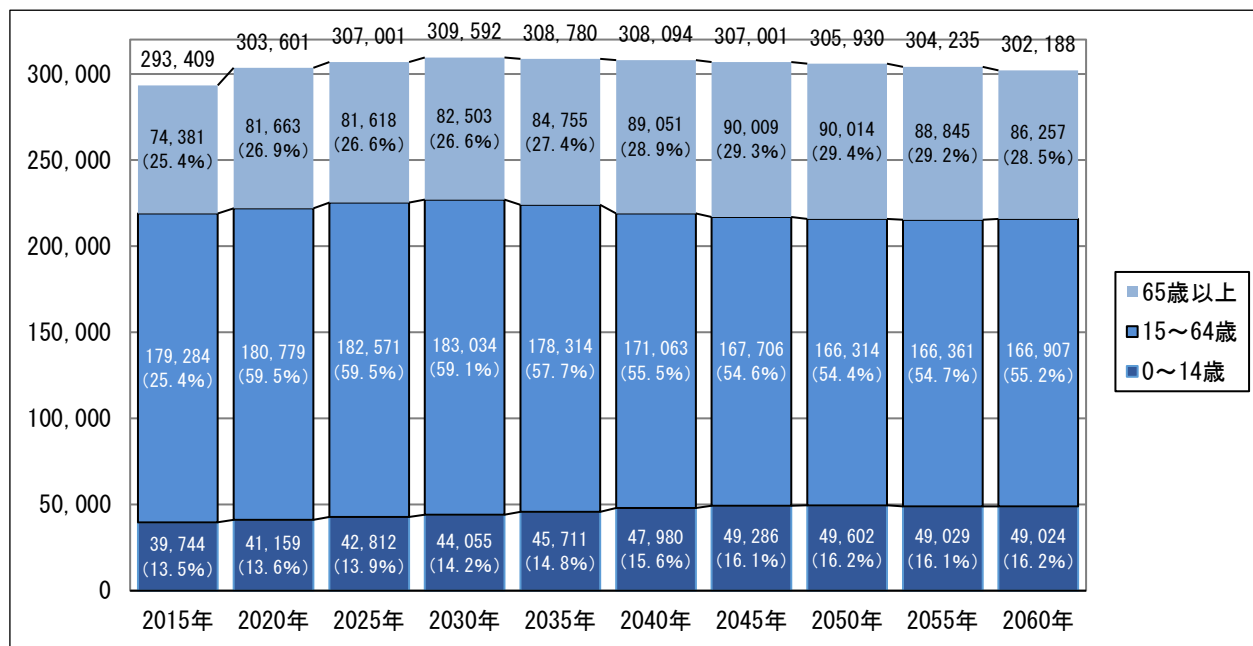


資料：あかしSDGs前期戦略計画

2.1.2 年齢階層別人口推移

 高齢化率は増加傾向。2045年（令和27年）の高齢化率は29.3%となる見込み。

高齢者人口（65歳以上）の割合は増加傾向にあり、2020年（令和2年）の高齢化率は26.9%となっています。今後も高齢化率は増加する見込みで、2045年（令和27年）には29.3%になると予測されています。



資料：あかしSDGs前期戦略計画

図 2-2 年齢3区分別将来人口推移

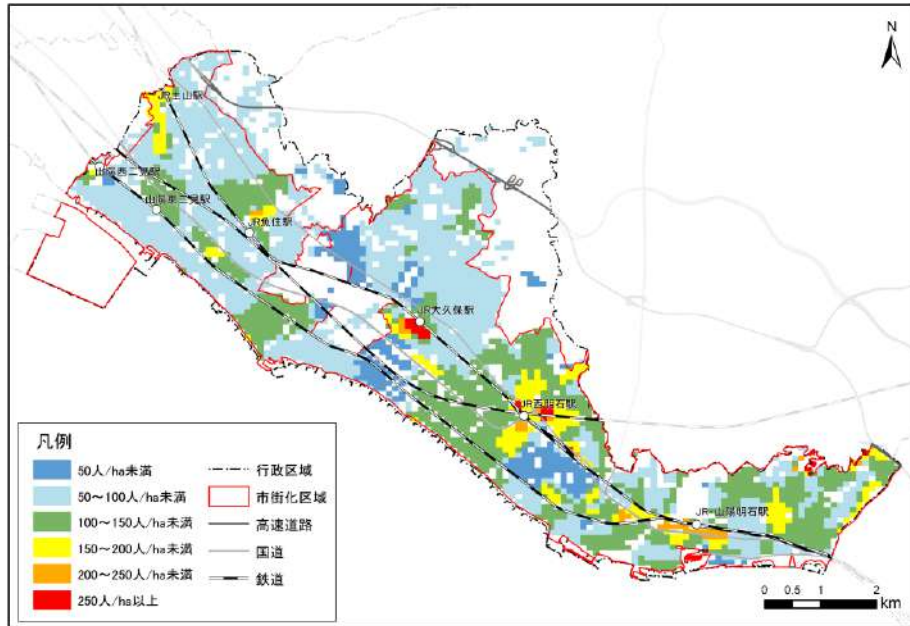
2.2 本市を取り巻く状況

2.2.1 人口分布・人口集中地区

(1) 人口密度分布

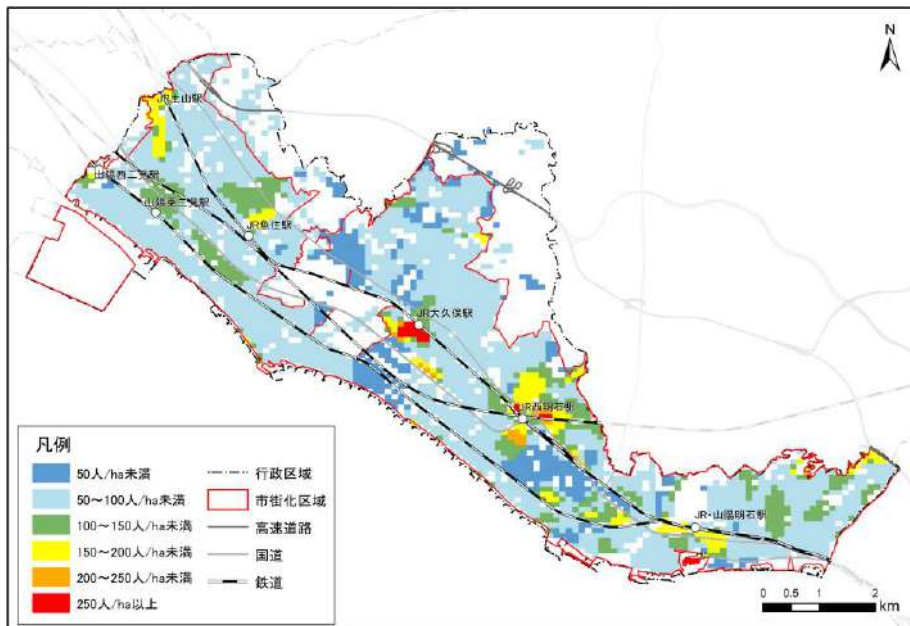
 鉄道駅周辺などの利便性の高い地域の人口密度は高水準で維持。

現況人口分布図では、鉄道駅周辺の人口が多くなっており、西部と比較して、東部に人口が集中しています。将来人口分布図では、鉄道駅周辺の人口密度は比較的高水準で維持していますが、100人/ha～150人/haのエリアが減少し、50人/ha～100人/haのエリアが増加する見込みです。



資料：令和2年国勢調査

図 2-3 現況人口(2020年(令和2年)分布図



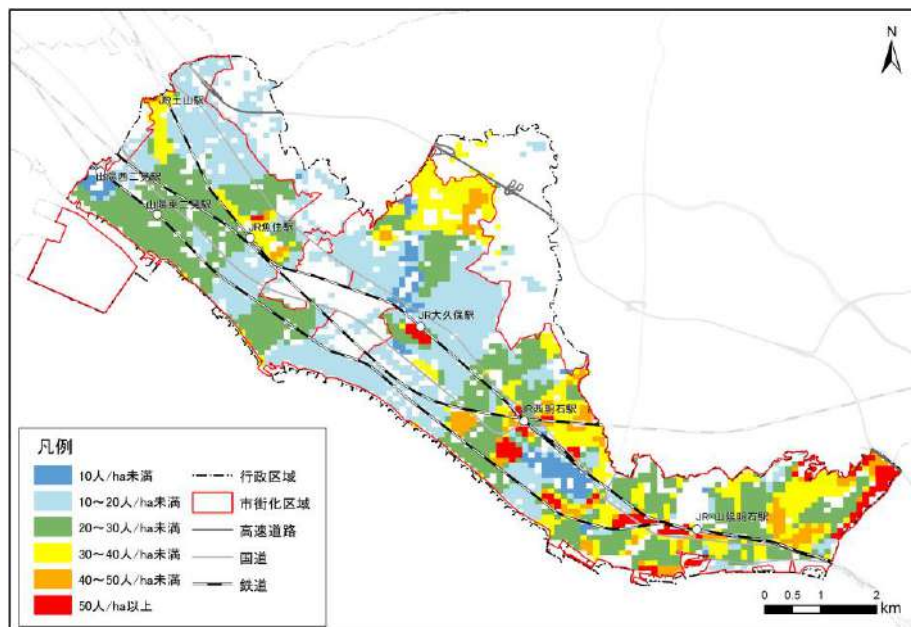
資料：国土交通省 将来人口・世帯予測ツール（平成27年国勢調査ベース）より作成

図 2-4 将来人口(2045年(令和27年)分布図

(2) 高齢者人口密度分布

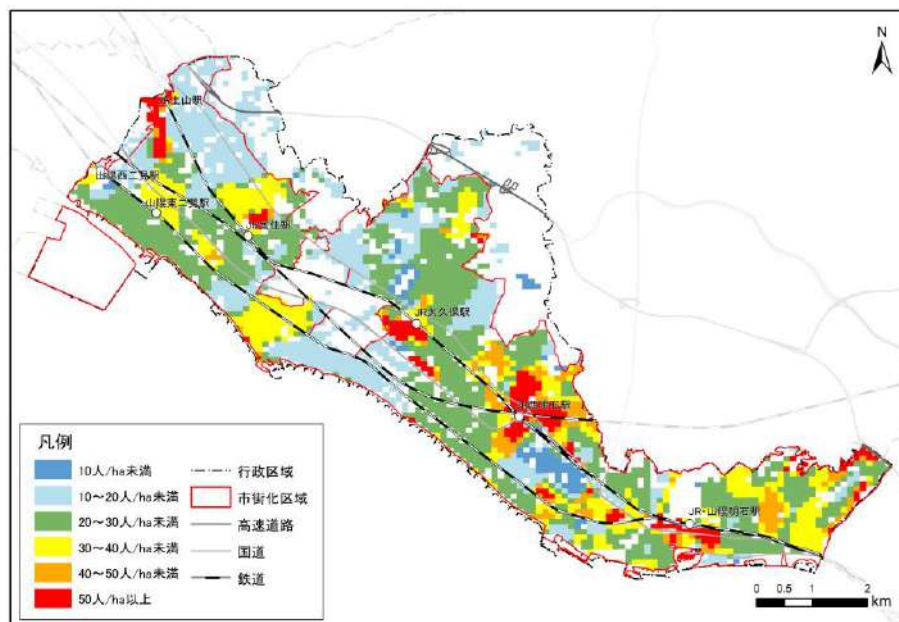
高齢者人口は東部に集中。将来的には市内全体で高齢者が増加する見込み。

現況高齢者人口分布図では、鉄道駅周辺の人口が多くなっており、西部と比較して、東部に人口が集中しています。将来高齢者人口分布図では、西部の鉄道駅周辺にも高齢者が増加する見込みです。



資料：令和2年国勢調査

図 2-5 現況高齢者人口(2020年(令和2年)分布図



資料：国土交通省 将来人口・世帯予測ツール（平成27年国勢調査ベース）より作成

図 2-6 将来高齢者人口分布図

(3) 人口集中地区(DID)

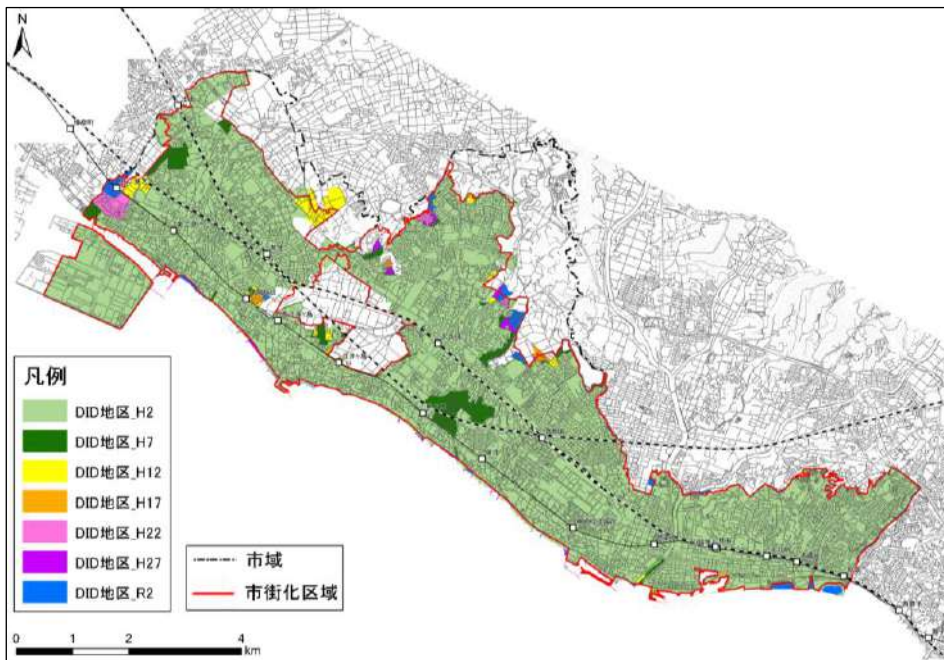
市街化区域のほぼ全域が人口集中地区。人口密度は 75 人/ha と高水準。

本市の人口集中地区（DID）は、市域の 7 割以上、市街化区域の 9 割以上を占めています。DID 人口密度は約 75 人/ha で推移しており、住宅用地及び中心市街地として適切な人口密度を維持しています。

○人口集中地区（DID）とは、以下の基準を満たす基本単位数等の集まりによって構成される地域

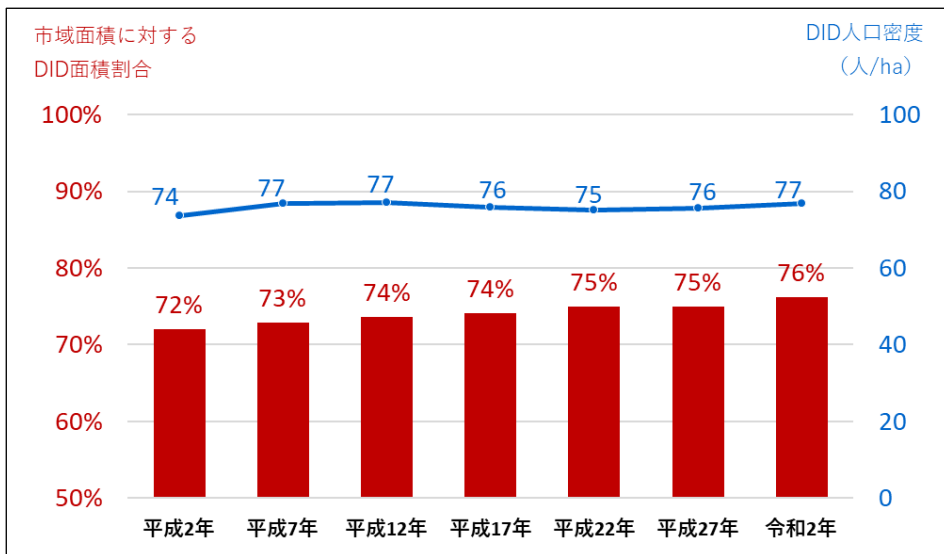
- ・住宅用地：土地の高度利用を図るべき区域で 100 人/ha 以上、その他の区域で 80 人/ha 以上を目標とする。
土地利用密度の低い地域であっても、60 人/ha 以上とすることを基本とすることが望ましい。
- ・中心市街地：40 人/ha 以上の市街地の連担している区域及び当該区域に近接した集落を含めた区域とすることが望ましい。

資料：第 12 版 都市計画運用指針



資料：国勢調査

図 2-7 DID分布図



資料：国勢調査

図 2-8 DID面積割合と人口密度の推移

2.2.2 都市施設の立地状況

都市施設は充実。市街化区域内ではおおむね徒歩圏内に立地。

本市の都市施設の徒歩圏域（800m 圏域）は、おおむね市内全域をカバーしています。

医療施設（図 2-9）及び商業施設（小売）（図 2-12）の徒歩圏域は、鉄道駅から離れた地域でも立地しており、おおむね市内全域をカバーしています。

介護施設（図 2-10）、商業施設（スーパー）（図 2-11）、教育施設（図 2-13）、コミュニティ施設（図 2-14）及び子育て施設（図 2-15）の徒歩圏域は、鉄道駅の徒歩圏域において、一部カバー不足の地域がありますが、おおむね市域内をカバーしています。

【都市施設の定義】

徒歩圏域（800m 圏域）：「不動産の表示に関する公正競争規約施行規則」を基に、徒歩移動時間を分速 80m とした場合に 10 分間で移動できる圏域

医療施設：病院、診療所（主に外来患者を診察する施設）

介護施設：グループホーム、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅、介護付き有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、地域総合支援センター、小規模多機能型居宅介護、高齢者ふれあいの里、特別養護老人ホーム、看護小規模多機能型居宅介護、総合相談窓口、老人保健施設、認知症に関する相談窓口、養護老人ホーム

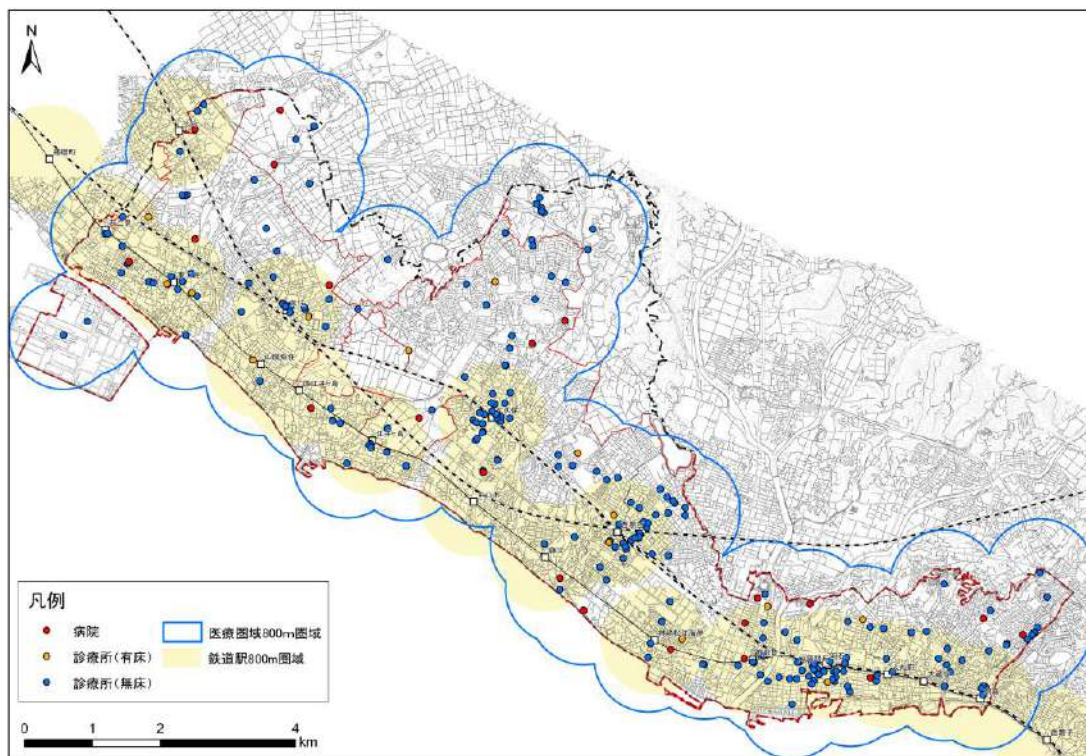
商業施設（スーパー）：スーパーマーケット、ディスカウントストア

商業施設（小売）：コンビニ、ドラッグストア

教育施設：小学校、中学校、幼稚園

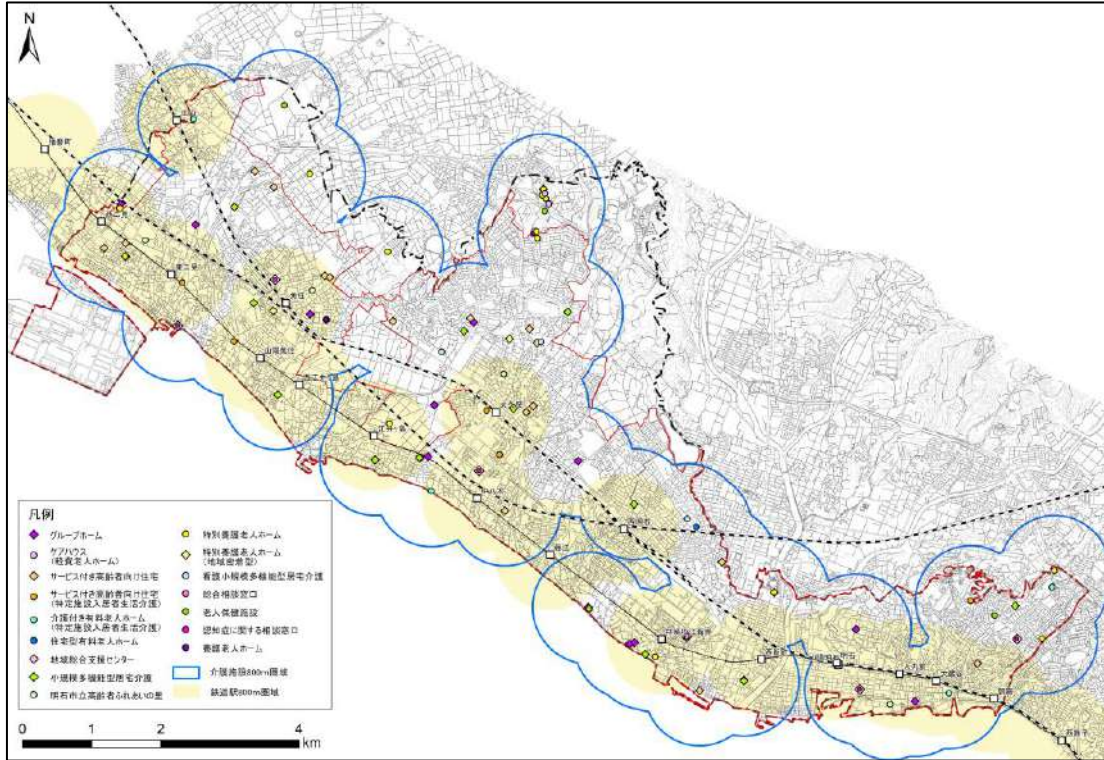
コミュニティ施設：コミュニティセンター

保育施設：私立保育所、公立保育所、私立小規模保育事務所、私立認定こども園、公立認定こども園



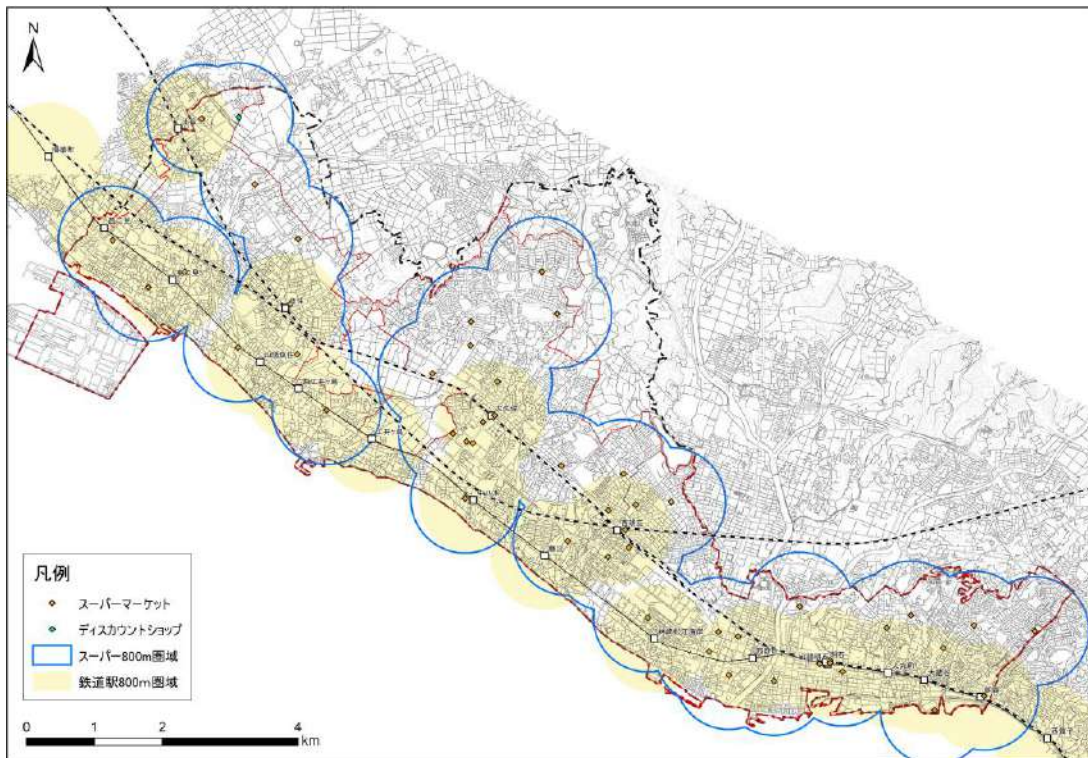
資料：建築確認申請、明石市資料（病院台帳）（2019年（令和元年）現在）

図 2-9 都市施設(医療施設)分布図



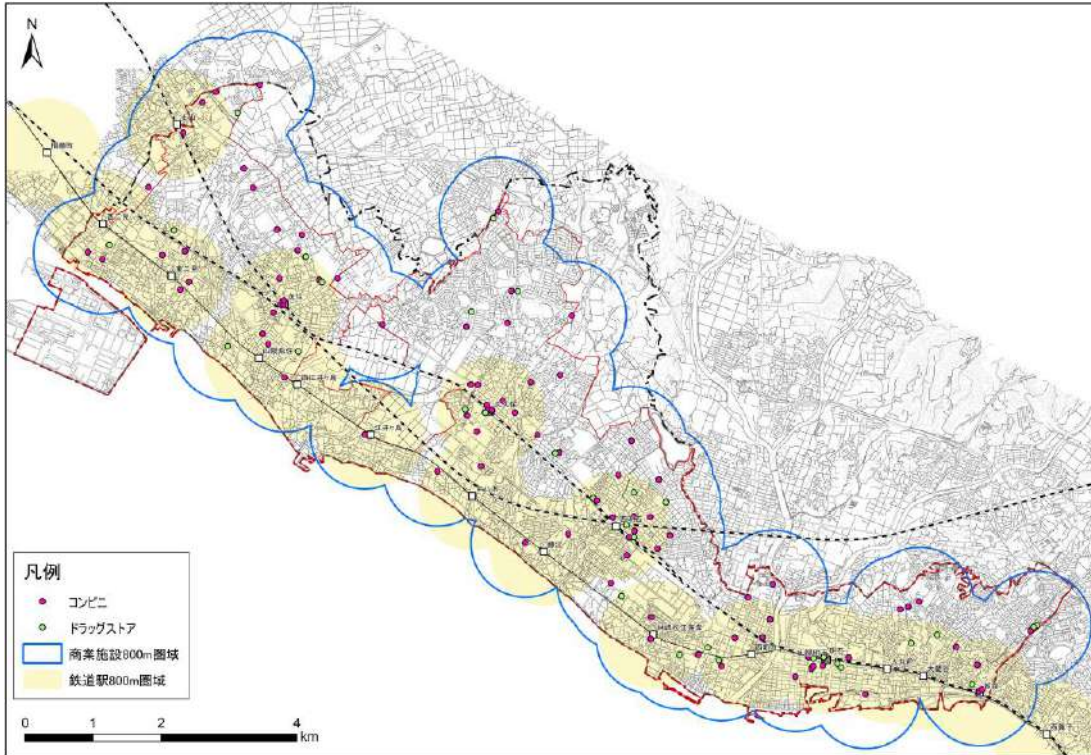
資料：建築確認申請、明石市資料(2019年(令和元年)現在)

図 2-10 都市施設(介護施設)分布図



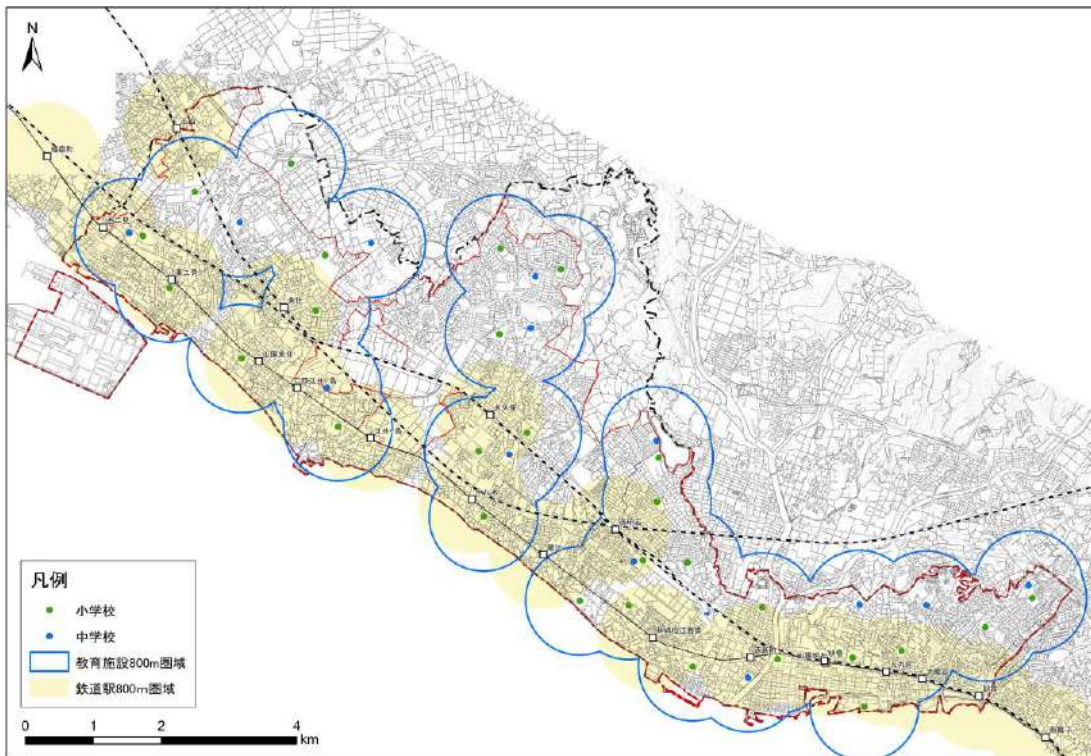
資料：建築確認申請、明石市資料(2019年(令和元年)現在)

図 2-11 都市施設(商業施設(スーパー))分布図



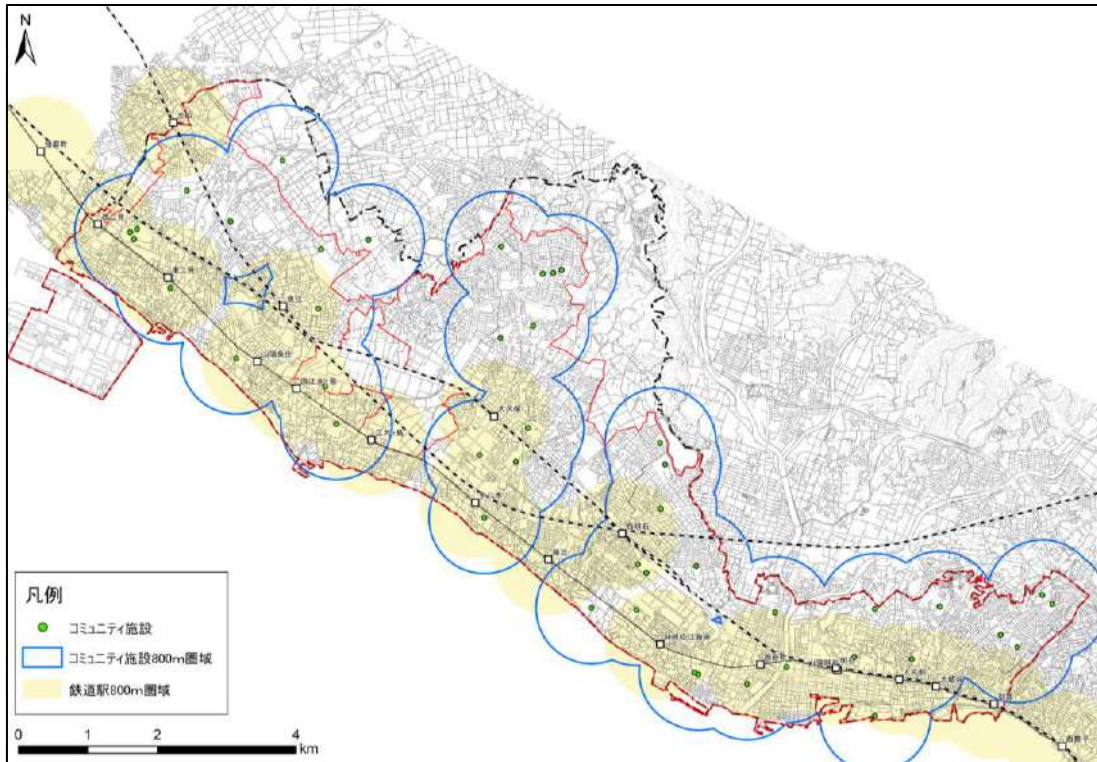
資料：建築確認申請、明石市資料(2019年(令和元年)現在)

図 2-12 都市施設(商業施設(小売))分布図



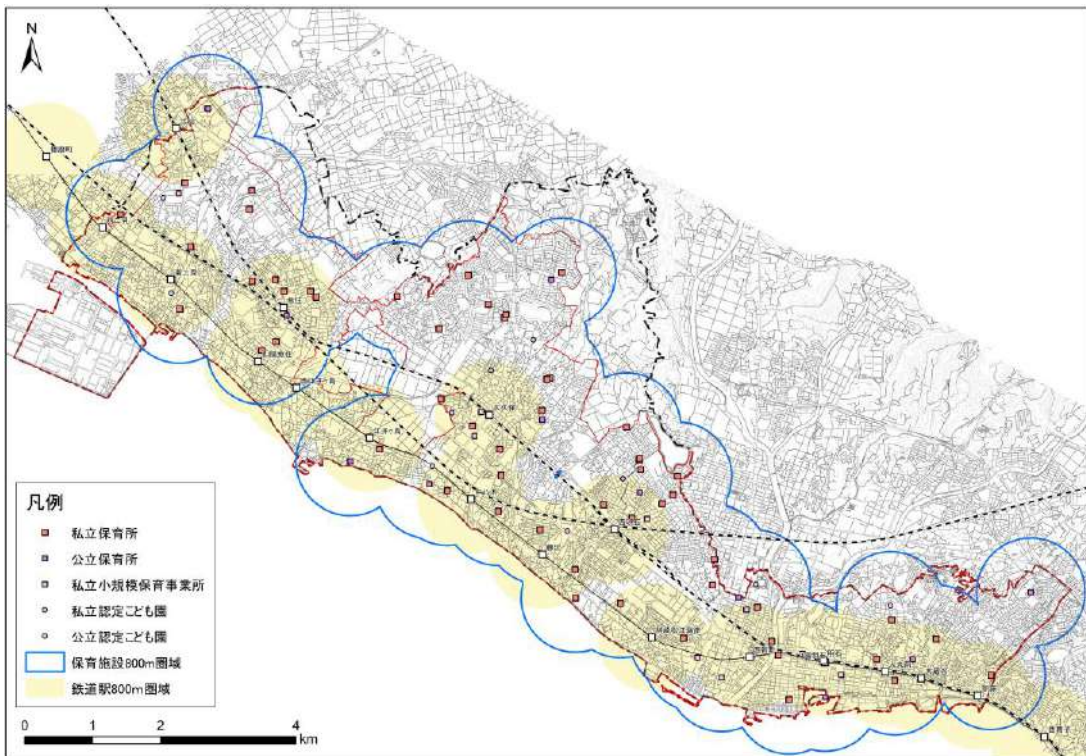
資料：建築確認申請、明石市資料(2019年(令和元年)現在)

図 2-13 都市施設(教育施設)分布図



資料：建築確認申請、明石市資料(2019年(令和元年)現在)


図 2-14 都市施設分布(コミュニティ施設)



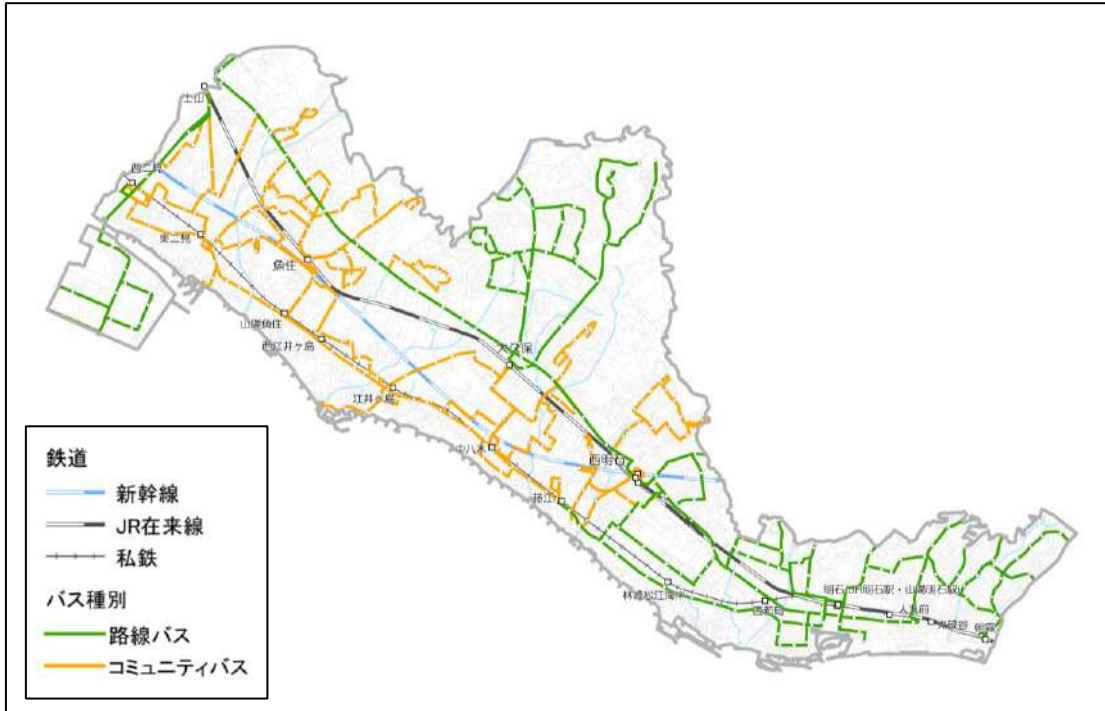
資料：建築確認申請、明石市資料(2019年(令和元年)現在)

図 2-15 都市施設分布(保育施設)

2.2.3 公共交通

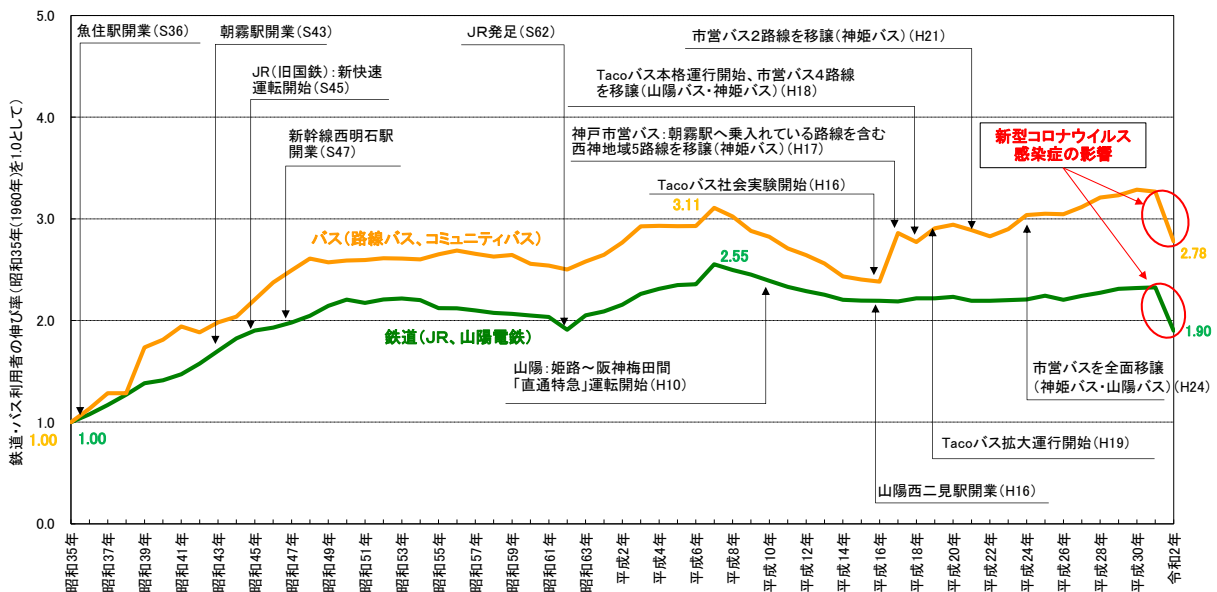
 公共交通ネットワークは充実。バスの利用者数は増加傾向。

市内の公共交通ネットワークは、鉄道(JR、山陽)、バス(路線バス、コミュニティバス)が運行する路線によって形成されており、おおむね市内全域をカバーしています。バス利用者は増減を繰り返しながらも増加傾向です。



資料：明石市総合交通計画

図 2-16 公共交通ネットワーク図



※バス利用者の伸び率 (昭和 35 年 (1960 年) を 1.00 として)

資料：明石市統計書

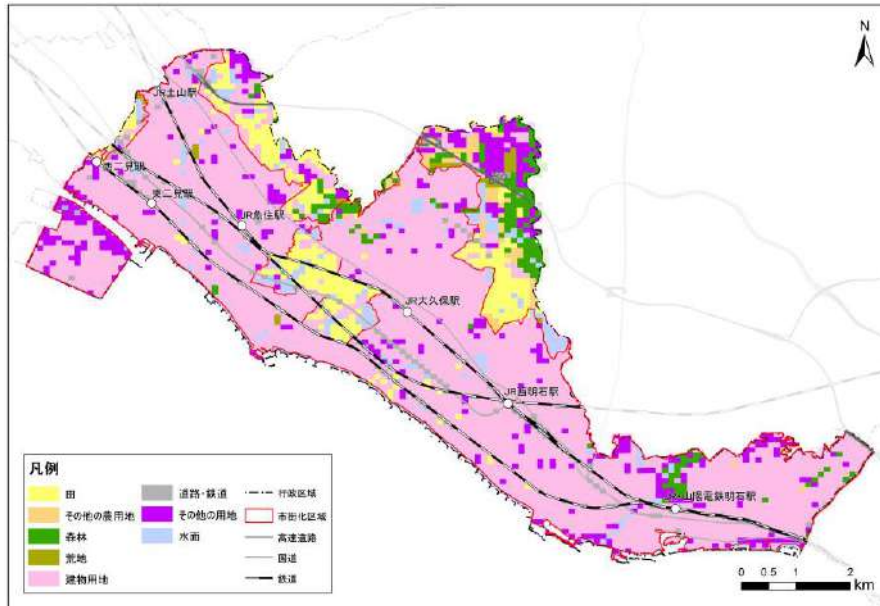
図 2-17 鉄道、バス利用者の推移

2.2.4 土地利用、建物利用

- 市域の大部分は「建物用地（宅地）」で増加傾向。「田」「畑」は減少傾向。
- 市内全域で空き家が分布し、特に東部に集中。

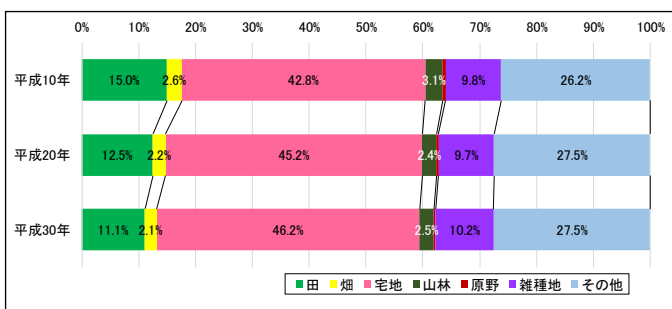
土地利用分布図をみると、市街化区域の大部分が「建物用地（宅地）」となっています。市街化調整区域では「田」「森林」が目立ちます。地目別土地利用面積の推移をみると、人口増加に伴い、宅地化が進んでいることから、「宅地」が増加し、「田」「畑」が減少しています。

空き家分布図をみると、市内全域で空き家が確認でき、特に東部において、空き家が多くなっています。



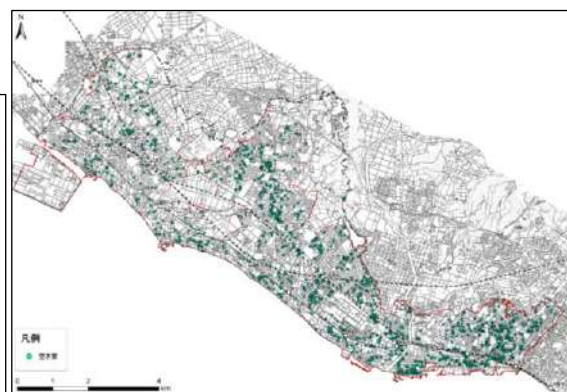
資料：2016年国土数値情報「土地利用」を基に家屋データ（2018年1月1日現在）及び航空写真で修正

図 2-18 土地利用分布図



資料：土地利用現況図

図 2-19 地目別土地利用面積の推移

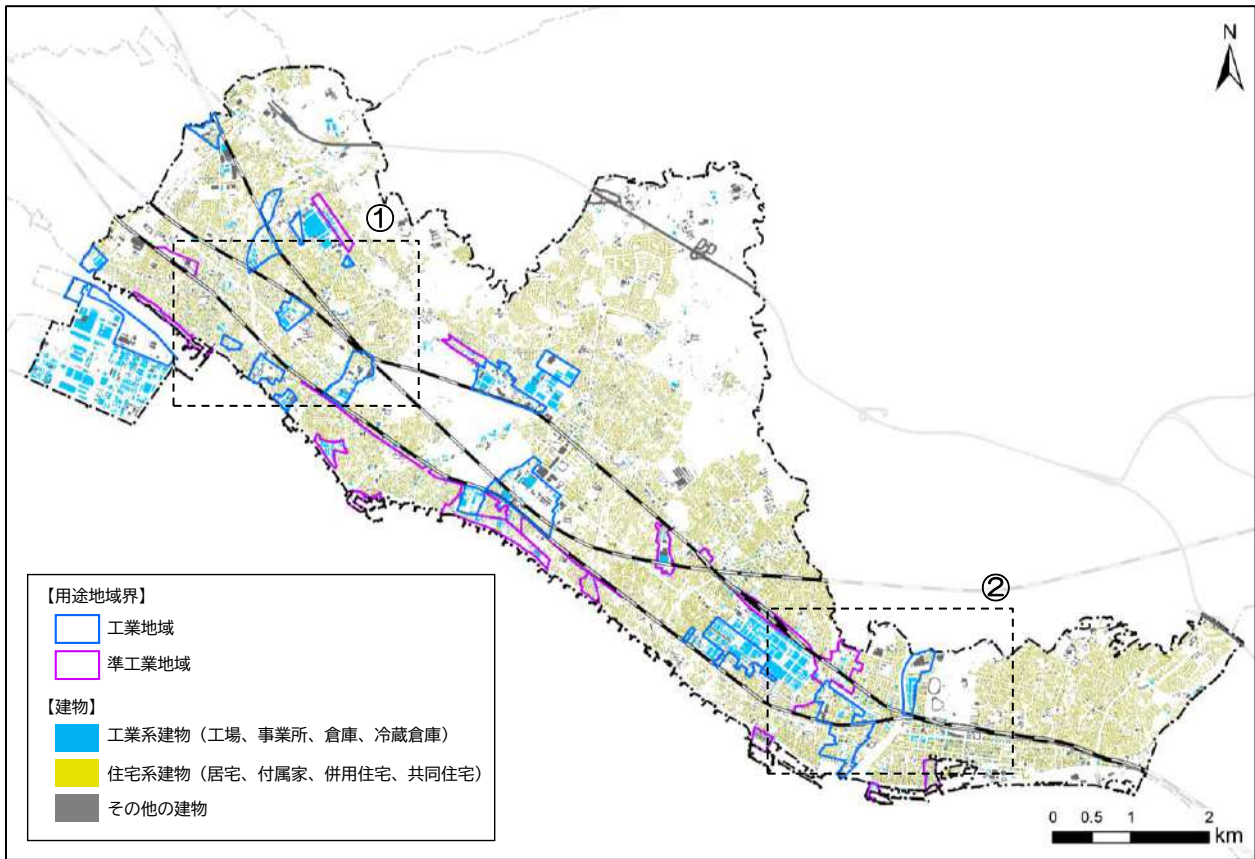


資料：空き家調査(1998年～2018年)

図 2-20 空き家分布図

工業地域、準工業地域において、住宅と工業地が混在する市街地が存在

工業系用途地域と建物立地状況をみると、工業地域及び準工業地域において、住宅と工業地が混在する地域がみられます。これらの地域では、既に住工混在の市街地としての住環境が維持されています。



【拡大図①】



【拡大図②】



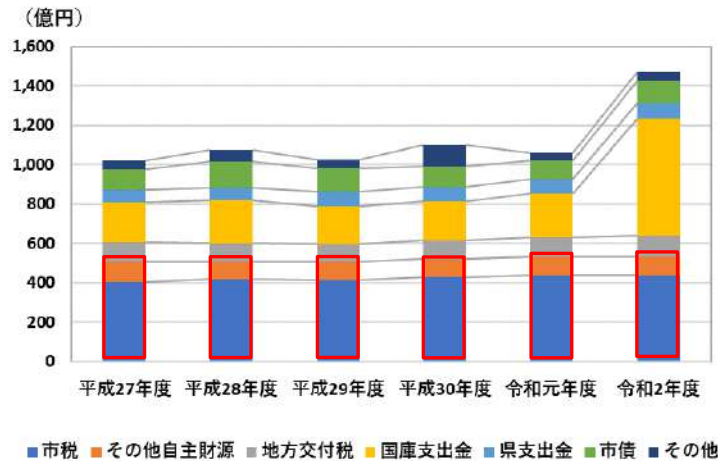
図 2-21 工業系用途地域と建物立地状況

2.2.5 財政

(1) 歳入

本市の歳入は市税及びその他自主財源が半数。

本市の歳入は、年間約 1,000～1,100 億円で推移しており、市税及びその他自主財源が半数を占めています。令和 2 年度は例年よりも新型コロナウイルス感染症対策に係る各種交付金である国庫支出金が増大したため、歳入が 1,400 億円を上回っています。



※令和 3 年度に追加された「法人事業税交付金」「自動車税環境性能割交付金」については、「その他」に含む。

資料：明石市統計書

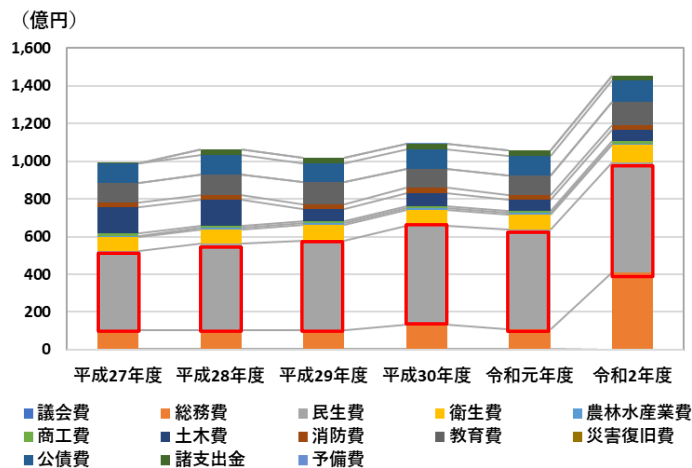
図 2-22 歳入の状況

(2) 歳出

本市の歳出は民生費が半数。

本市の歳出は、年間約 1,000～1,100 億円で推移している。このうち、民生費の占める割合が最も多く約半数を占めており、毎年増加傾向です。令和 2 年度は例年よりも新型コロナウイルス感染症対策に係る給付金給付事業等の総務費が増大したため、歳出が 1,400 億円を上回っています。


※民生費：地方自治体の歳出において福祉などに支出される費用



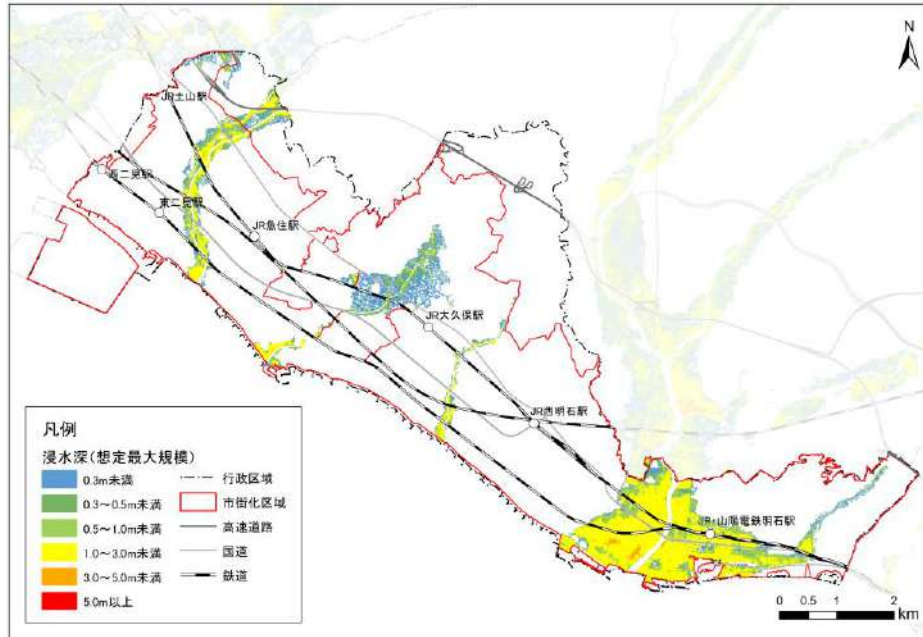
資料：明石市統計書

図 2-23 歳出の状況

2.2.6 災害ハザード(洪水及び土砂災害)

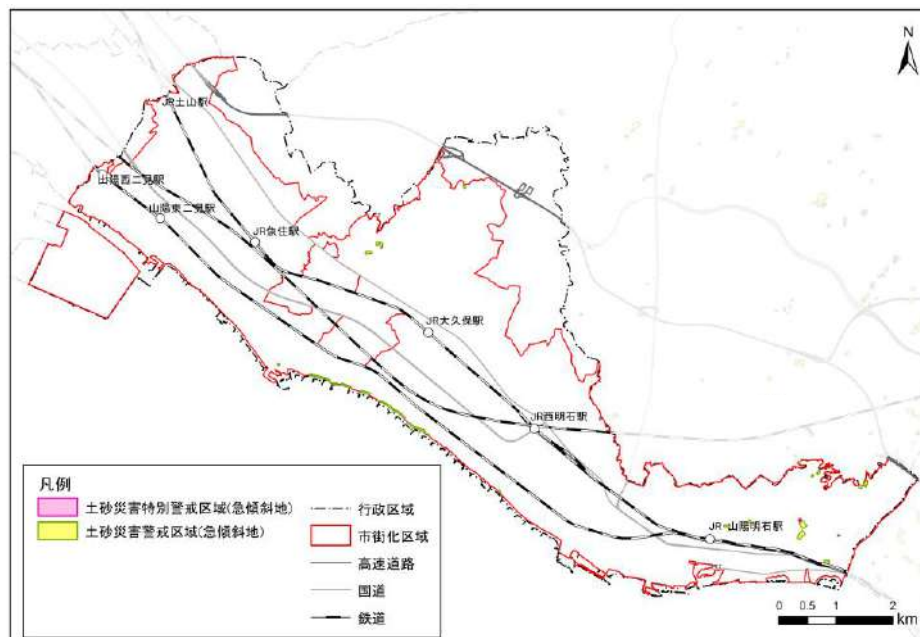
 水害のリスクは市内各所に存在。特に川沿いの洪水リスクが高い。

本市は、洪水による水害リスクがある地域が市内各所に存在し、特に川沿いではそのリスクが高くなっています。近年多発する集中豪雨や南海トラフ巨大地震による甚大な被害が発生するおそれがあります（詳細は第8章防災指針に記載）。



資料：兵庫県 CG ハザードマップ (2021年(令和3年)4月1日時点)

図 2-24 洪水浸水深(想定最大規模 1/1000年確立規模以上)



資料：兵庫県 CG ハザードマップ (2021年(令和3年)4月1日時点)

図 2-25 土砂災害(特別)警戒区域(急傾斜、地すべり、土石流)

2.3 本計画により解決すべき課題

本市の人口動向や本市を取り巻く状況を踏まえ、本計画で解決すべき課題を以下のとおり設定します。

課題①	多様な人にとって住みやすい居住環境の維持・向上	【居住環境】
• 将来的に人口密度の維持や幅広い年齢層の居住を見据えた多様な人にとって住みやすい居住環境の維持、向上が必要です。		

課題②	にぎわいのある拠点の形成及び計画的な土地利用	【拠点及び市街地形成】
• 宅地化が進む中、秩序ある市街地を形成するために、拠点となる地域での計画的な土地利用を行い、にぎわいの創出や生活利便性の向上を図ることが必要です。		
• まちのにぎわいを維持するため、拠点となる地域の空き家の増加を防ぐ対応を検討することが必要です。		
• 市内各所には住工混在の居住地が形成されており、工場と住宅が共存するまちづくりについて、検討していくことが必要です。		

課題③	都市機能の維持・向上	【都市機能】
• 本市は、各都市施設が市内各所に分布しており、市内のどこでもおおむね同様の都市サービスを受けることができます。市内全域の均衡ある発展を目指すためにも、この環境を維持していくことが必要です。		
• 生産年齢人口の減少に伴うや労働者や税収の減少など、今後、都市施設の維持が困難になると予想されます。限られた財源の中、今後も都市機能を維持・向上させていくことが必要です。		
• 都市施設の維持や老朽化による更新などを見据え、施設の適正配置、集約化、複合化、再編による効率化により、アクセス性、利便性及びサービスの維持・向上を図ることが必要です。		

課題④	誰もが移動しやすい公共交通ネットワークの維持	【公共交通】
• 現在、本市の公共交通ネットワークはおおむね市内全域をカバーしています。今後は高齢者の増加などにより、運転免許証返納者などが増加し、公共交通を必要とする人が増加すると予想されており、今後の都市構造の変化に合わせ、拠点地域と居住地域を結ぶ公共交通ネットワークを維持していくことが必要です。		

課題⑤	災害リスク対策の検討	【防災】
• 高齢者人口の増加などによる災害弱者の増加が見込まれるため、従来の防災施策に加え、減災に対する施策を拡充していくことが必要です。		

第3章 まちづくり方針

3.1 まちづくり方針

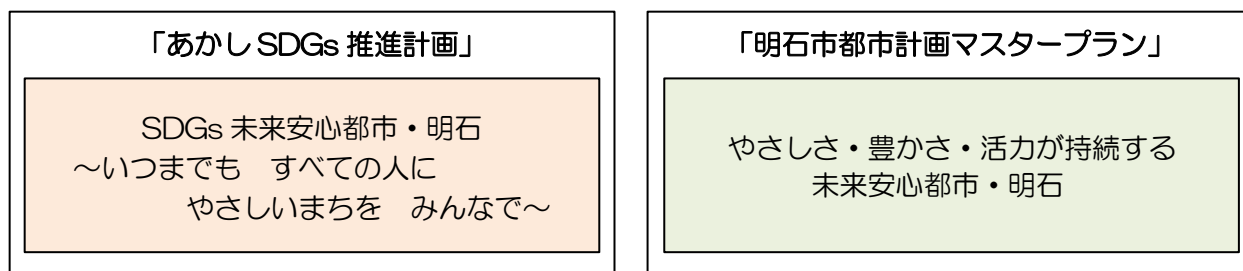
3.1.1 基本方針

本市は、大部分が市街化区域となっており、良好な居住地が形成され、公共交通ネットワークも充実しています。本市の人口は現在も増加が続いており、今後も市街化区域内の人口密度は高水準を維持していくと考えられます。しかし、全国的な傾向同様、本市においても高齢化が進行していくと予想されています。高齢化が進むと、都市機能、産業、地域コミュニティ、自治体運営などに大きな影響が出る可能性があります。さらには近年激甚化する災害への対策は大きな課題であり、引き続き、洪水や津波、土砂災害への対策を行うとともに、今後発生が想定される南海トラフ巨大地震を見据えた安心、安全な市街地形成が求められています。

このような中、「あかしSDGs推進計画」の将来像及び「明石市都市計画マスタープラン」の将来都市像を実現するためには、高齢化の進展や多様なライフスタイルの実現などの課題に対応しながら、現在の良好な住環境を維持し、誰もが便利で安心して暮らすことができる持続可能なまちづくりを進める必要があります。

以上を踏まえ、まちづくりの基本方針を以下のとおり、設定します。

【上位・関連計画における将来像】



【本計画で解決すべき課題】

- ① 多様な人にとって住みやすい居住環境の維持・向上
- ② にぎわいのある拠点及び計画的な土地利用
- ③ 都市機能の維持・向上
- ④ 誰もが移動しやすい公共交通ネットワークの維持
- ⑤ 災害リスク対策の検討

【本計画におけるまちづくりの基本方針】

みんなが快適に暮らすことができる ～未来安心都市・明石～

3.1.2 誘導方針

まちづくりの基本方針を踏まえ、居住や都市機能の誘導方針を以下のとおり設定します。

方針①：「誰一人取り残さない」住みよい環境の維持・向上

- 本市が持つ良好な居住環境の維持・向上を図るため、**現在の居住地を踏まえた居住誘導区域**を設定します。
- ユニバーサルデザインのまちづくりに配慮し、**誰もが快適に暮らせる住みよい環境に配慮した**居住環境の形成を図ります。

方針②：「住み続けたいまち」として本市のさらなる魅力の向上

- JR・山陽明石駅を中心拠点として都市機能誘導区域を設定し、明石駅周辺の特性や役割を踏まえ、本市の玄関口としてのさらなるにぎわいの創出を図ります。
- **地域の中心となる駅周辺を地域/生活拠点**として都市機能誘導区域を設定し、地域の特性を踏まえ、各地域拠点が連携し、生活利便性の向上やにぎわいの創出を図ります。

方針③：高齢化や多様なライフスタイルに対応した都市構造の構築

- 高齢者のみならず、誰もが暮らしやすいまちを推進するため、**中心拠点や地域/生活拠点に都市機能を適正に誘導**し、生活利便性の維持・向上を図ります。
- **公共施設の集約や複合化**により、効率的な運営を図ります。
- 居住地から都市機能誘導区域への**円滑な公共交通ネットワークの維持**を図ります。

方針④：災害弱者の増加などを踏まえた災害に強い都市構造への転換

- 居住地に分布する災害ハザードエリアを市民に明確に伝えるとともに、**防災だけでなく減災についての施策**を改めて確認し、災害リスクの低減に向けた取組を進めます。
- 都市機能誘導区域においては、**徒歩や自転車で移動しやすい拠点形成**に取り組めます。

3.2 目指すべき都市の骨格構造

「明石市都市計画マスタープラン」の将来像を実現するため、同計画の将来都市構造を本計画の目指すべき都市の骨格構造とします。

都市核	中心核・主要地域核 環境・景観核	○商業をはじめとする多様な機能の集積を促し、にぎわいと活気のある空間形成を進めます。 ○利用環境の整備・改善で活気のある空間形成に努めます。
都市軸	骨格交通軸 景観軸 緑地軸 環境軸 河川軸	○引線が必要な道路の整備を図るとともに公共交通重視の観点から、交通利用環境の向上に努めます。 ○明石のシンボルである海に臨む緑の場となる整備と活用を図ります。 ○土地活用と自然環境の調和のとれた、緑に親しめる環境づくりを進めます。 ○治水安全度を高めるとともに、水に親しめる軸づくりを進めます。 ○上記の軸と軸が重なり合いに溶け込み、精神的豊かさを醸成されるよう、回遊性の向上を図ります。
ゾーン	商業・業務ゾーン 工業ゾーン 住宅ゾーン みどりのゾーン 臨海ゾーン	○現在一定程度の商業・業務機能の集積がある中心核の JR・山陽電鉄明石駅、JR 大久保駅周辺など地域核の専攻道駅周辺に面した商業・業務ゾーンを配置します。 ○二見臨海工業団地のほか、市内に点在する大規模工場を中心とする区域に、工業ゾーンを配置します。 ○現在既に概ね良好な住宅地形成がなされている地域に、住宅ゾーンを配置します。 ○市街化調整区域域内にある大久保北部の樹林地帯をはじめ、主に農地とため池より形成される地域を緑農ゾーンと位置づけれます。 ○本市の東西約 16km におよぶ海岸線については、市民をはじめ臨海地域に住む人々の大切な財産として、臨海ゾーンに位置づけれます。



資料：明石市都市計画マスタープラン

図 3-1 明石市の将来都市構造図

第4章 居住誘導区域

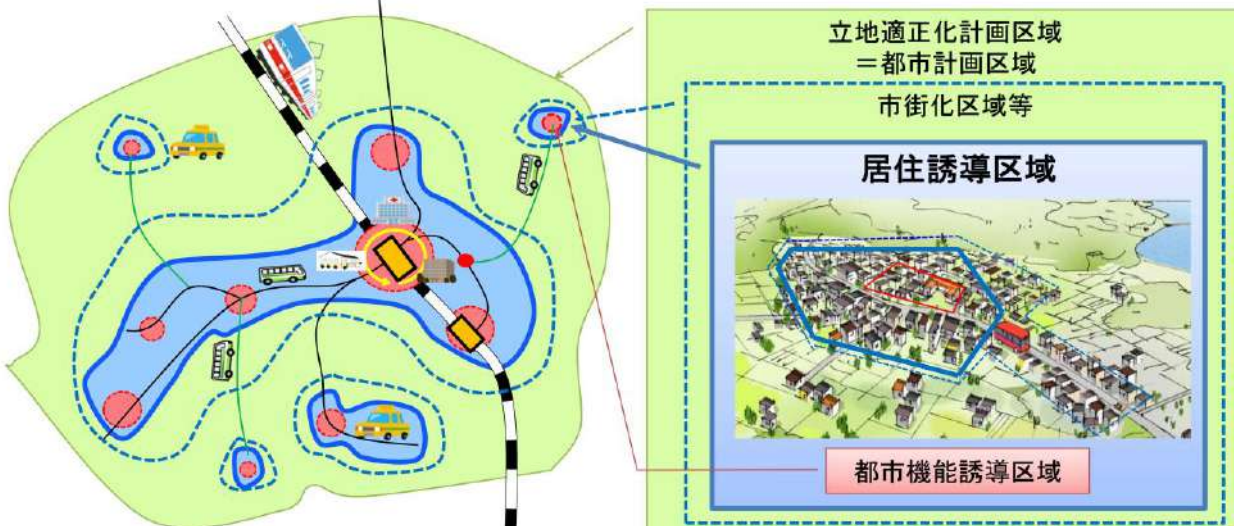
4.1 居住誘導区域とは

居住誘導区域とは、市街化区域内において、一定エリアで人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。居住誘導区域は、都市全体における人口、土地利用、交通、財政の現状、将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資、公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるように定めるものです。

【居住誘導区域を定めることが考えられる区域】

- 都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺区域
- 都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
- 合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

※居住誘導区域を設定することにより、例えば届出義務が課される等の措置が講じられることとなることから、区域の設定に当たっては、その境界を明確にし、届出の必要の有無が明らかになるようにしなくてはならない。

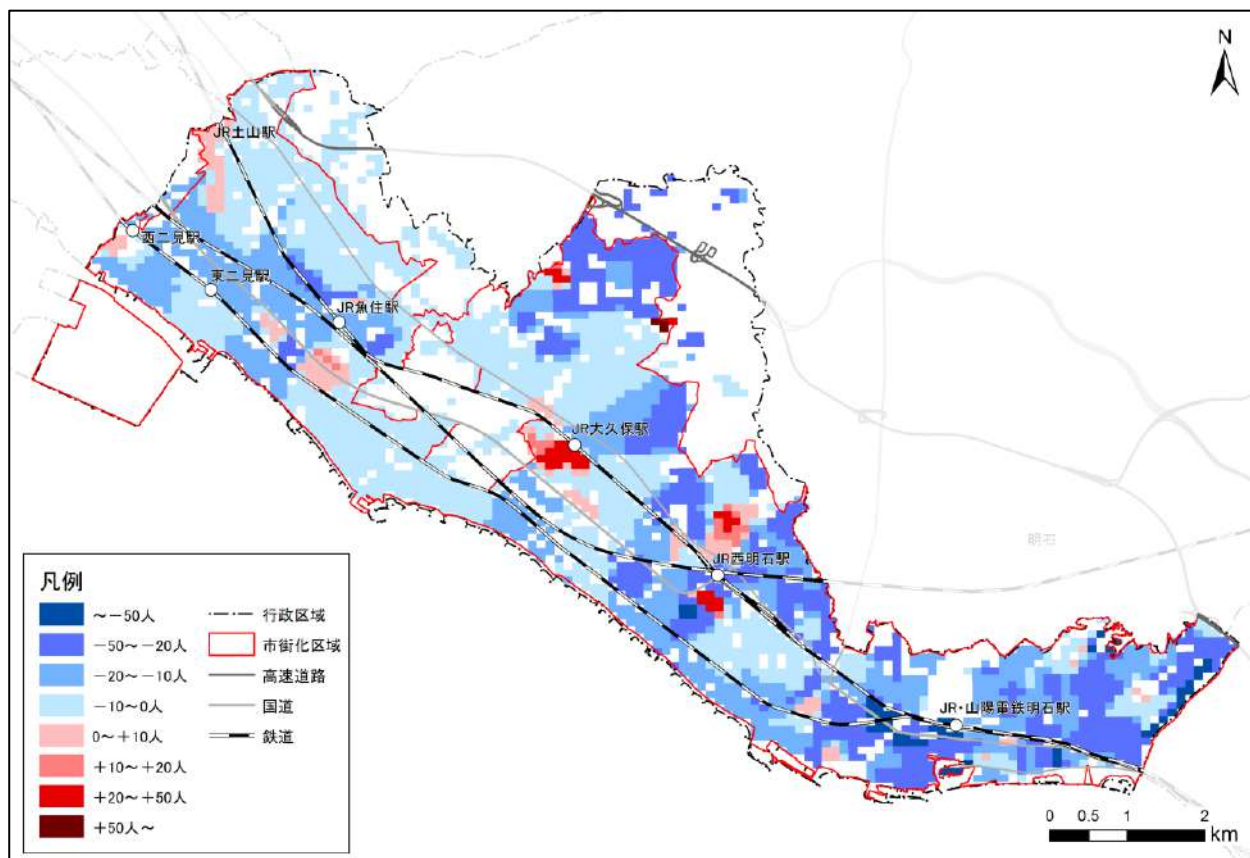


資料：都市計画運用指針における立地適正化計画に係る概要（H28（2016）年9月1日時点版）

図 4-1 居住誘導区域の一般的なイメージ

4.2 居住誘導区域の設定方針

本市は、大部分が市街化区域となっており、人口密度や交通利便性が高く、既に「住みたいまち」としての住宅基盤づくりが進んでいます。現在も人口増加が続いており、将来も大幅な人口減少が見込まれない（50人/ha以上減少する地域（～-50人）はほぼみられない）ことから、基本的には市街化区域全域を居住誘導区域に設定し、居住区域の現状維持を図ります。



資料：令和2年国勢調査・令和27年は将来人口・世帯予測ツールより作成
図 4-2 人口差分図(令和27年-令和2年)

本市の居住誘導区域は市街化区域全域を基本としますが、各種法令、都市計画運用指針に示された基本的な考え方、市街地状況などを勘案し、以下のとおりとします。

【居住誘導区域に含まない区域】

以下の区域は、各種法令、都市計画運用指針などにより、居住誘導区域に含まないこととされる区域又は含めることについて慎重に判断を行うことが望ましい区域とされており、**居住誘導区域に含まないこととします。**

- 市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域であるため、**含みません。**
- 保安林の区域は、公益目的のもと指定されているため、**含みません。**
- 災害レッドゾーン*のうち、土砂災害特別警戒区域は、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される区域であるため、**含みません。**
- 工業専用地域は、工業の促進を図るために指定された区域であるため、**含みません。**
- 特定工場*用地及び工業地域のうち住宅立地がみられない地域は、**含みません。**

※災害レッドゾーン：建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのあると認められる土地の区域であり、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される区域

※特定工場：工場立地法に基づき届出のある工場（製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力、地熱及び太陽光発電所を除く）のうち、敷地面積 9,000 m²以上又は建築面積 3,000 m²以上の工場）

【居住誘導区域に含む区域】

以下の区域は、都市計画運用指針により、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域とされていますが、各種対策を講じた上で居住誘導区域に含むこととします。

- 災害イエローゾーン*（土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域（家屋倒壊等氾濫想定区域を含む）、高潮浸水予測区域及び南海トラフ巨大地震における津波浸水想定区域）は、防災・減災施策、情報提供などを図った上で、**含みます。**
- 工業地域のうち、住宅・工業地が混在する地域は、操業環境との調和を検討した上で**含みます。**

※災害イエローゾーン：洪水や津波の浸水想定区域、土砂災害警戒区域など災害発生時に人命に危険が及ぶ可能性のある区域

居住誘導区域に「含む区域」「含まない区域」は、各種法令、都市計画運用指針などの位置付けに基づき、以下の表のとおり設定します。

表 4-1 法令等による区域設定の考え方

区域	区域設定方針	根拠法令
①都市再生特別措置法第81条第19項により、居住誘導区域に含まないこととされている区域		
市街化調整区域	含まない	都市計画法第7条第1項
災害危険区域のうち、住居の建築が禁止されている区域	該当なし	建築基準法第39条第1項及び第2項
②都市再生特別措置法施行令第30条により、居住誘導区域に含まないこととされている区域		
農用地区域	市街化区域内 該当なし	農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号
農地・採草放牧地区域	該当なし	農地法第5条第2項第1号ロ
特別地域	該当なし	自然公園法第20条第1項
保安林の区域	含まない	森林法第25条又は第25条の2
原生自然環境保全地域/原生自然環境保全地域特別地区	該当なし	自然環境保全法第14条第1項/25条第1項
保安林予定森林の区域/保安施設地区/保安施設地区に予定された地区	該当なし	森林法第30条又は第30条の2/第41条/第44条において準用する同法第30条
地すべり防止区域(地すべり防止工事又は防止措置が講じられている区域を除く) 【災害レッドゾーン】	該当なし	地すべり等防止法第3条第1項
急傾斜地崩壊危険区域(崩壊防止工事又は防止措置が講じられている区域を除く) 【災害レッドゾーン】	該当なし (9か所すべて崩壊防止措置済)	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項
土砂災害特別警戒区域 【災害レッドゾーン】	含まない(3か所)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項
浸水被害防止区域	該当なし	特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項
③都市計画運用指針より、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域		
土砂災害警戒区域 【災害イエローゾーン】	含む(30か所)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項
津波災害特別警戒区域/津波災害警戒区域 【災害イエローゾーン】	該当なし	津波防災地域づくりに関する法律第72条第1項/第53条第1項
津波浸水想定における浸水の区域 【災害イエローゾーン】	含む	津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項、
浸水想定区域 【災害イエローゾーン】	含む	水防法第15条第1項
土砂災害警戒区域等での基礎調査により災害発生のおそれのある区域 【災害イエローゾーン】	該当なし	土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項
都市浸水想定における都市浸水が想定される区域 【災害イエローゾーン】	該当なし	特定都市河川浸水被害対策法第4条第4項
その他の調査結果等により判明した災害発生のおそれのある区域 【災害イエローゾーン】	含む	家屋倒壊等氾濫想定区域
④都市計画運用指針より、居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい区域		
工業専用地域	含まない	都市計画法第8条第1項第1号
流通業務地区	該当なし	都市計画法第8条第1項第13号
住宅の建築が制限されている特別用途地区/地区計画が定められている区域	該当なし	都市計画法第8条第1項第2号/第12条の4第1項第1号
⑤本計画独自に設定する区域		
特定工場用地及び工業地域のうち住宅の立地がみられない地域	含まない	—

※青色網掛は本市に該当する区域

【居住誘導区域における災害イエローゾーンの取扱いの考え方】

(災害イエローゾーンの取扱い方針)

災害イエローゾーンとは、洪水や津波の浸水想定区域、土砂災害警戒区域など、災害発生時に人命に危険が及ぶ可能性のある区域のことで、都市計画運用指針では、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域とされています（P4-4 表 4-1 法令等による区域設定の考え方 ③ 都市計画運用指針より、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域参照）。

本市は、災害イエローゾーンとして土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域、高潮浸水予測区域、津波浸水想定区域及び家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されています（第 8 章防災指針参照）。

当該区域内には、長い年月を経て良好な居住地が形成され、人口密度が高い鉄道駅周辺なども含まれるほか、生活サービス施設も多く立地していることから、当該区域を居住誘導区域から除外することは、市民の合意形成はもとより、移転など居住誘導のための膨大な時間及び費用が必要なことから現実的に困難です。

また、本市の市街化区域内は、避難所・避難場所の徒歩圏域におおむね含まれており、災害時における水平避難が可能な状況です。

これらのことから、災害イエローゾーン内の都市整備状況を勘案した上で、「あかし安全のまちづくり計画」などに基づく防災・減災対策、国・県との連携による防災対策などを講じ、安全性を確保することにより、居住誘導区域に含むものとします。

なお、家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深 3m 以上の区域などの災害イエローゾーンの中でも危険性の高いエリアについても、上記の理由により居住誘導区域に含むものとしますが、第 8 章防災指針において、避難誘導に向けた情報発信、警戒避難体制の整備、河川監視の強化などの対策を講じ、市民の早期の立ち退き避難が可能となるよう取り組みます。

【居住誘導区域における工業系地域の取扱いの考え方】

（工業系地域の取扱い方針）

本市は、戦前から製造産業が盛んで、市内には工業専用地域、工業地域及び準工業地域の工業系用途地域が点在しており、大規模工場が立地しているほか、小規模工場の集積がみられます。

一方、現在、人口増加が続いており、それに伴って住宅需要の増加していることから、工業地域及び準工業地域においても住宅開発が盛んとなっており、住宅地の集積が進み、住工が混在した市街地が形成されています。今後も人口増加に伴う住宅需要の増加が見込まれることから、操業環境との調和を図りながら、良好な居住環境を維持していくこととし、住工混在となっている地域についても居住誘導区域に含むこととします。

なお、本市の製造産業を支えている一定規模以上の工場である特定工場用地及び工業地域のうち住宅立地がみられない地域は、以下の抽出方法により、区域を特定し、居住誘導区域に含まないこととします。

【特定工場用地の抽出方法】

- 工場立地法に基づく特定工場の届出がある工場を配置図、住宅地図、航空写真、現地確認などで、敷地境界を抽出し、居住誘導区域から除外する。

【住宅立地がみられない地域の抽出方法】

- 令和2年国勢調査の人口密度メッシュを用い、住宅が立地していない工業地域を抽出し、その工業地域全体を居住誘導区域から除外する。

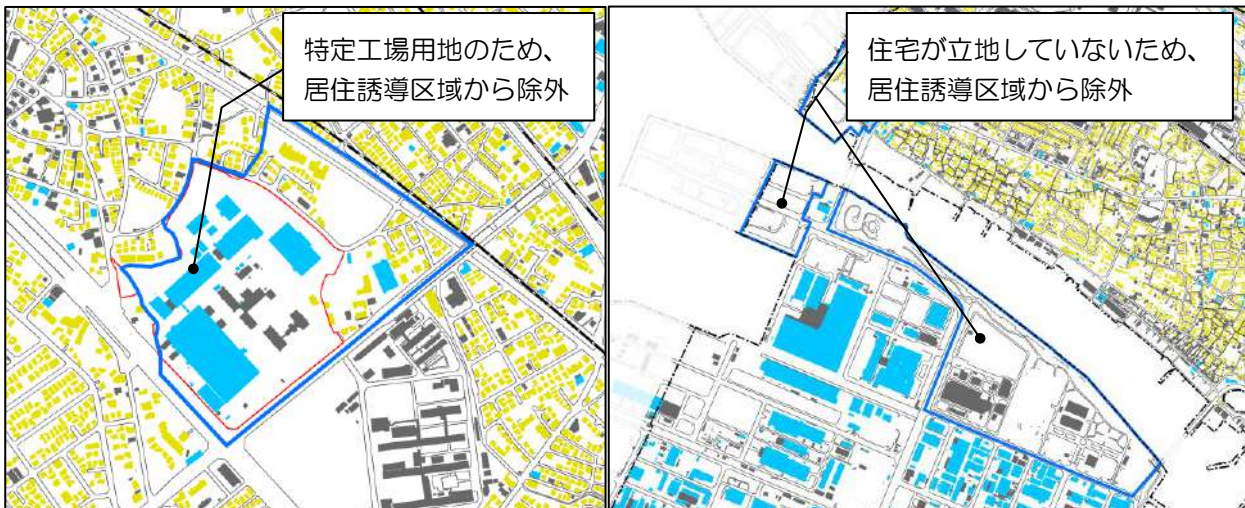


図 4-3 住宅立地がみられない地域の抽出例

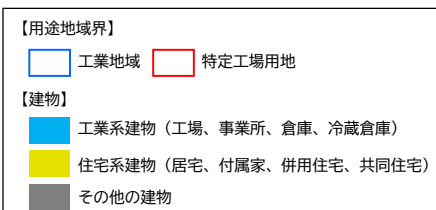


図 4-4 特定工場用地の抽出例

4.3 居住誘導区域の設定

居住誘導区域の設定方針を踏まえ、居住誘導区域を以下のとおり設定します。

4.3.1 居住誘導区域に含む区域

市街化区域を基本に設定します。

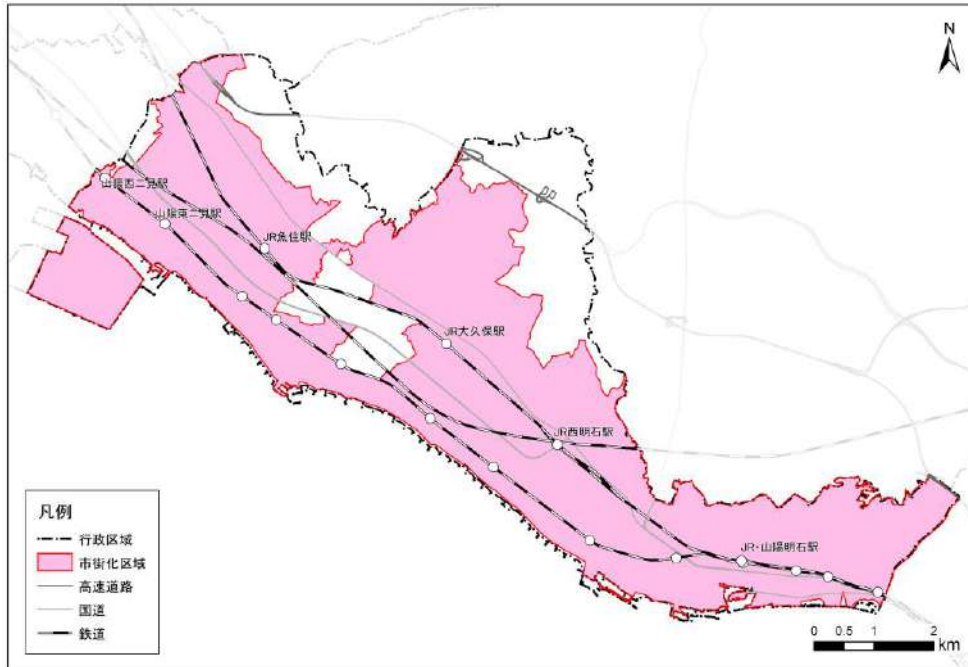


図 4-5 市街化区域

4.3.2 居住誘導区域に含めない区域

(1) 市街化調整区域

市街化調整区域は、含めないものとします。

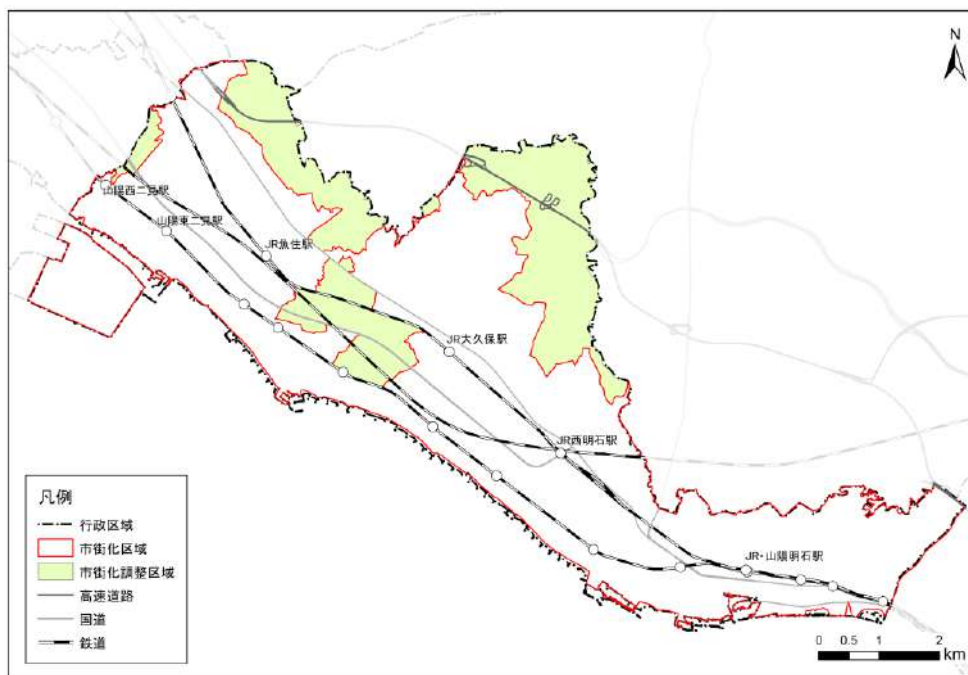


図 4-6 市街化調整区域

(2) 保安林

保安林の区域は、含めないものとします。

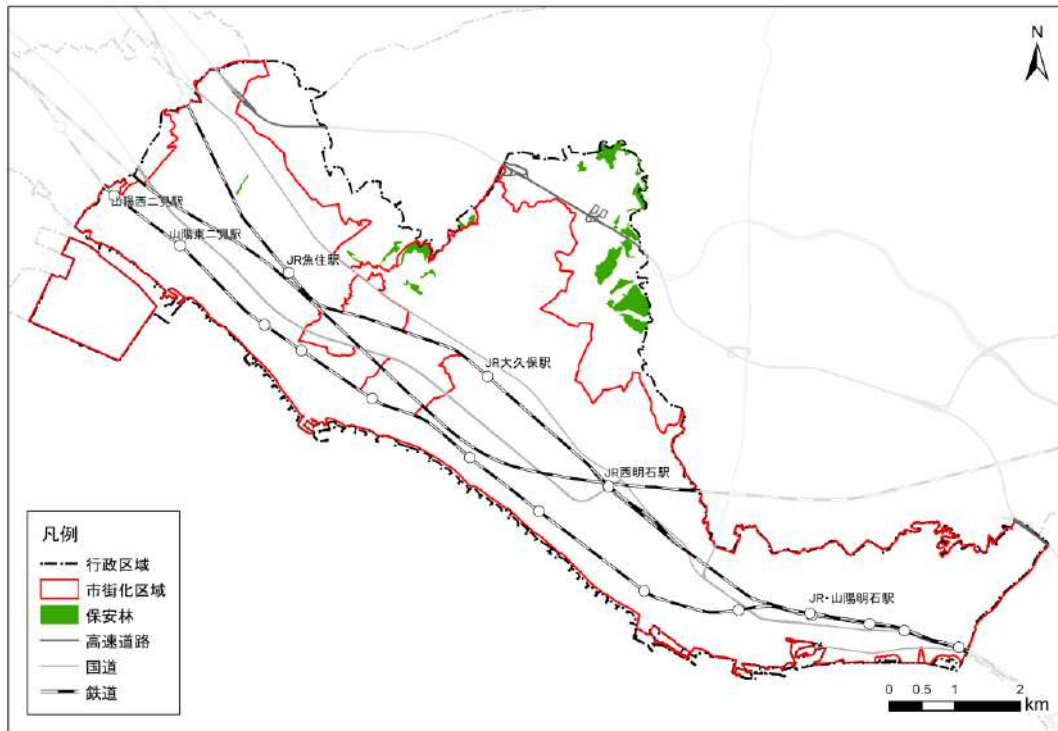


図 4-7 保安林区域

(3) 土砂災害特別警戒区域(災害レッドゾーン)

土砂災害特別警戒区域は、含めないものとします。

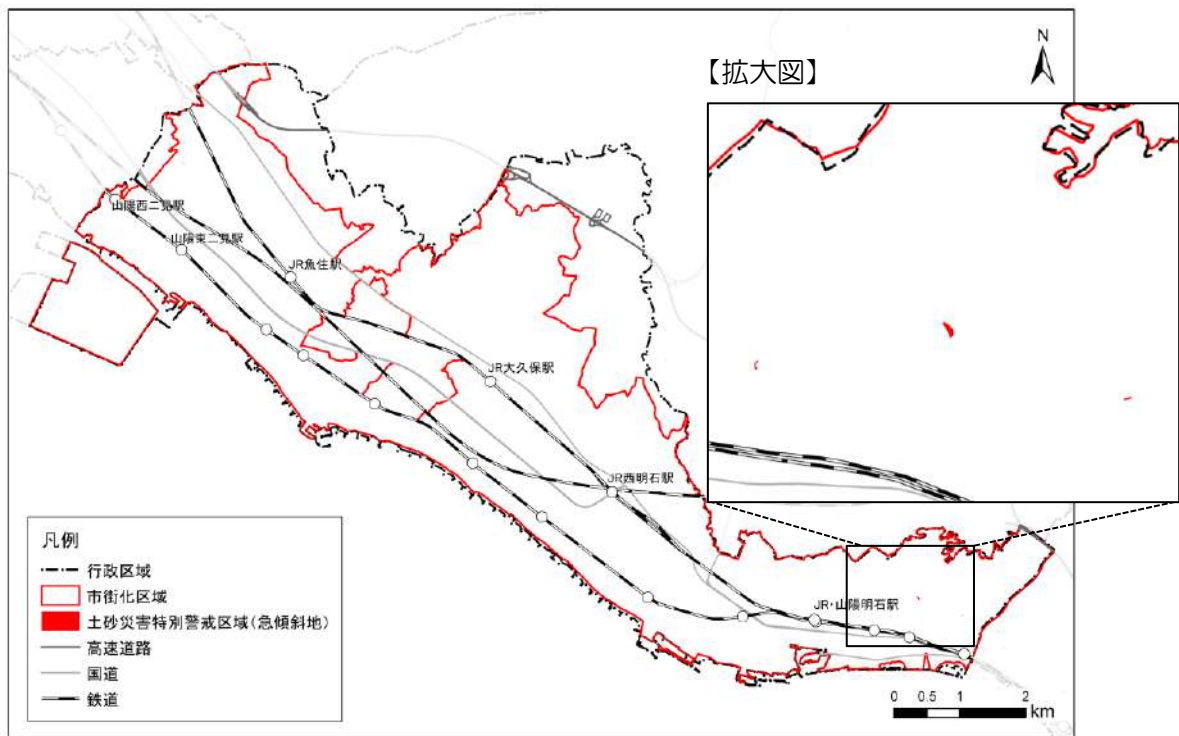


図 4-8 土砂災害特別警戒区域(災害レッドゾーン)

(4) 工業専用地域、特定工場用地及び住宅立地が見られない地域

工業専用地域は、法令により住宅の建築が制限されているため、含めないものとします。

また、工業専用地域以外の特定工場用地及び工業地域において住宅立地が見られない地域も含めないものとします。

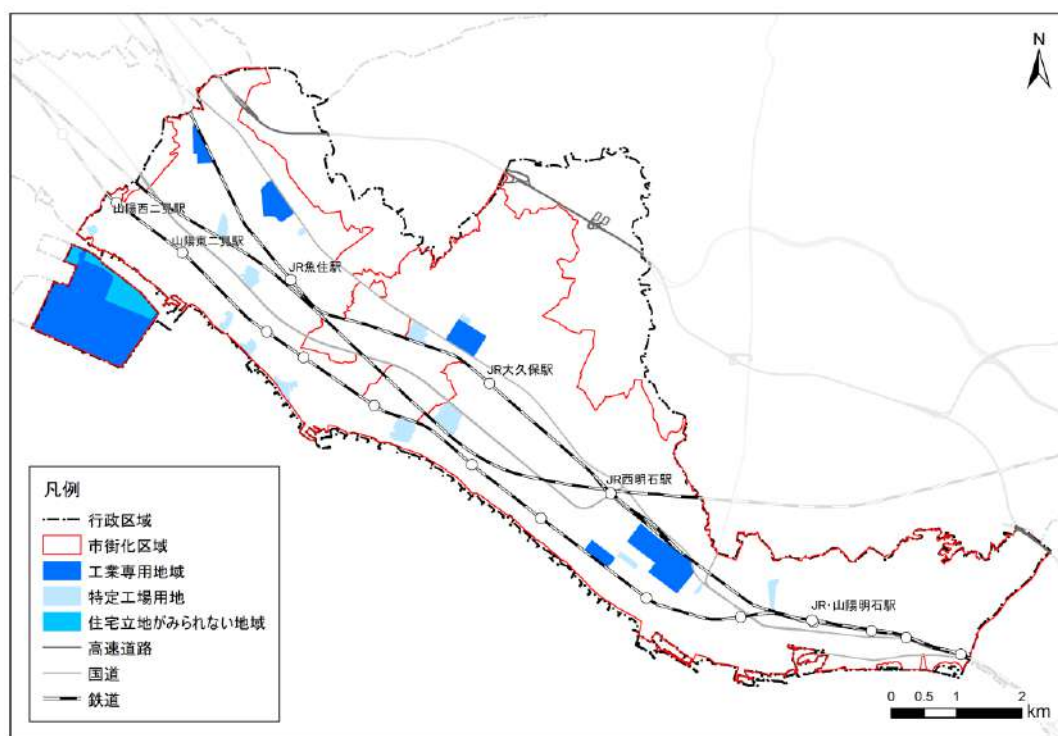


図 4-9 工業専用地域、特定工場用地及び住宅立地が見られない地域

4.4 居住誘導区域

居住誘導区域に含めない区域を除き、居住誘導区域を以下のとおり設定します。

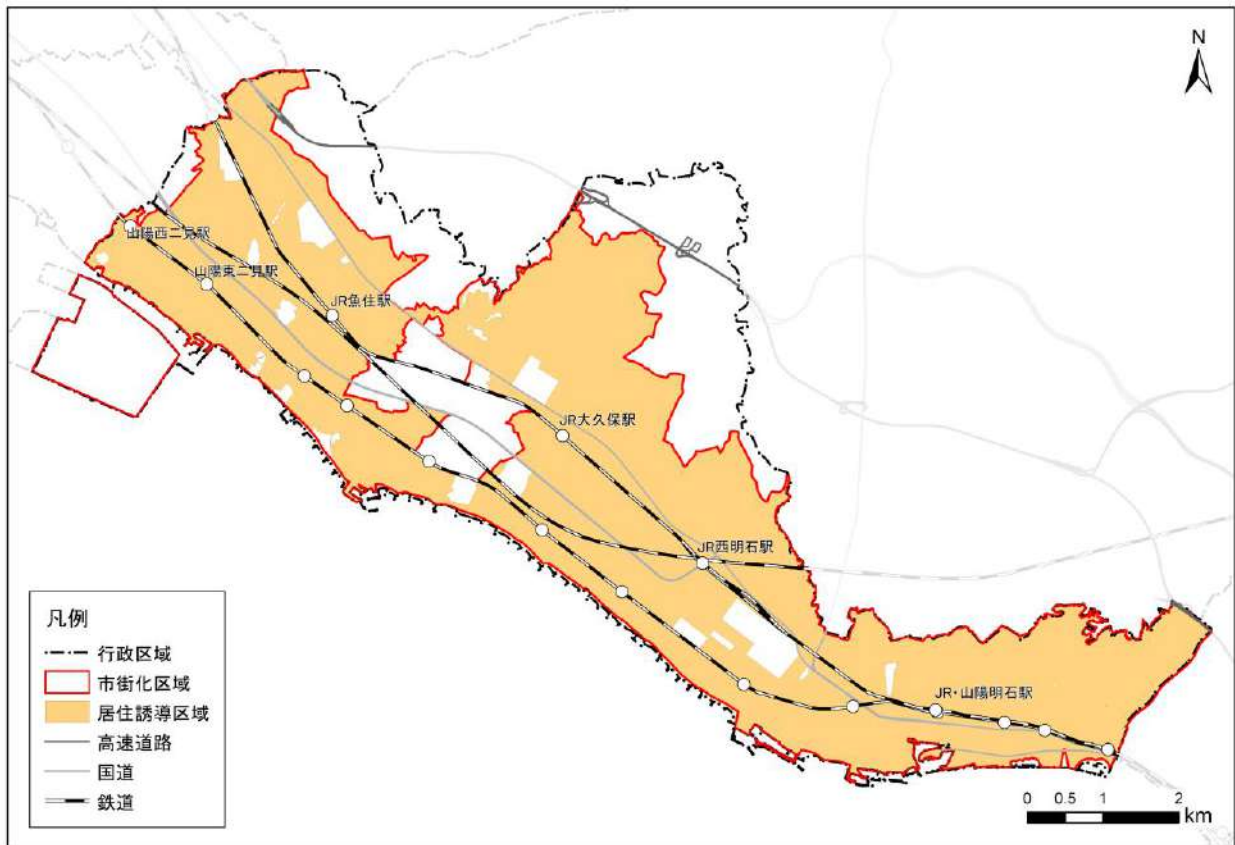


図 4-10 居住誘導区域

4.5 居住誘導区域外の方針

居住誘導区域の設定は、すべての居住者と住宅を区域内に集約することを目指すものではなく、居住誘導区域外の集落においても、良好な住環境及び住民生活の利便性が損なわれるものではありません。

居住誘導区域に含まれない地域で市街化調整区域内の集落は、「明石市都市計画マスタープラン」の市街化調整区域の土地利用の方針に基づき、良好な住環境の維持を図るとともに、自然と調和した潤いある暮らしの場として、持続可能な環境保全に努めます。

【(参考) 市街化調整区域の土地利用の方針 (明石市都市計画マスタープラン)】

- 市街化調整区域では、農業施策により農用地等優良農地の保全と生産性向上を図りつつ、農地やため池を都市の貴重な緑空間として保全を図るとともに、集落地を自然と調和した潤いある暮らしの場として、持続可能な環境保全に努めます。
- 幹線道路沿道の既に都市的土地利用が進んでいる場所では、市街化調整区域であることに留意し、後背地の農業的土地利用に悪影響を与える土地利用を未然に防ぐよう誘導を図ります。
- 新たに一定の大規模な土地利用の転換を図る際は、周辺の土地利用状況及び基盤整備状況を踏まえながら、市街化区域への編入、地区計画または開発許可制度の活用などにより、保全と活用との調和を図りながら適切な土地利用を誘導します。

第5章 都市機能誘導区域及び誘導施設

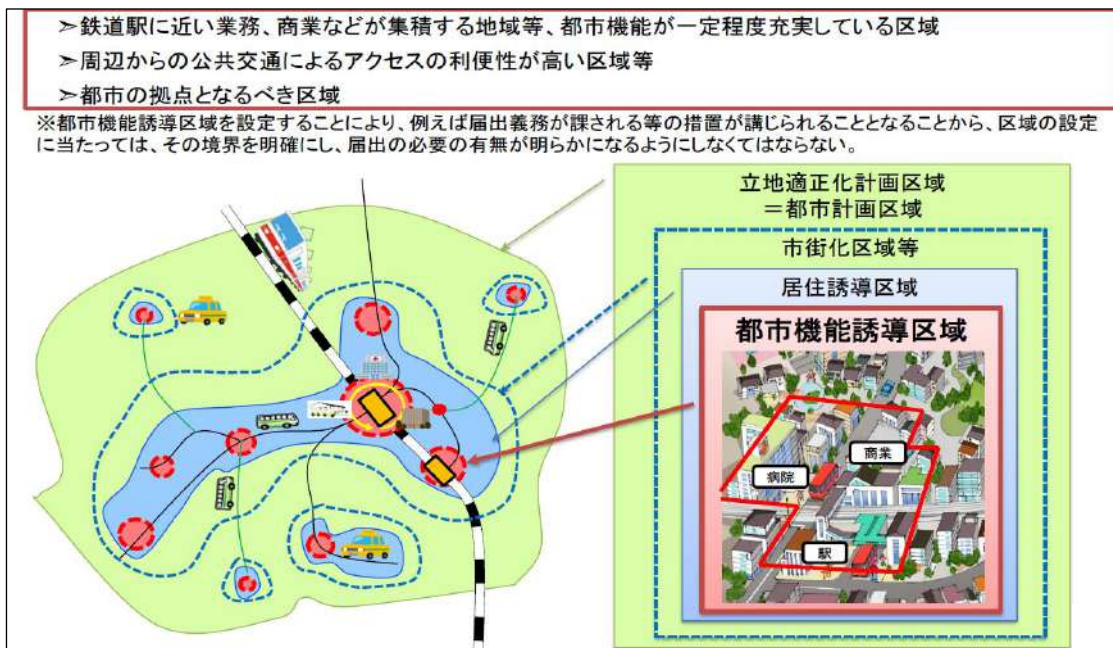
5.1 都市機能誘導区域

5.1.1 都市機能誘導区域とは

都市機能誘導区域とは、都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、集約することにより各種サービスの効率的提供を図るものです。

また、都市機能誘導区域は、居住誘導区域内に設定されるものであり、医療、福祉、商業、行政窓口などの都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、集約することにより、これらのサービスの効率的な提供が図られるよう定めるものです。

【都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域】



資料：都市計画運用指針における立地適正化計画に係る概要（H28（2016）年9月1日時点版）

図 5-1 都市機能誘導区域の一般的なイメージ

【都市計画運用指針に示された都市機能誘導区域の基本的な考え方】

<都市機能誘導区域の設定が考えられる区域>

- 都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域など都市機能が一定程度充実している区域や周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域

<留意すべき事項>

- 区域内の人口や経済活動のほか、公共交通へのアクセスなどを勘案して、市町村の主要な中心部のみならず、例えば合併前旧町村の中心部や歴史的に集落の拠点としての役割を担ってきた生活拠点等、地域の実情や市街地形成の成り立ちに応じて必要な数を定め、それぞれの都市機能誘導区域に必要な誘導施設を定めることが望ましい。

<都市機能誘導区域の範囲>

- 原則として、居住誘導区域内において設定
- 都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ徒歩や自転車等によりそれらの間を容易に移動できる範囲

5.1.2 都市機能誘導区域の設定方針

本市は、既に市内の各鉄道駅を中心に都市施設が立地しており、市内どこでも一定の生活サービスが受けられることが強みとなっています。

本計画のまちづくりの方針である「みんなが快適に暮らすことができる～未来安心都市・明石～」の実現を図るため、居住の誘導により市街地の人口密度を維持・向上させていくことに加え、多くの人が利用する都市機能を「身近なところ」で「気軽」にサービスが受けられる場所へ誘導し、維持し続けていくことが必要です。

まちづくりの方針を踏まえ、住宅及び都市機能の立地の適正化を効果的に進めるため、施設の立地状況、公共交通、大型プロジェクトなどの現状及び将来見通し、上位・関連計画における拠点形成の考え方などを勘案し、都市機能誘導区域を設定します。

【基本となる考え方】

- ・市内全域の均衡ある発展の視点から、「明石市都市計画マスタープラン」の地域区分ごとの拠点となる駅を中心に設定します。
- ・山陽西二見駅は、「明石市都市計画マスタープラン」の拠点ではないですが、二見地域の主要地域核である山陽東二見駅から近く、多くの人が利用する大型商業施設が立地していることから山陽東二見駅と一体的なまちづくりを推進するため、拠点に設定します。

【設定の考え方】

- ・居住誘導区域内
- ・徒歩、自転車などで容易に移動できる範囲（800～1000m）
- ・商業地域、近隣商業地域などの用途地域を勘案
- ・多くの人が利用する公共施設、大規模商業施設などの都市機能施設が立地する区域
- ・第1種低層住居専用地域、準工業地域及び工業地域を除く区域
- ・「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画」の移動等円滑化促進地区※内
- ・大型プロジェクトにより、都市機能施設の整備、統廃合が見込まれる区域

※移動等円滑化促進地区：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づき、バリアフリー化の優先的な促進が必要な地区で、以下の要件を満たす地区。

- ① 生活関連施設があり、これらの間の移動が通常徒歩で行われる地区
- ② 生活関連施設及び生活関連経路について、バリアフリー化の促進が特に必要な地区
- ③ バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

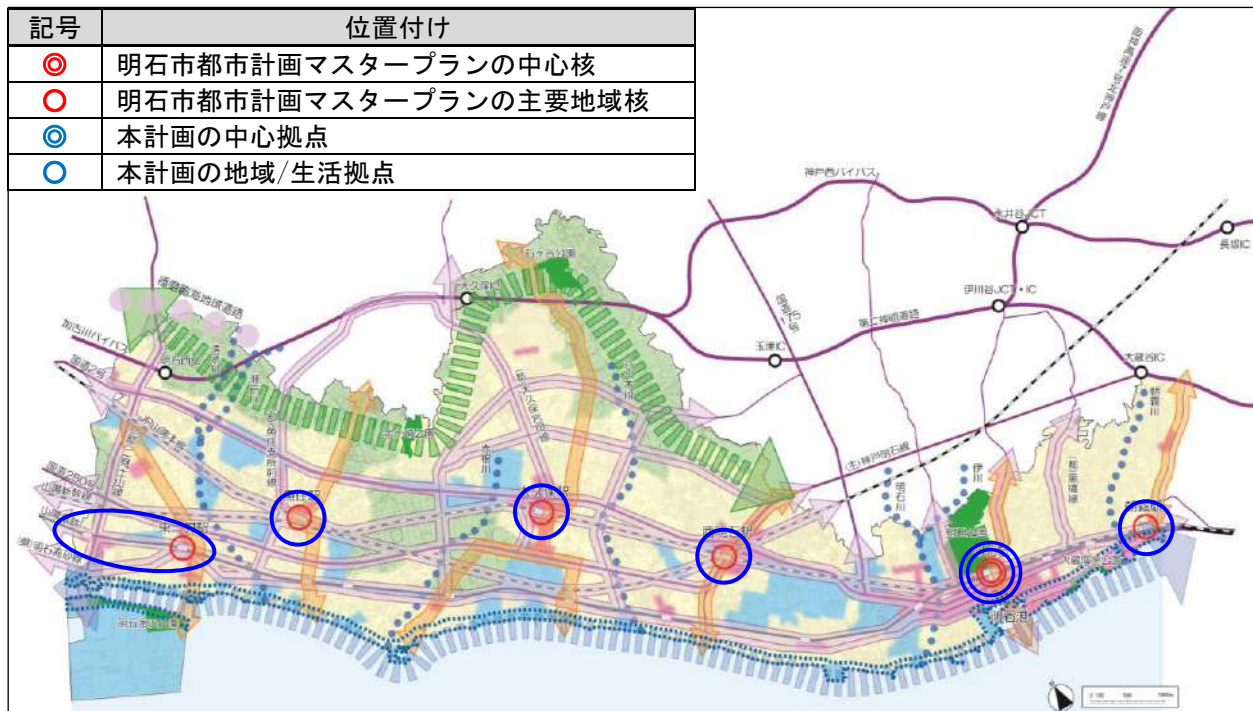
5.1.3 都市機能誘導区域の設定

(1) 拠点の設定

「明石市都市計画マスタープラン」の中心核及び主要地域核並びに都市機能誘導区域の設定方針を踏まえ、以下のとおり拠点を設定します。

表 5-1 明石市都市計画マスタープランと本計画の関係

明石市都市計画マスタープラン			本計画	
地域区分	中心となる駅	拠点分類	都市機能誘導区域	拠点分類
①明石東部地域	J R・山陽明石駅	中心核	① J R・山陽明石駅、J R朝霧駅周辺	中心拠点・地域/生活拠点
	J R朝霧駅	主要地域核		
②西明石地域	J R西明石駅	主要地域核	② J R西明石駅周辺	地域/生活拠点
③大久保地域	J R大久保駅	主要地域核	③ J R大久保駅周辺	地域/生活拠点
④魚住地域	J R魚住駅	主要地域核	④ J R魚住駅周辺	地域/生活拠点
⑤二見地域	山陽東二見駅	主要地域核	⑤山陽東二見駅、西二見駅周辺	地域/生活拠点



資料：「明石市都市計画マスタープラン」の将来都市構造図を基に作成

図 5-2 都市機能誘導区域の配置

(2) 区域の範囲の設定

以下の設定基準に基づき、区域の範囲を設定します。

表 5-2 都市機能誘導区域の設定基準

都市機能誘導区域設定の考え方	具体的な設定基準
「明石市都市計画マスタープラン」で示された「中心核」「主要地域核」	• 拠点となる鉄道駅から半径 800mを目安とした区域
徒歩、自転車などにより容易に移動できる範囲	
一定程度の都市機能が充実している範囲	• 主要な公共公益施設、大規模商業施設などが立地する区域 • 商業地域又は近隣商業地域を勘案 • 第 1 種低層住居専用地域、準工業地域及び工業地域を除く区域
その他	• 居住誘導区域内 • 移動等円滑化促進地区内

(3) 区域界の設定

都市機能誘導区域の区域界は、行政区域や区域区分の界線、道路や河川、海岸など区域を分断するような地形地物の端線又は中心線、用途地域の界線、都市施設の計画区域界などの明示性のある界線に基づき、設定します。

5.1.4 都市機能誘導区域

(1) 明石東部地域(JR・山陽明石駅、JR朝霧駅周辺区域)

本市の玄関口であるJR・山陽明石駅を拠点に、市役所本庁舎、あかし総合窓口、あかしこども広場、あかし市民図書館、明石市立市民病院などの公的施設が立地しているほか、商業施設、公共施設などの複合施設であるパピオスあかし。大規模商業施設のアスピア明石などが立地しており、業務・商業機能の中心地となっています。今後、中心市街地の南の拠点として市役所新庁舎の整備や明石港東外港地区の再開発などが検討されており、これらと連携し、活気と交流が生まれる本市の玄関口としてのさらなる発展を図るため、都市機能誘導区域として設定します。

JR朝霧駅は、明舞団地をはじめとする周辺住宅地の交通拠点となっており、大蔵海岸周辺には商業施設などが立地するなど地域の拠点となっています。現時点で具体的な区域設定はありませんが、今後のまちづくりの動向を踏まえながら、適切な時期に区域を設定します。

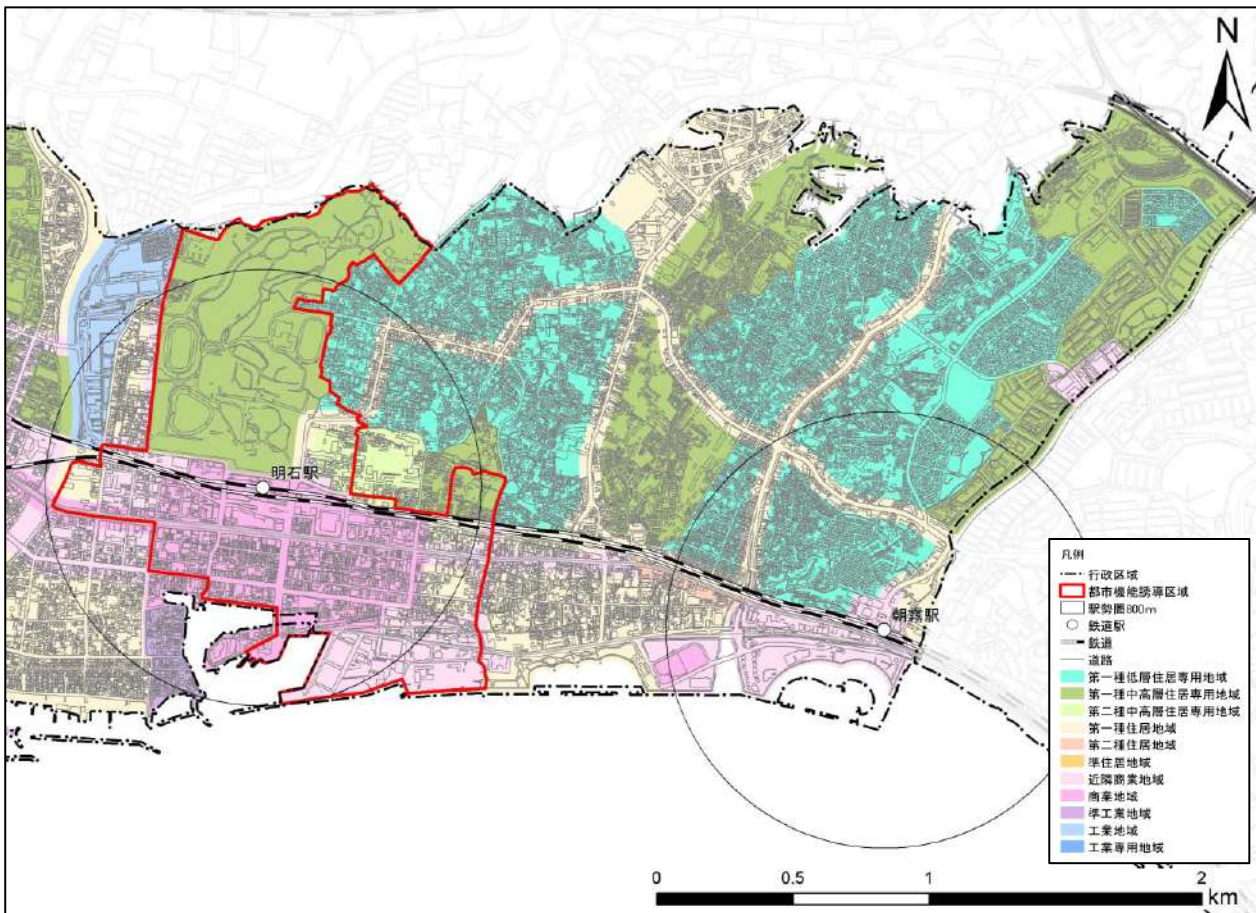


図 5-3 明石東部地域(JR 山陽明石駅・JR 朝霧駅周辺区域)

(2) 西明石地域(JR西明石駅周辺区域)

JR 在来線と山陽新幹線の停車駅である JR 西明石駅を拠点とし、西明石サービスコーナー、サンライフ明石(中高年労働者福祉センター)などが立地しており、商業・業務系の土地利用がなされています。今後、西明石地区の活性化において、駅ビル、駅前広場などの整備やサンライフ明石の建替が予定されており、広域的な交通拠点のポテンシャルを活かした地域の生活拠点の形成を進めるため、都市機能誘導区域として設定します。

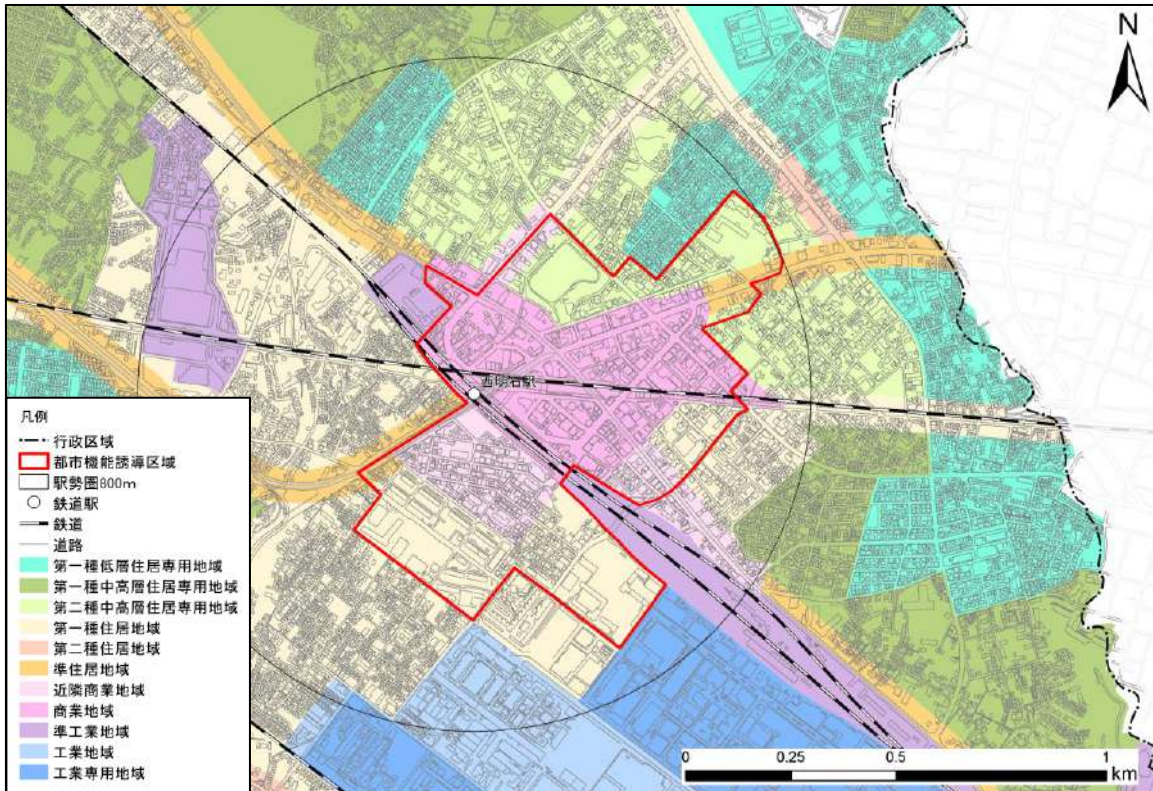


図 5-4 西明石地域(JR 西明石駅周辺区域)

(3) 大久保地域(JR大久保駅周辺区域)

JR 大久保駅を拠点とし、大久保市民センター、あかし保健所、明石こどもセンター(児童相談所)、イオン明石ショッピングセンター、明石医療センターが立地しており、大久保地域の中心地となっています。今後、大規模工場跡地において、公共公益施設の整備が検討されており、地域住民の利便性とにぎわいのある拠点の形成を進めるため、都市機能誘導区域として設定します。

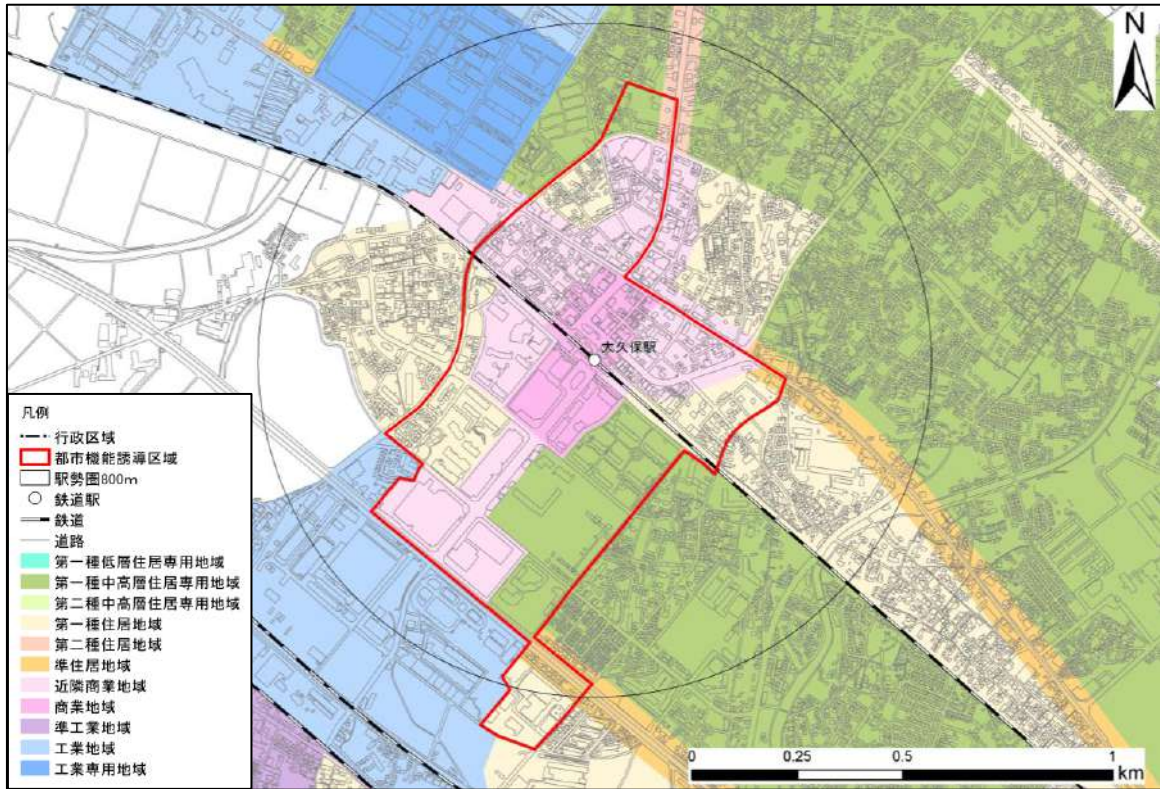


図 5-5 大久保地域(JR大久保駅周辺区域)

(4) 魚住地域(JR魚住駅周辺区域)

JR魚住駅を拠点とし、魚住市民センター、明石市立西部図書館や明石市立西部市民会館、中尾親水公園が立地しており、魚住地域の中心地となっています。今後は、17号池魚住みんな公園も含めて地域住民の暮らしの質の向上を図るため、都市機能誘導区域として設定します。

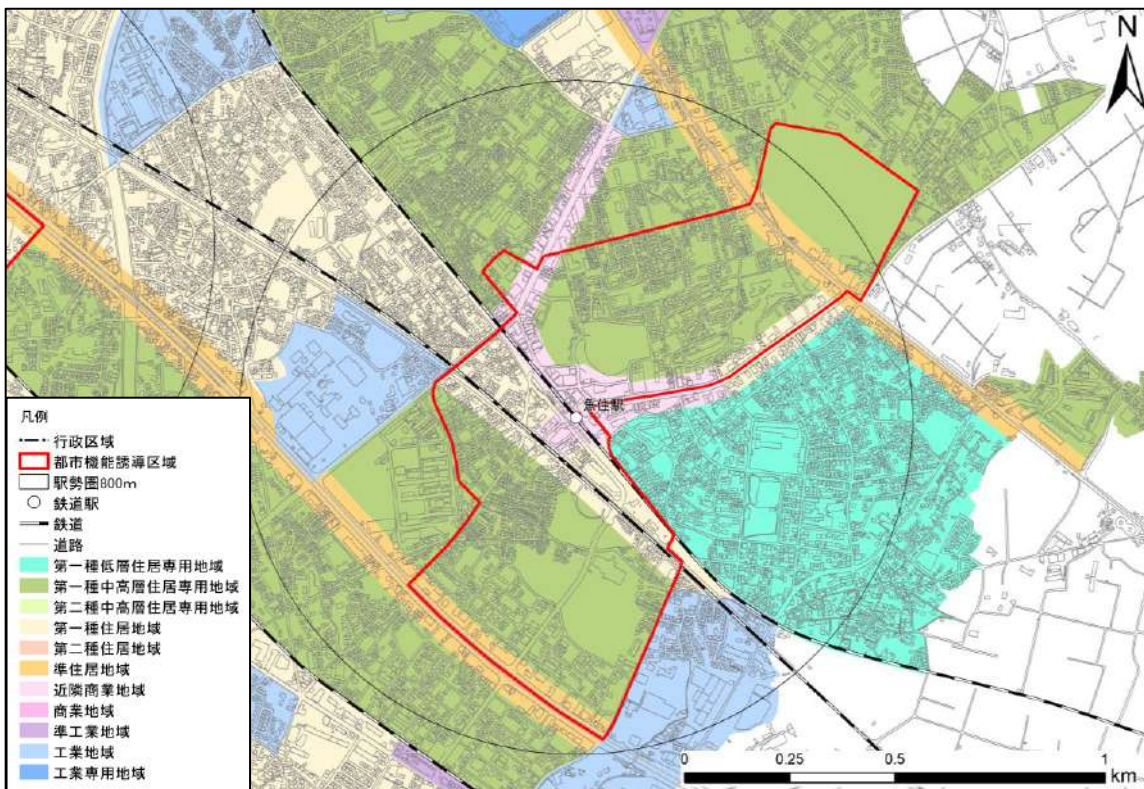


図 5-6 魚住地域(JR魚住駅周辺区域)

(5) 二見地域(山陽東二見駅・山陽西二見駅周辺区域)

山陽東二見駅を拠点とし、二見市民センター、ふれあいプラザあかし西などの公共機能が集積しており、二見地域の中心地となっています。

また、山陽西二見駅を拠点とし、イトーヨーカドー明石店などの商業機能が集積し、地域住民の生活を支えているほか、西二見駅と東二見駅の間には西部文化会館などが立地しています。これらのことから、地域住民の暮らしの質や利便性向上を図るため、山陽東二見駅周辺と山陽西二見駅周辺を一体の地域として都市機能誘導区域に設定します。

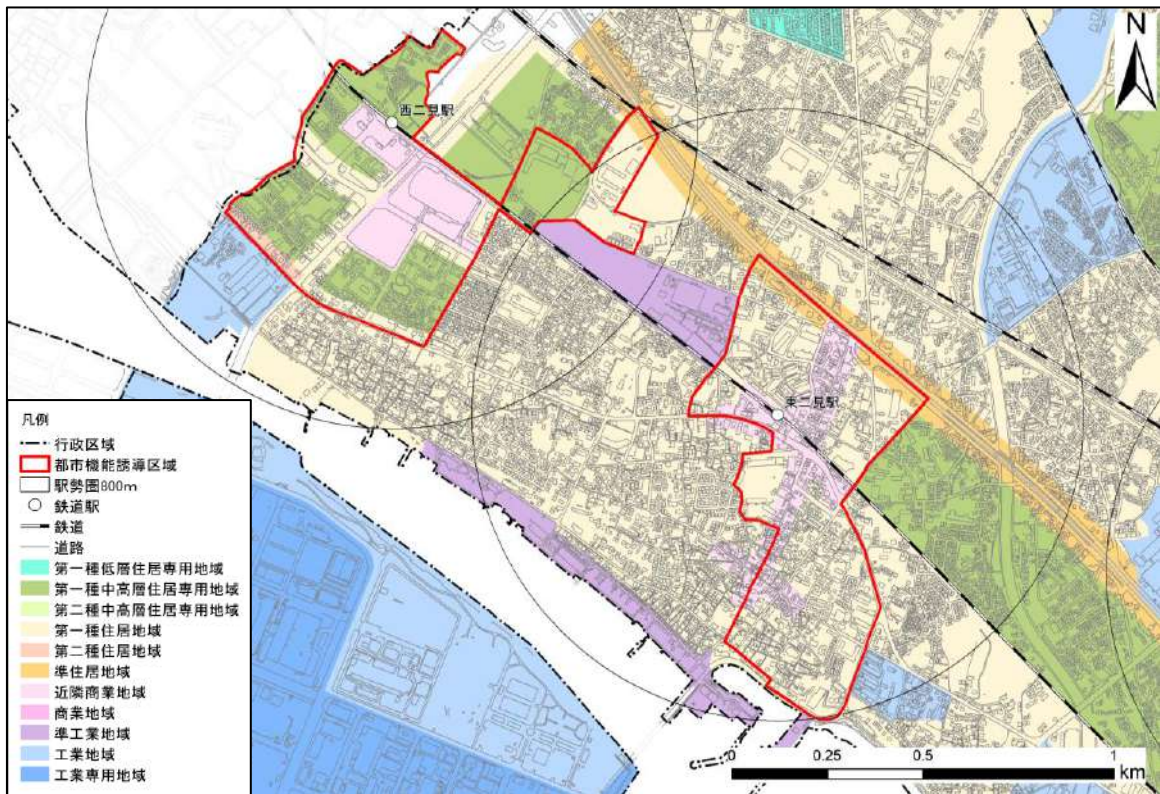


図 5-7 二見地域(山陽東二見駅・山陽西二見駅周辺区域)

5.2 誘導施設

5.2.1 誘導施設とは

誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するもので、当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましいとされています。

また、都市機能誘導区域に必要な施設を設定することだけでなく、具体的な整備計画のある施設を設定することも考えられるとされています。

【誘導施設の例】

誘導施設については、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、以下のような施設を定めることが想定されます。

表 5-3 誘導施設として定めることが想定される施設

機能	中心拠点	地域/生活拠点
行政	○中核的な行政機能 ・本庁舎	○日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 ・支所、福祉事務所など各地域事務所
介護福祉	○市内全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 ・総合福祉センター	○高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 ・地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロンなど
子育て	○市内全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 ・子育て総合支援センター	○子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 ・保育所、認定こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館など
商業	○時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 ・相当規模の商業集積	○日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 ・延床面積0㎡以上の食品スーパー
医療	○総合的な医療サービス(二次医療)を受けられることができる機能 ・病院	○日常的な診療を受けられることができる機能 ・延床面積0㎡以上の診療所
金融	○決済や融資などの金融機能を提供する機能 ・銀行、信用金庫	○日々の引き出し、預け入れなどができる機能 ・郵便局
教育・文化	○市内全域の市民を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 ・文化ホール、中央図書館	○地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 ・図書館支所、社会教育センター

資料：立地適正化計画作成の手引き（令和4年4月版）

5.2.2 誘導施設の設定方針

(1) 想定する誘導施設

本市における誘導施設は、都市機能誘導区域の設定方針を踏まえ、さまざまな人が「身近なところ」で「気軽」にサービスが受けられることを前提とすることから、居住者の利便性の向上が図られるような施設を基本とします。

なお、誘導施設は、新たに「誘導」を図るものと、現状立地している施設の「維持」を図るものがあることから、各都市機能誘導区域の地域特性、今後の施設整備予定などを踏まえながら、設定を行います。

表 5-4 本市で想定する誘導施設

機能	本市で想定する誘導施設
行政	①行政窓口機能を有する施設
保健	②保健施設
子育て	③子育て支援施設
商業	④商業施設(延床面積 10,000 m ² 以上)
医療	⑤地域医療支援病院
教育・文化	⑥社会教育施設
	⑦文化・交流施設

(2) 日常利用施設の取扱い

日常的に利用される介護施設、地域総合支援センター、認定こども園、スーパーマーケット、小規模な商店、診療所、学校施設、金融機関などは、誘導施設には含めず、居住誘導区域内に幅広く配置し、生活利便性の維持・向上を目指します。

表 5-5 居住誘導区域内に配置する施設

機能	施設
介護・福祉	介護施設、地域総合支援センター
子育て	保育所、認定こども園、幼稚園、子育て支援センター
商業	スーパーマーケット、コンビニエンスストア、小規模な商店
医療	診療所、歯科
文化（交流）	コミュニティ・センター
教育	小学校、中学校、高等学校等の学校施設
金融	銀行、信用金庫、郵便局

5.2.3 誘導施設の設定

本市で設定する誘導施設及び定義については以下のとおりです。なお、誘導施設については、今後の開発計画、施設の統廃合などの動向を踏まえ、上位・関連計画との整合を図りながら、必要に応じて追加などの見直しを行います。

表 5-6 誘導施設の定義

機能	位置付ける誘導施設	定義
行政	①行政窓口機能を有する施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中枢的な行政機能のほか、各証明書の発行など日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能を有する施設
保健	②保健施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域保健法第5条第1項に基づく施設 ・ 明石市保健所設置条例第1条に基づく施設
子育て	③子育て支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉法第12条第1項に基づく施設 ・ 明石市児童相談所設置条例第1条に基づく施設 ・ 明石こども広場条例第1条に基づく施設又は類する施設
商業	④商業施設(延床面積10,000㎡以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 延床面積 10,000㎡以上の商業施設
医療	⑤地域医療支援病院	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法第4条に基づく病院
教育・文化	⑥社会教育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館法第2条第1項に基づく施設 ・ 博物館法第2条第1項又は第29条に基づく施設 ・ 明石市立図書館条例第1条に基づく施設 ・ 明石市立文化博物館条例第1条に基づく施設 ・ 明石市立天文科学館条例第1条に基づく施設
	⑦文化・交流施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第1項に規定する施設で客席数がおおむね200席以上の施設 ・ 地域住民の交流に資する施設 ・ 明石市立市民会館条例第1条に基づく施設 ・ 明石市立西部市民会館条例第1条に基づく施設 ・ 明石市立中高年齢労働者福祉センター条例第1条に基づく施設 ・ 明石市立勤労福祉会館条例第1条に基づく施設 ・ 明石市生涯学習センター条例第1条に基づく施設 ・ 明石市男女共同参画センター条例第1条に基づく施設

5.2.4 誘導施設

本市の誘導施設の考え方を踏まえ、各都市機能誘導区域に設定する誘導施設を以下のように設定します。

表 5-7 各区域の位置付け及び誘導施設

都市機能誘導区域	誘導施設
①明石東部地域 (JR・山陽明石駅・JR朝霧駅周辺区域)	①行政窓口機能を有する施設 ②子育て支援施設 ③商業施設(延床面積 10,000 m ² 以上) ④地域医療支援病院 ⑤社会教育施設 ⑥文化・交流施設
②西明石地域 (JR西明石駅周辺区域)	①行政窓口機能を有する施設 ②社会教育施設 ③文化・交流施設
③大久保地域 (JR大久保駅周辺区域)	①行政窓口機能を有する施設 ②保健施設 ③子育て支援施設 ④商業施設(延床面積 10,000 m ² 以上) ⑤地域医療支援病院 ⑥社会教育施設 ⑦文化・交流施設
④魚住地域 (JR魚住駅周辺区域)	①行政窓口機能を有する施設 ②社会教育施設 ③文化・交流施設
⑤二見地域 (山陽東二見駅・山陽西二見駅周辺区域)	①行政窓口機能を有する施設 ②商業施設(延床面積 10,000 m ² 以上) ③社会教育施設

第6章 誘導施策の検討

6.1 誘導施策とは

誘導施策とは、基本方針や誘導方針の実現に向けて、居住誘導区域への住居の誘導、都市機能誘導区域への都市機能の誘導及び両区域を結ぶ公共交通のネットワーク形成を実現するために行うものです。

誘導施策を実施主体別に分けると、「国等が直接行う施策」「国の支援を受けて市が行う施策」「市が独自に講じる施策」になります。

「国等が直接行う施策」「国の支援を受けて市が行う施策」については以下のとおりです。

【国等が直接行う施策】

《誘導施設に対する税制上の特例措置》

- ・都市機能誘導区域外から区域内への事業用資産の買い換え特例（80%課税繰延べ）
- ・誘導施設と合わせて整備する公共施設等（道路・通路、公園・広場等）の固定資産税等の課税標準の特例（5年間4/5に軽減）
- ・誘導施設の整備のための土地等を譲渡した場合の特例（軽減税率の適用、居住用資産の100%課税繰延べ）等

《民間都市開発推進機構による金融上の支援措置》

- ・都市再生整備計画区域内において民間事業者が実施する誘導施設の整備に対して出資

資料：国土交通省ホームページ、租税特別措置等に係る政策評価の評価書（国土交通省）

【国の支援を受けて本市が行う施策】

《居住誘導に関する施策（居住者の利便の用に供する施設の整備）》

- ・都市構造再編集中支援事業
- ・都市再生整備計画事業
- ・スマートウェルネス住宅等推進事業 等

《都市機能誘導に関する施策（誘導施設の整備、歩行空間の整備などに対する支援施策）》

- ・都市構造再編集中支援事業
- ・都市再生整備計画事業
- ・集約都市形成支援事業
- ・まちなかウォークアブル推進事業 等

《公共交通等に関する施策（公共交通の確保を図るため交通結節機能の強化・向上）》

- ・都市構造再編集中支援事業
- ・都市再生整備計画事業
- ・都市・地域交通戦略推進事業
- ・地域公共交通再編事業 等

資料：国土交通省ホームページ、都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）の概要

6.2 誘導施策の設定方針

本市が取り組む誘導施策は、誘導方針を踏まえ、居住誘導に関する施策、都市機能誘導に関する施策、公共交通等に関する施策、防災に関する施策に分けて整理します。

なお、本計画における誘導施策は、上位計画である「あかしSDGs推進計画」とともに策定された「あかしSDGs前期戦略計画」における取組に則して進めていくこととします。

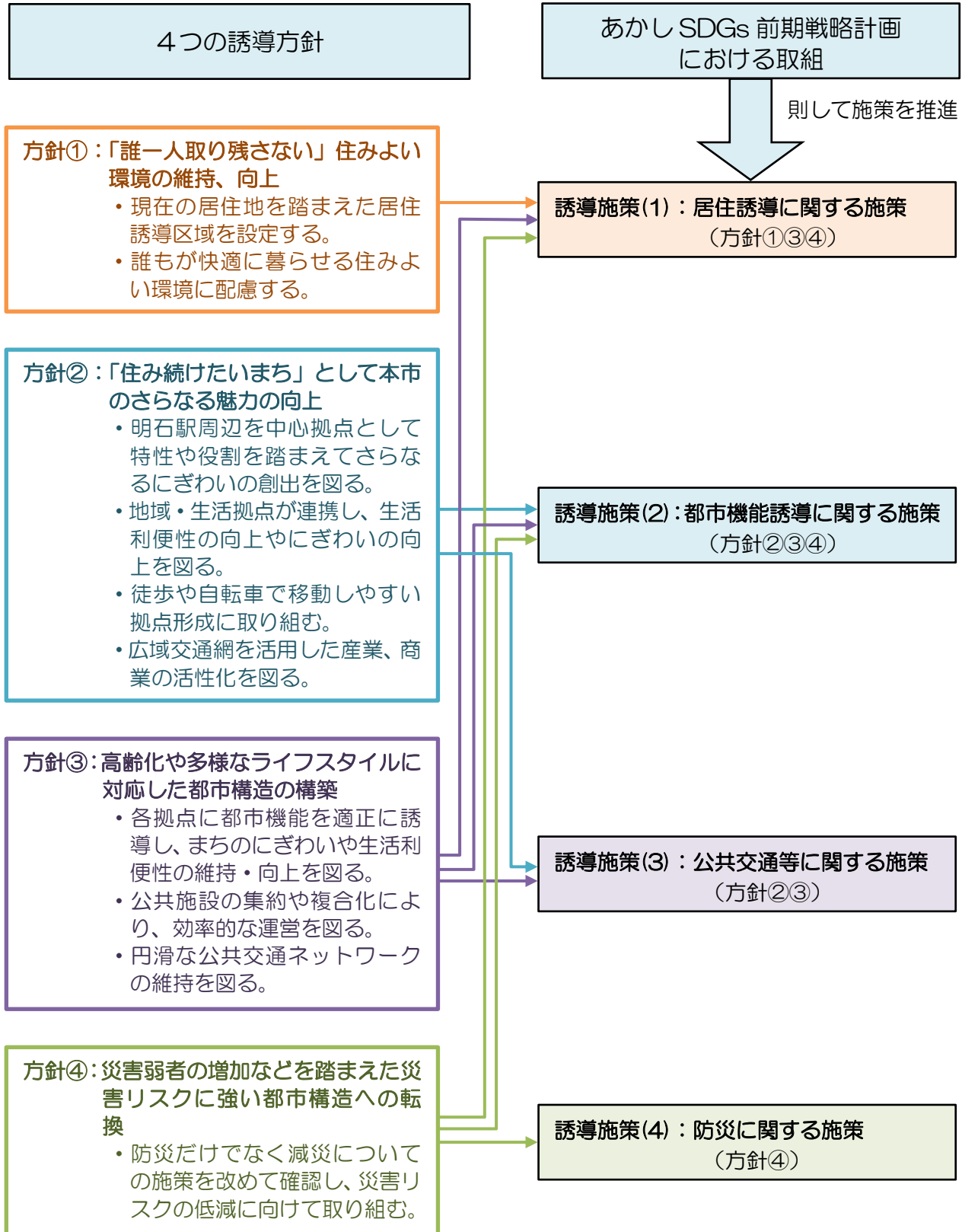


図 6-1 誘導方針と誘導施策の関係

6.3 誘導施策の設定

本市が取り組む誘導施策を以下のとおり設定します。

6.3.1 居住誘導に関する施策

現在の居住地を維持しつつ、誰もが快適に安心して暮らすことができる居住環境の維持・向上を図ります。

- ・安全で快適な市街地環境の整備
- ・ユニバーサルデザインのまちづくり
- ・緑の保全と活用
- ・安全で利便性の高い幹線道路・橋梁の整備
- ・持続可能な上下水道の構築
- ・地域防災力・災害対応力の向上
- ・良好な住環境づくり

6.3.2 都市機能誘導に関する施策

各都市機能誘導区域において、拠点としての整備、都市機能施設の適正な配置及び誘導等の施策を進め、都市機能の維持・向上を図ります。

○拠点の整備

- ・市内全域の均衡ある発展を目指した取組

○誘導施設の整備

- ・公共施設配置の適正化
- ・妊娠期からの切れ目のないこども・子育て支援
- ・本のまち明石の推進
- ・歴史のまち明石の推進
- ・文化・芸術の推進
- ・時のまち明石の推進

6.3.3 公共交通等に関する施策

居住地から駅を中心とする都市機能誘導区域へのアクセスを確保するため、路線バス、コミュニティバスなどの公共交通ネットワークの維持を図ります。

- ・公共交通ネットワークの維持・充実
- ・交通安全対策の充実

6.3.4 防災に関する施策

防災に関する施策は、第8章防災指針に記載します。

6.3.5 その他の取組

道路などの都市計画施設は、都市計画税を活用し、計画的に更新・改修などを行います。

また、誘導施策を効果的に展開するためには、誘導施設の新規整備を促進するだけでなく、既存の公共施設等のストックを有効に活用することが重要です。そのため、公的不動産の活用について、以下の方針を定めます。

- 既存の公共施設は、「明石市公共施設配置適正化基本計画」などを踏まえ、施設の長寿命化や効率的な維持管理、機能の集約化などにより、費用の縮減と平準化を図ります。あわせて、民間活力の導入及び地域に不足する都市機能を付加することにより、市民サービスの向上を図ります。
- 公共施設の移転後の跡地は、市による活用のほか官民連携などにより有効利用を図ります。

第7章 届出制度

7.1 届出制度とは

届出制度とは、居住誘導区域外における住宅開発等の動きや都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを把握するための制度です。

本計画の公表に伴い、都市計画区域内において、法に基づく届出が義務付けられ、誘導区域外における一定規模以上の開発行為や誘導施設の整備などを行う場合は、市長への届出が必要となります。

届出があった場合、市長は、居住誘導区域内や都市機能誘導区域内において住宅の立地や誘導施設の誘導を図るうえで支障があると認めるときは、立地を適正なものとするために必要な勧告や土地の取得についてのあっせんなどを行うことがあります（法第 88 条第 3 項、第 4 項、第 108 条第 3 項、第 4 項）。

7.2 居住誘導区域外における届出の対象となる行為

居住誘導区域外で一定規模以上の開発行為や建築行為を行おうとする場合は、これらの行為に着手する日の 30 日前までに行為の種類や場所などについて、市長への届出が必要となります（法第 88 条第 1 項）。

【届出の対象となる行為】

開発行為

- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 m²以上のもの

①の例 3戸の開発行為 **届出必要**



②の例

1,300 m²で1戸の開発行為 **届出必要**



800 m²で2戸の開発行為 **届出不要**



建築行為

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

①の例 3戸の新築 **届出必要**



②の例 1戸の改築 **届出不要**



※住宅とは、戸建て住宅、共同住宅及び長屋等の用に供する建築物をいい、寄宿舍や老人ホームは含みません。いずれの行為も、敷地が居住誘導区域の内外にまたがる場合は、届出対象となります。

着手する日の 30 日前までに市長への届出が必要

7.3 都市機能誘導区域外における届出の対象となる行為

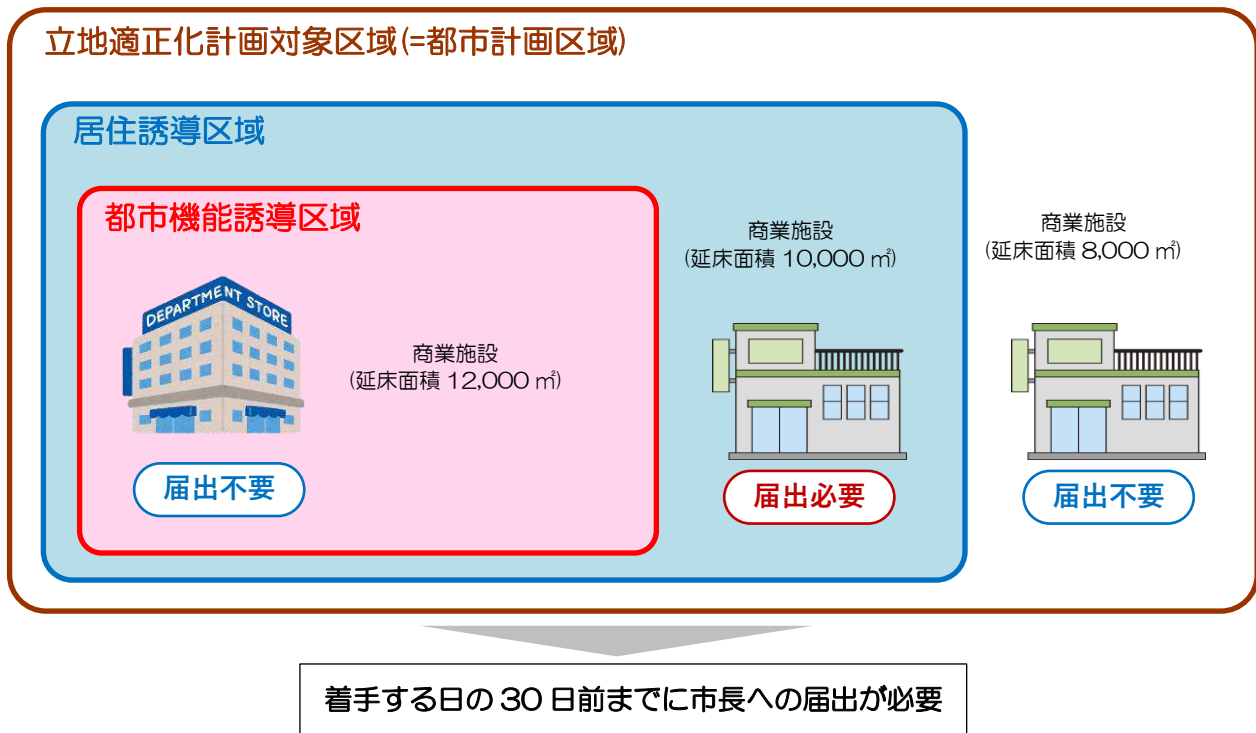
都市機能誘導区域外で誘導施設を有する開発行為や建築行為を行おうとする場合、これらの行為に着手する日の30日前までに行為の種類や場所などについて、市長への届出が必要となります（法第108条第1項）。

【届出の対象となる行為】

開発行為	建築行為
<ul style="list-style-type: none"> 本市が定めた誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合 	<ul style="list-style-type: none"> ①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ②建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更して、誘導施設を有する建築物とする場合

※いずれの行為も、敷地が都市機能誘導区域の内外にまたがる場合は、届出対象となります。

【届出が必要となる場合のイメージ：商業施設(延床面積 10,000㎡以上)の場合】



7.4 都市機能誘導区域内における届出の対象となる行為

都市機能誘導区域内で誘導施設を休止(期間を設け施設営業を停止する行為)又は廃止しようとする場合は、これらの行為に着手する日の30日前までに、市長への届出が必要となります（法第108条の2第1項）。

第8章 防災指針

8.1 防災指針とは

防災指針とは、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、本計画における居住又は都市機能の誘導と併せて都市の自然災害に対する防災に関する機能の確保を図るための指針で、改正法（2020年（令和2年）9月施行）において、新たに位置付けられました。

コンパクトで安全なまちづくりを推進するためには、原則、災害リスクの高い地域での新たな立地抑制を図り、居住誘導区域から除外することになりますが、本市の場合、洪水、津波、高潮による浸水エリアについては既に市街地が形成されているところが多く、このエリアを居住誘導区域から全て除外することは現実的に困難なところがあります。

また、地震については、影響の範囲や程度を即地的に定め、リスクの高い地域として居住誘導区域から除外することも限界があります。そのため、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避又は低減させるため、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくことが求められます。

立地適正化計画においては、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のため、防災指針を定めるとともに、この方針に基づく具体的な取組を位置付けることとしています。

8.2 防災指針の検討手順

防災指針の検討は、以下のフローに沿って行います。

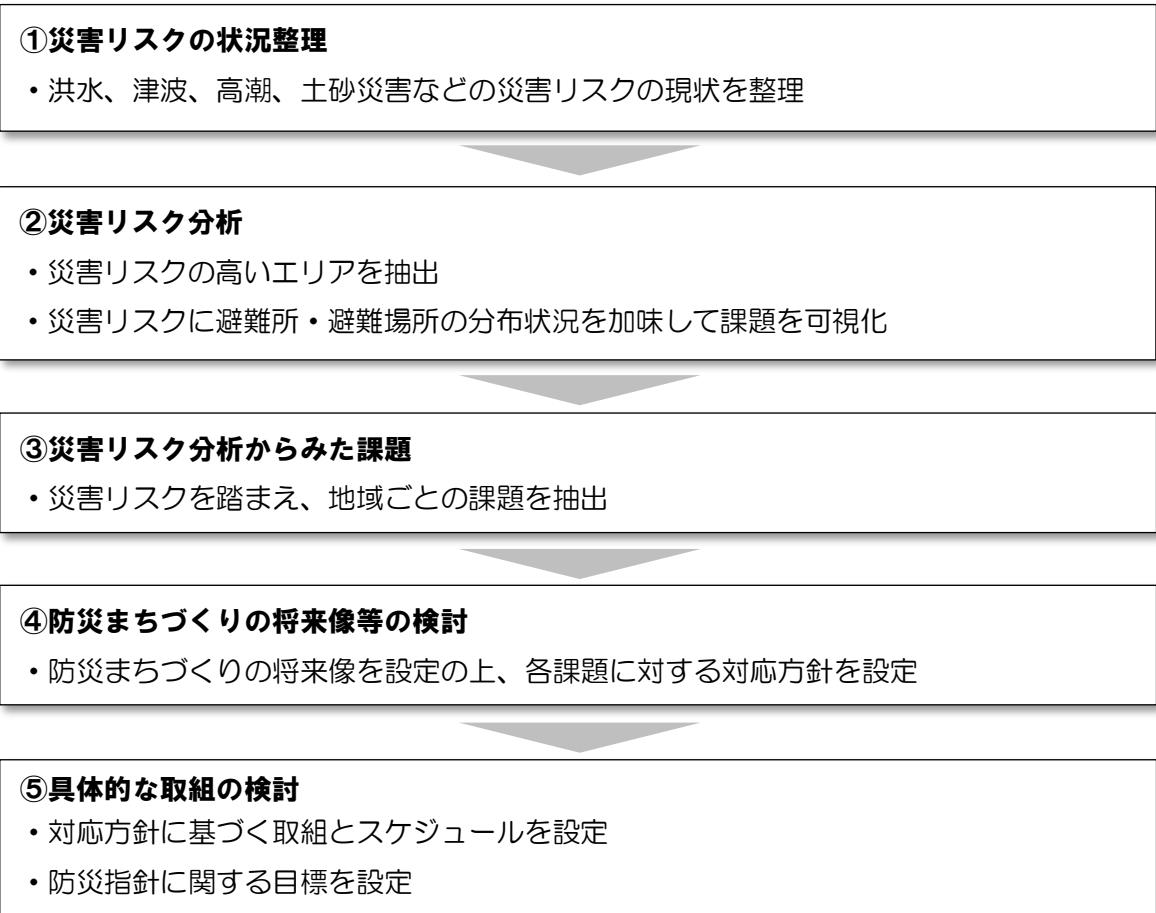


図 8-1 防災指針の検討フロー

8.3 災害リスクの現状整理

8.3.1 整理したハザード情報

防災上の課題を抽出するため、本市に被害をもたらすおそれのある災害ハザード情報を以下のとおり整理します。

なお、今後新たに災害ハザードの区域が指定された場合は、適宜、防災指針の見直しを図ります。

表 8-1 整理したハザード情報の一覧

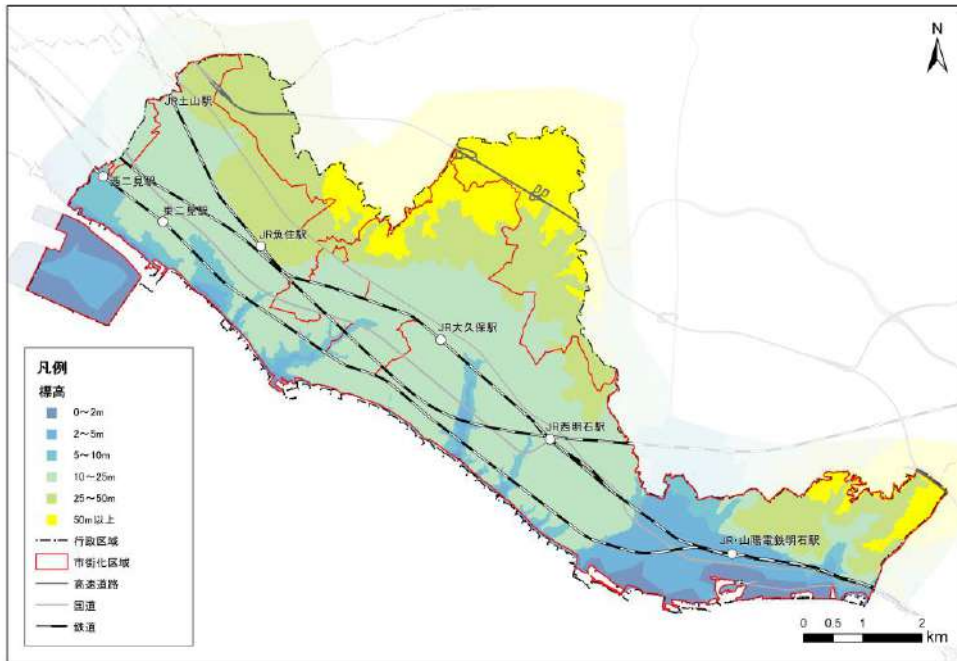
項目	ハザード情報	資料
地形・地質	標高分布	基盤地図情報（数値標高モデル） （2016年度（平成28）年度）
	土地条件図	地理院地図（電子国土Web） 25000（土地条件） （1964年（昭和39年）、1995年（平成7年）調査）
洪水	浸水深（想定最大規模） （1/1000年確率規模以上）	兵庫県CGハザードマップ （2021年（令和3年）4月1日時点）
	浸水深（計画規模） （1/100年確率規模）	
	浸水継続時間（想定最大規模） （1/1000年確率規模以上）	
	過去の浸水実績（2004年（平成16年）～2018年（平成30年））	
	家屋倒壊等氾濫想定区域 （河岸浸食）	兵庫県CGハザードマップ （2021年（令和3年）4月1日時点）
津波	津波浸水深（南海トラフ巨大地震による津波想定）	兵庫県CGハザードマップ （2021年（令和3年）4月1日時点）
	津波の警戒が必要な範囲	明石市ハザードマップ2022改訂
高潮	高潮浸水深（想定最大規模） 破堤あり	兵庫県CGハザードマップ （2021年（令和3年）4月1日時点）
	高潮浸水深（想定最大規模） 破堤なし	
	高潮浸水深（30年確率）	
	高潮浸水継続時間（想定最大規模）破堤あり	兵庫県2022年5月
	高潮浸水継続時間（想定最大規模）破堤なし	兵庫県2022年5月
土砂災害	土砂災害（特別）警戒区域 （急傾斜、地すべり、土石流）	兵庫県CGハザードマップ （2021年（令和3年）4月1日時点）
	急傾斜地崩壊危険区域	兵庫県ホームページ
	災害危険区域	※本市指定なし
地震	地表震度等分布	兵庫県ホームページ
	液状化危険度	兵庫県の地震・津波被害想定（南海トラフ） 基礎資料
避難施設	避難所・避難場所の分布状況	明石市ハザードマップ2022改訂

8.3.2 災害リスクの現状整理

(1) 地形・地質

地形は、JR・山陽明石駅周辺や明石川、谷八木川、赤根川、瀬戸川などの主要河川沿いは、標高10m未満と低くなっています。特に明石港周辺や明石川河口、南二見人工島では、広い範囲で2m未満のところがみられ、浸水しやすい地形となっています。

地質は、中部は台地・段丘が広がり、東部は内陸部で盛土地・埋立地や更新世段丘、山地斜面などで構成され、海岸部は砂州・砂堆・砂丘となっています。



資料：基盤地図情報（数値標高モデル）（2016年度（平成28）年度）を元に作成

図 8-2 地形図

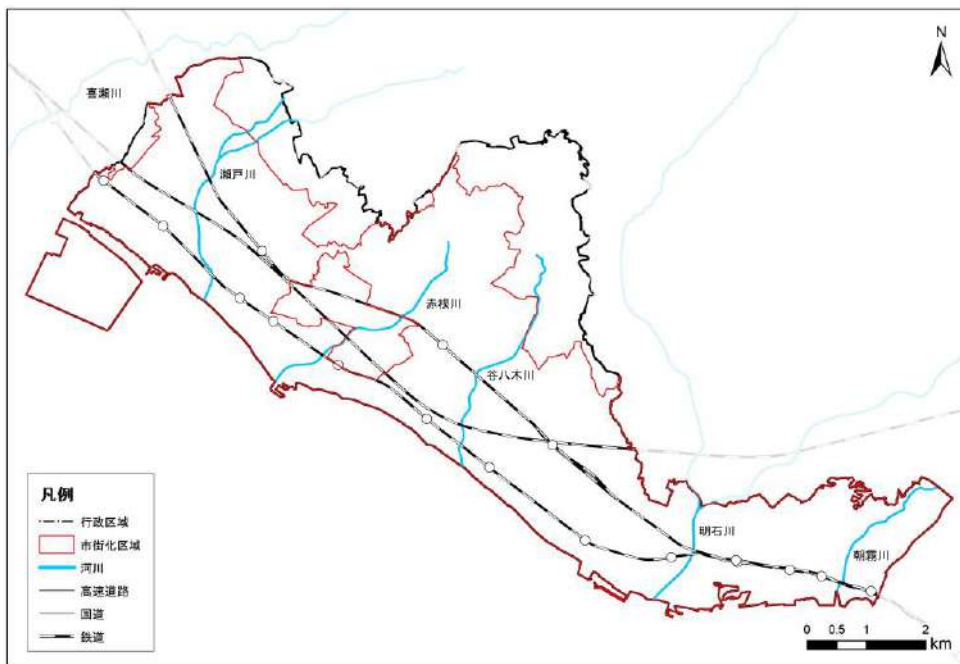
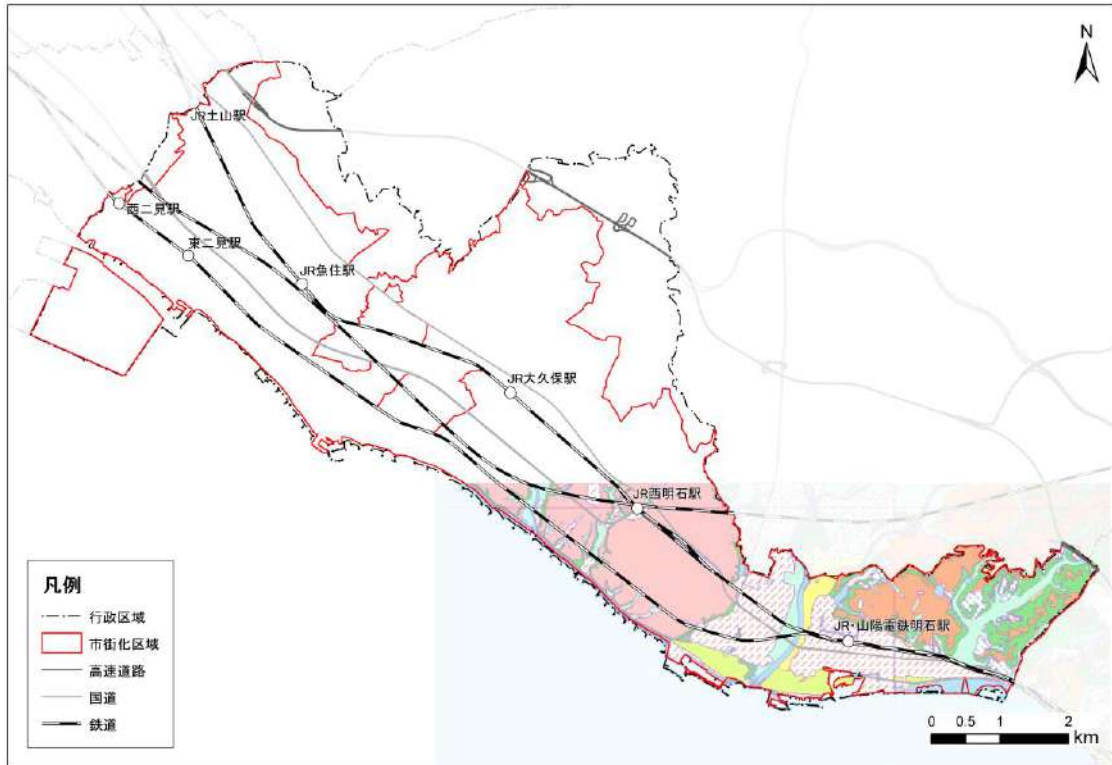


図 8-3 （参考）主要河川位置図



※市の西側部分は調査範囲外

資料：地理院地図（電子国土Web）25000（土地条件）（1964年（昭和39年）、1995年（平成7年）調査）を元に作成

配色	分類項目	説明
	山地斜面等	山地・丘陵または台地の縁などの傾斜地。
変形地	崖	自然にできた切り立った斜面。
	地すべり（滑落崖）	地すべりの頂部にできた崖。
	地すべり（移動体）	山体の一部が土塊として下方に滑動してできた地形。
台地・段丘	更新世段丘	約1万年前より古い時代に形成された台地や段丘。
	完新世段丘	約1万年前から現在にかけて形成された台地や段丘。
	台地・段丘	時代区分が明瞭でない台地や段丘。
	山麓堆積地形	斜面の下方、山間の谷底または谷の出口等に堆積した、岩屑または風化土等の堆積地形。崩壊や土石流の被害を受けやすい。
低地の微高地	扇状地	河川が山地から平地に出た地点に砂礫が堆積してできた地形。
	自然堤防	洪水時に運ばれた砂礫が、流路沿いに堆積してできた微高地。
	砂州・砂堆・砂丘	砂州・砂堆は、現在及び過去の海岸、湖岸付近にあって波浪、沿岸流によってできた砂礫からなる微高地。砂丘は、風によって運ばれた砂からなる小高い丘。
	天井川・天井川沿いの微高地	河床が周囲の低地よりも高い河川と、その周辺の微高地。
	凹地・浅い谷	台地・段丘や扇状地などの表面に形成された浅い流路跡や侵食谷。豪雨時に地表水が集中しやすい。
低地の一般面	谷底平野・氾濫平野	河川の氾濫により形成された低平な土地。
	海岸平野・三角洲	海水面の低下によって海底が陸化した平坦地や、河口部にあって砂や粘土等が堆積してできた平坦地。
	後背低地	河川の堆積作用が比較的及ばない低湿地。水はげが悪い。
	旧河道	低地の中で周囲より低い帯状の凹地で、過去の河川流路の跡。
頻水地	高水敷・低水敷・浜	増水時に水没する河川敷や、高波で冠水する沿岸地。
	湿地	地下水位が著しく浅く、水はげが極めて悪い土地。
水部	河川・水涯線及び水面	海・河川・湖沼など、現在の水面。
	旧水部	過去に海や湖沼だったところを埋め立てによって陸化した部分。
人工地形	農耕平坦化地	山地などを切り開いた農耕地。
	切土地	山地などの造成地のうち、切取りによる平坦地や傾斜地。
	高い盛土地	約2m以上盛土した人工造成地。主に海や谷を埋めた部分。
	盛土地・埋立地	低地に土を盛って造成した平坦地や、水部を埋めた平坦地。
	干拓地	干潟や内陸水面を人工的に排水し、陸地となった平坦地。
	改変工事中の区域	図面作成時に、人工的な改変工事が行われていた区域。

図 8-4 地質図

(2) 洪水

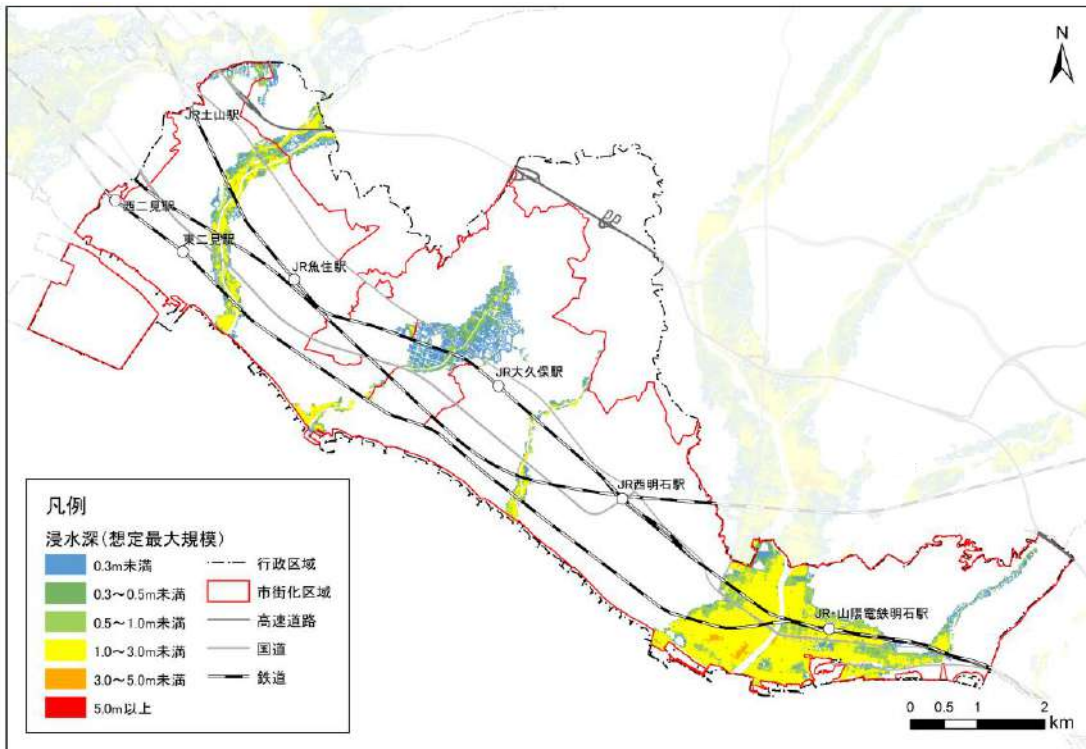
想定最大規模の洪水による浸水深は、JR・山陽明石駅南側、朝霧川、明石川、谷八木川、赤根川、瀬戸川、清水川及び喜瀬川周辺の広い範囲で、3.0m未満の浸水が想定されており、明石川周辺では、3.0mを超える浸水が想定されている地域があります。

計画規模の浸水深は、JR・山陽電鉄明石駅南側、朝霧川、明石川、谷八木川、赤根川、瀬戸川及び清水川周辺で3.0m未満の浸水が想定されています。

浸水継続時間は、明石川河口付近で12～24時間、それ以外の地域では12時間未満で、家庭で防災備蓄品を準備する日数の目安とされている3日間を超える地域はありません。

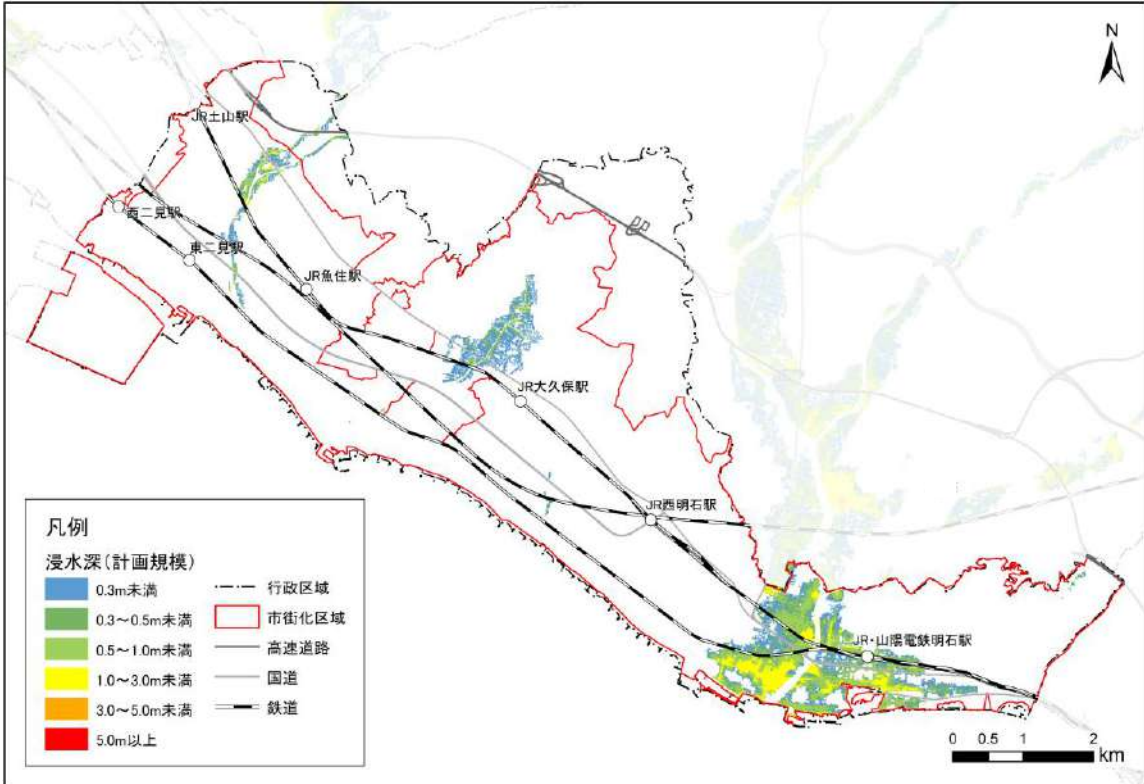
家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）は、朝霧川、明石川、谷八木川、赤根川、瀬戸川の両岸が指定され、家屋が倒壊するような河岸浸食の発生が想定されています。

家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）は、清水川沿いの市街化調整区域内に1箇所指定があります。



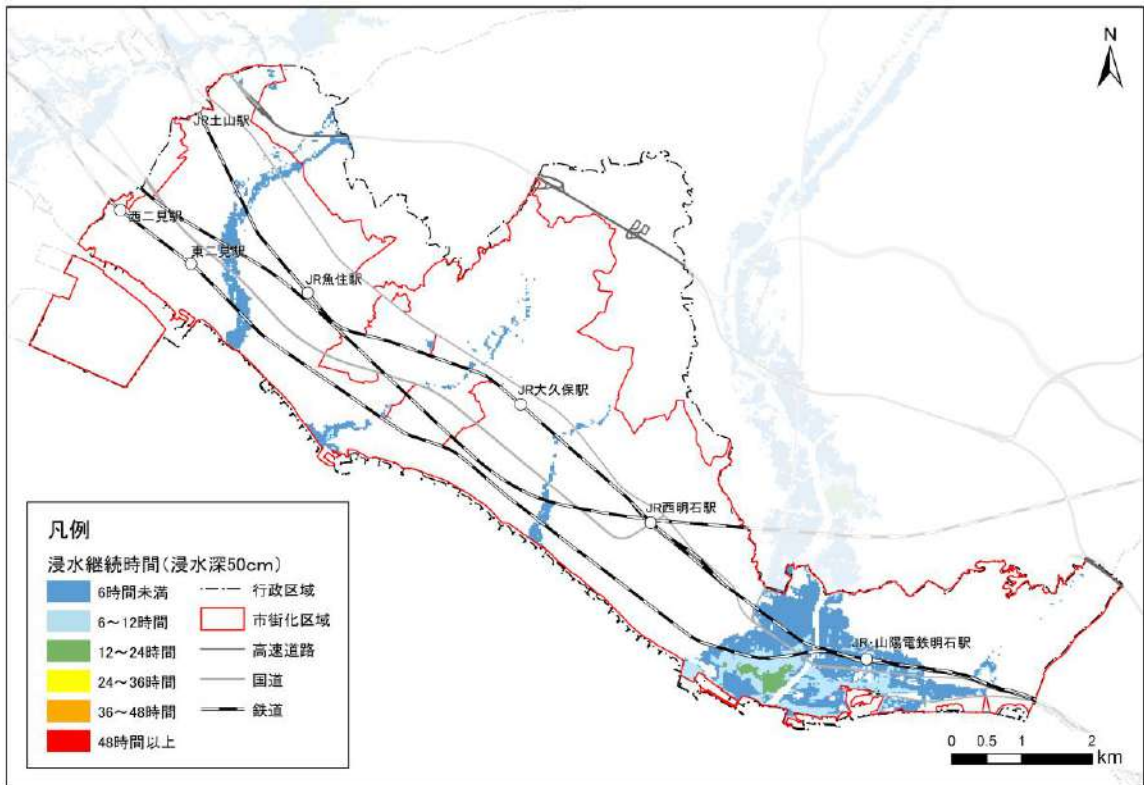
資料：兵庫県 CG ハザードマップ（2021年（令和3年）4月1日時点）

図 8-5 洪水浸水深（想定最大規模 1/1000 年確率規模以上）



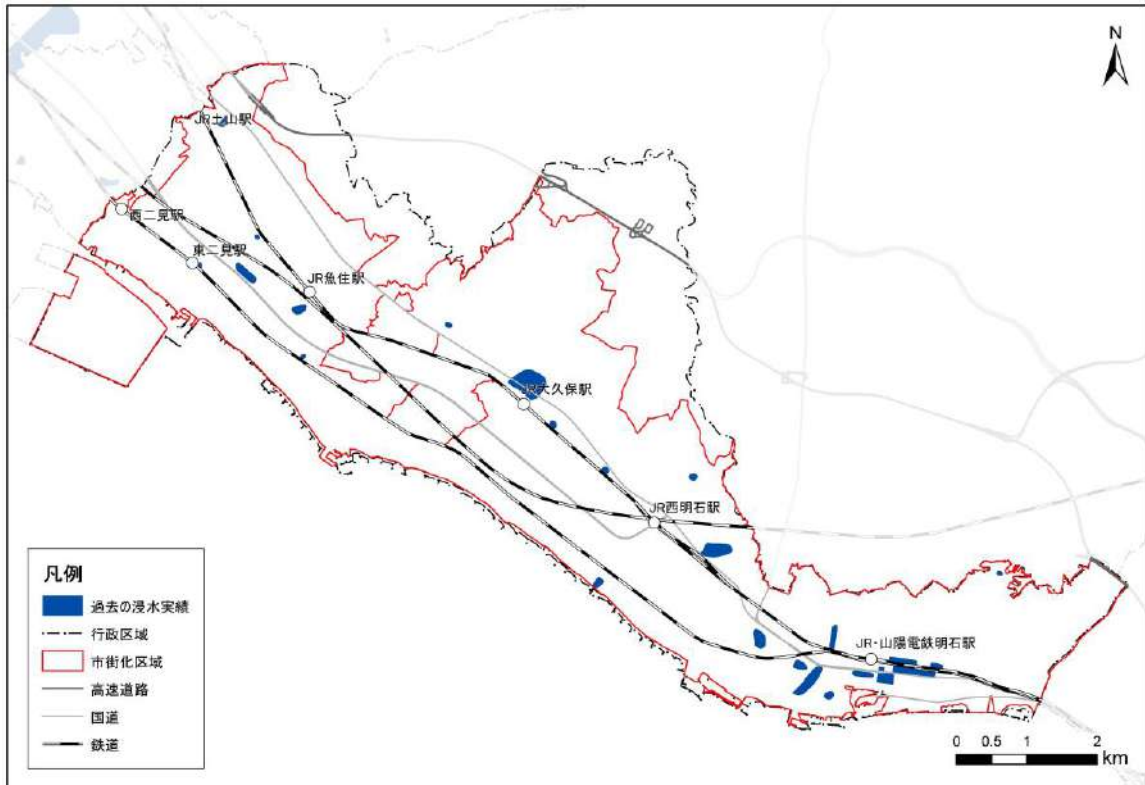
資料：兵庫県 CG ハザードマップ (2021年(令和3年)4月1日時点)

図 8-6 洪水浸水深(計画規模 1/100年確率規模)



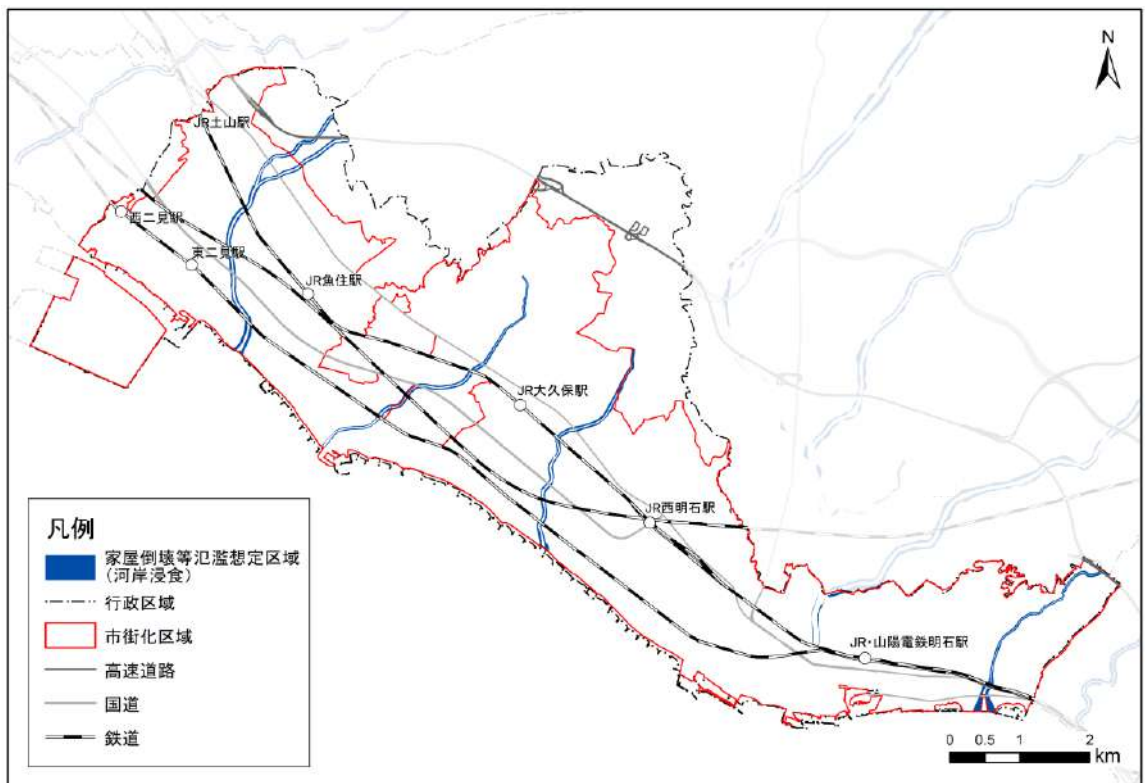
資料：兵庫県 CG ハザードマップ (2021年(令和3年)4月1日時点)

図 8-7 浸水継続時間(想定最大規模 1/1000年確率規模以上)



資料：兵庫県 CG ハザードマップ（2021年（令和3年）4月1日時点）

図 8-8 過去の浸水実績(2004年(平成16年)～2018年(平成30年))



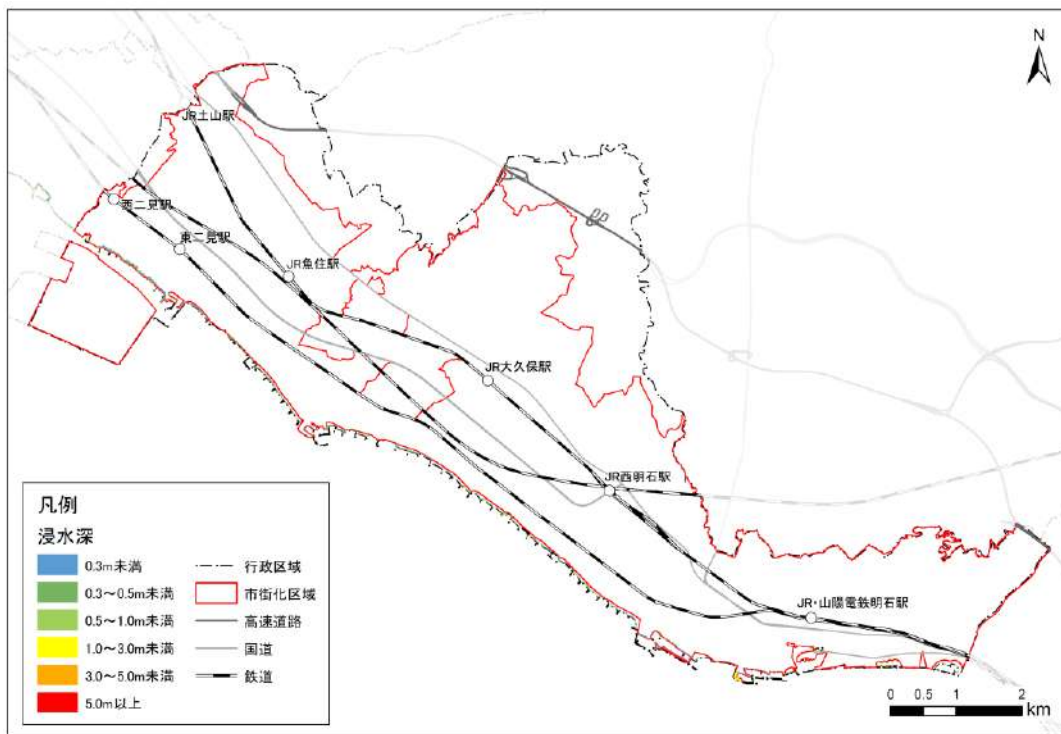
資料：兵庫県 CG ハザードマップ（2021年（令和3年）4月1日時点）

図 8-9 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)

(3) 津波

想定最大規模の津波による浸水想定箇所は、破堤※なしの場合、一部の海岸線のみで、津波が内陸部まで到達することは想定されていません。

※破堤：堤防が壊れ、増水した川の水が堤内地に流れ出すこと。



※兵庫県南海トラフ巨大地震津波被害想定（最高津波水位 2.0m、破堤なし）

資料：兵庫県 CG ハザードマップ（2021年（令和3年）4月1日時点）

図 8-10 津波浸水深(南海トラフ巨大地震による津波想定)



資料：明石市ハザードマップ 2022 改訂

図 8-11 津波の警戒が必要な範囲(標高 3m ライン)

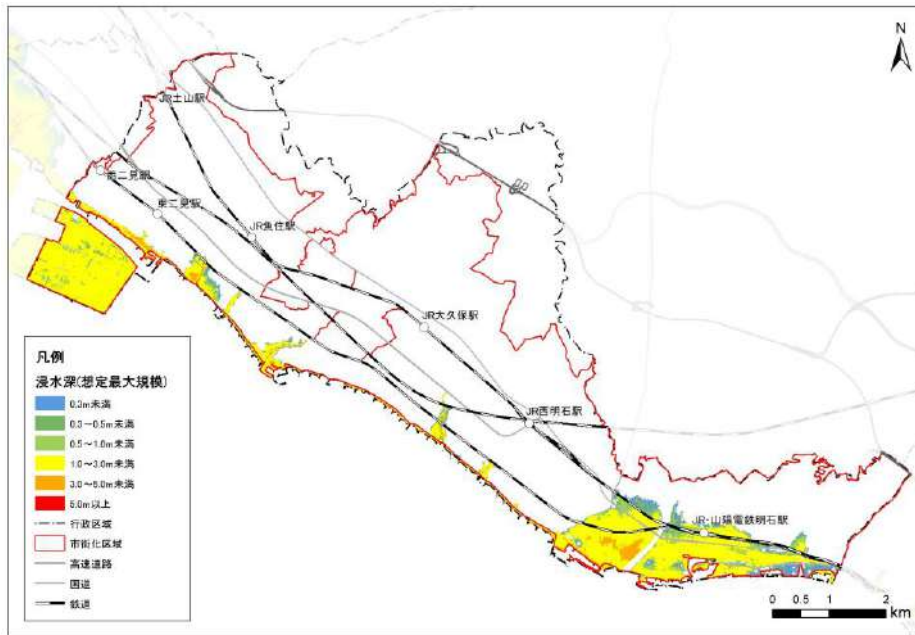
(4) 高潮

想定最大規模の高潮による浸水深は、JR・山陽明石駅南側、明石川西側、南二見人工島など海岸沿いの広い範囲で3.0m未満の浸水が想定されており、明石川周辺と瀬戸川以西の海岸沿いの地域では、3.0mを超える浸水が想定されている地域もあります。

また、各河川の河口付近で浸水が想定されています。

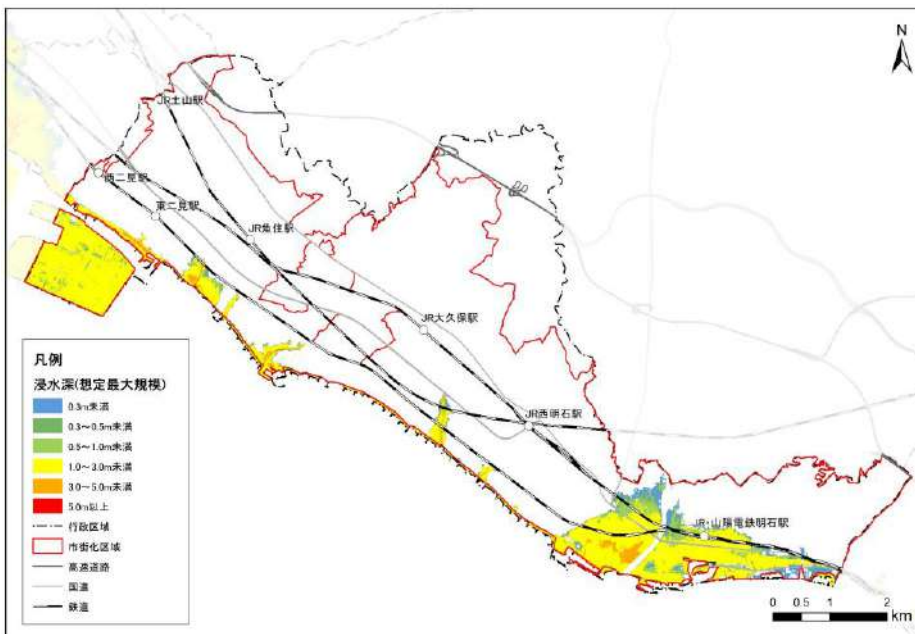
なお、破堤ありの場合は若干内陸部への浸水が想定されています。

浸水継続時間は、6時間未満の地域が大半ですが、一部で12時間以上の浸水が継続する地域がみられます。



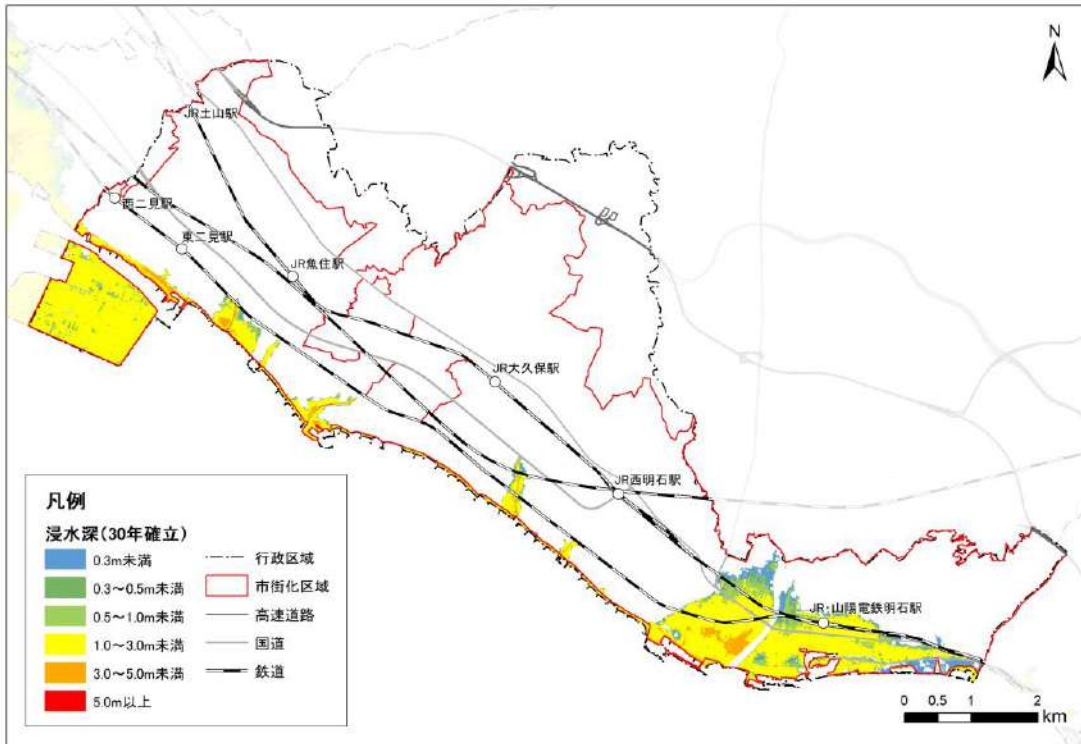
資料：兵庫県 CG ハザードマップ（2021年（令和3年）4月1日時点）

図 8-12 高潮浸水深(想定最大規模)破堤あり



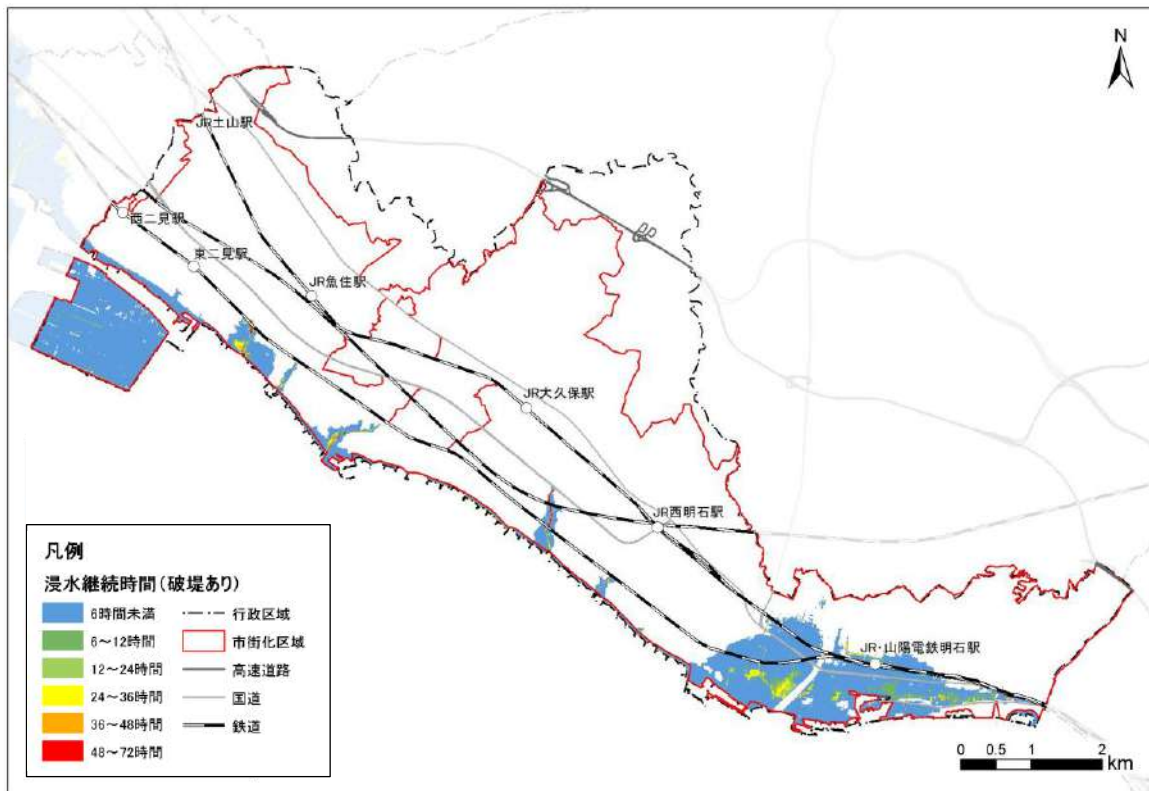
資料：兵庫県 CG ハザードマップ（2021年（令和3年）4月1日時点）

図 8-13 高潮浸水深(想定最大規模)破堤なし



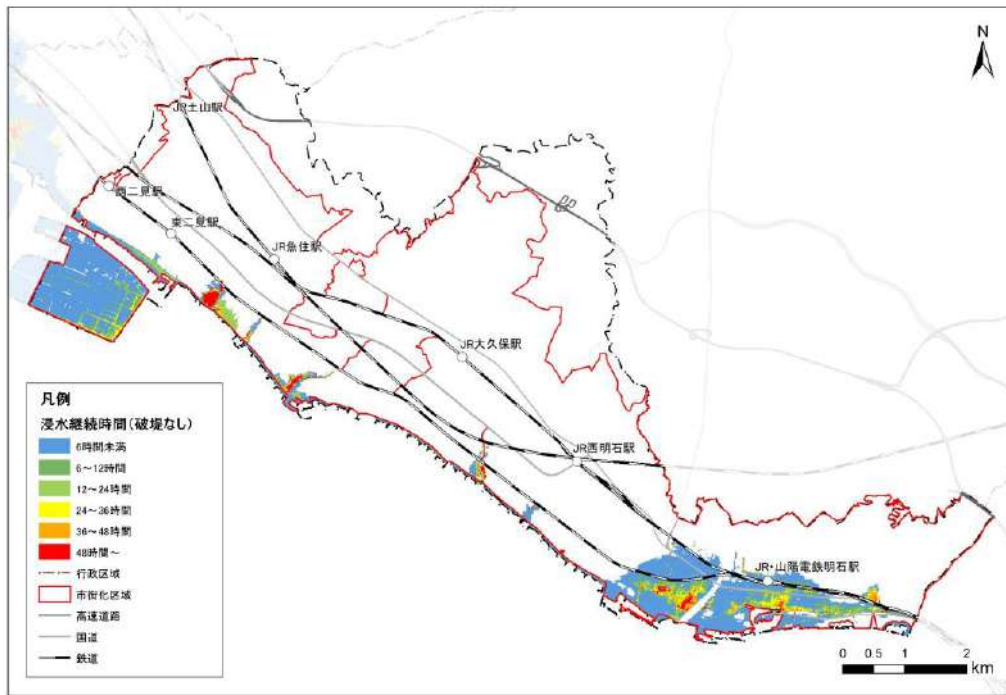
資料：兵庫県 CG ハザードマップ（2021年（令和3年）4月1日時点）

図 8-14 高潮浸水深(30年確率)



資料：兵庫県資料

図 8-15 高潮浸水継続時間(想定最大規模)破堤あり



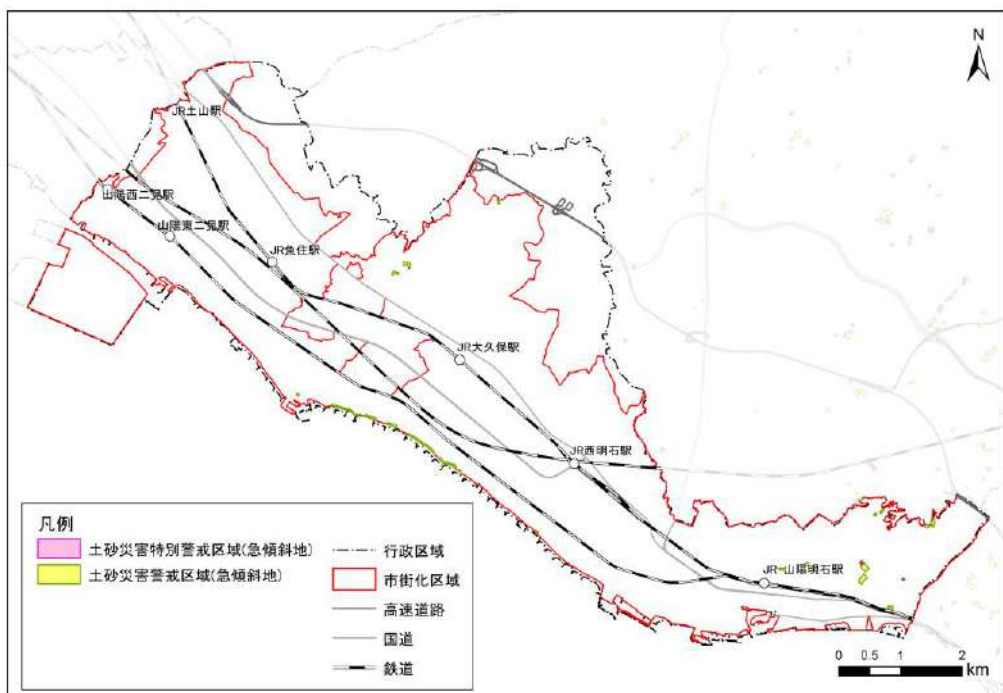
資料：兵庫県資料

図 8-16 高潮浸水継続時間(想定最大規模)破堤なし

(5) 土砂災害

土砂災害特別警戒区域(急傾斜地)が東部に3箇所、土砂災害警戒区域(急傾斜地)が30箇所指定されています。

なお、土砂災害警戒区域(土石流及び地すべり)及び土砂災害特別警戒区域(土石流及び地すべり)の指定はありません。



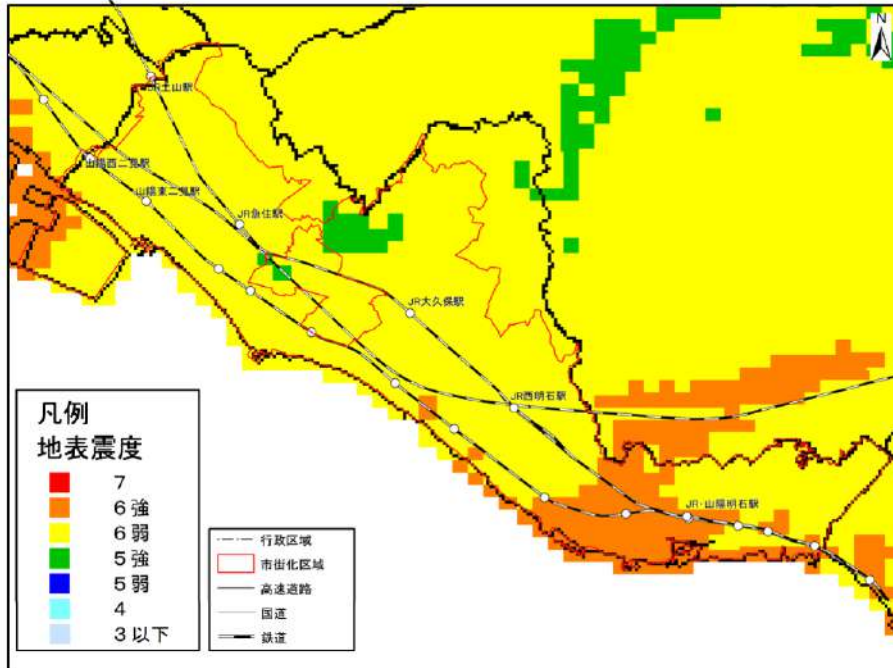
資料：兵庫県 CG ハザードマップ (2021年(令和3年)4月1日時点)

図 8-17 土砂災害(特別)警戒区域

(6) 地震

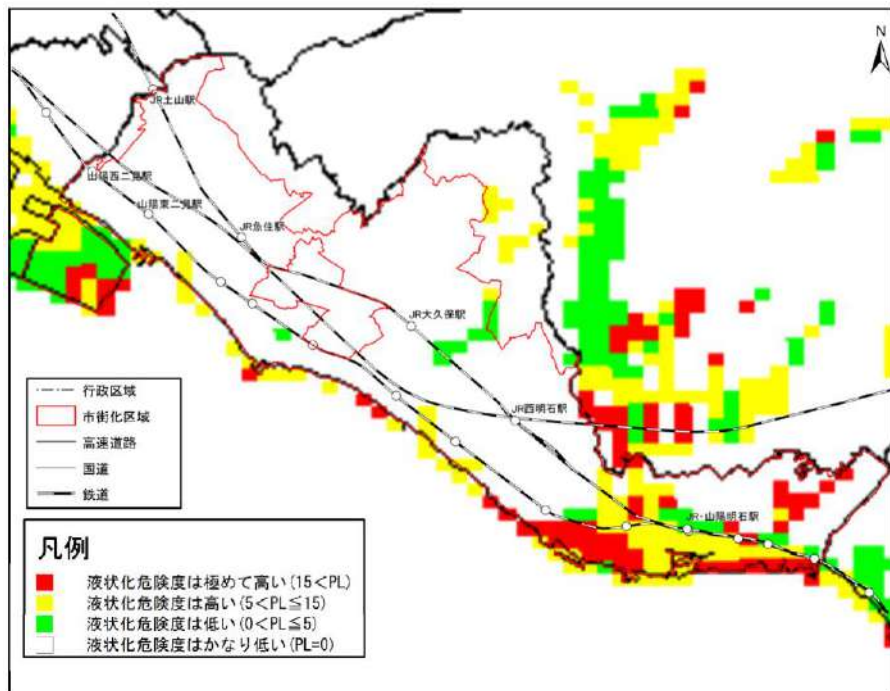
南海トラフ巨大地震発生が発生した場合、市内のほぼ全域で震度6弱以上の揺れが想定され、東部では震度6強の極めて大きな揺れが想定されています。

液状化危険度は内陸部では極めて低ですが、東部及び南二見人工島では高い地域があります。



資料：兵庫県ホームページ 兵庫県の地震・津波被害想定（南海トラフ）基礎資料

図 8-18 地表震度等分布図



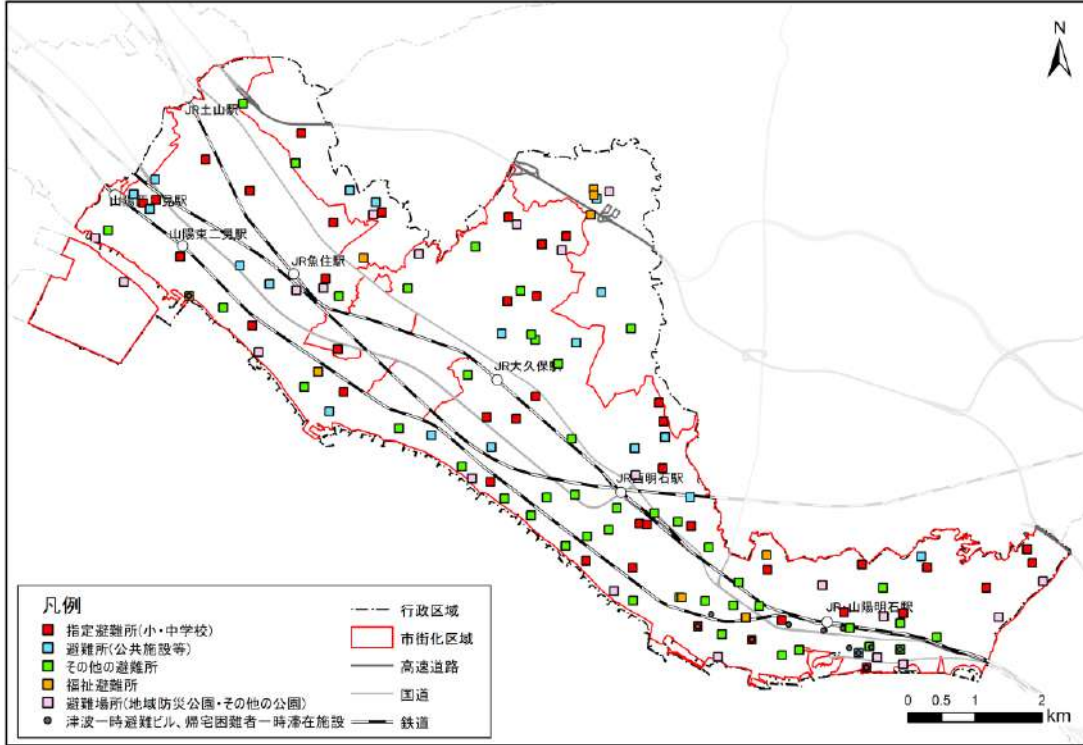
資料：兵庫県ホームページ 兵庫県の地震・津波被害想定（南海トラフ）基礎資料

図 8-19 液状化危険度

(7) 避難施設

避難所・避難場所は、市街化区域、市街化調整区域を問わず、市内全域に分布しています。

また、洪水及び高潮の浸水が想定されるJR・山陽明石駅周辺では、災害発生時に緊急避難が可能な避難場所（地域防災公園、その他の公園）や津波一時避難ビル、帰宅困難者一時滞在施設が多く立地しています。



※指定避難所（小・中学校等）：災害により自宅で生活ができなくなった方の生活スペースとして開設される施設
 避難所（公共施設等）、その他の避難所：小・中学校が不足するときに地域の協力を得て開設される施設等
 福祉避難所：避難所での生活が困難な時に開設される施設
 避難場所（地域防災公園、その他公園）：地震、火災などの災害時に一時的に避難する場所
 津波一時避難ビル：高台などに逃げ遅れたときに、緊急的に一時避難するための施設
 帰宅困難者一時滞在施設：帰宅困難時に開設される施設

資料：明石市ハザードマップ 2022 改訂

図 8-20 避難所・避難場所分布図

(8) 災害リスクの状況整理

洪水、高潮では、広い範囲で浸水想定区域が指定されています。一部地域では 3.0m を超える浸水が想定されるなど、災害リスクの高い地域があります。

また、南海トラフ巨大地震が発生した場合、市内のほぼ全域で震度 6 弱以上の強い揺れが想定されており、東部、南二見人工島及び海岸部で液状化の発生が想定されています。

なお、津波や土砂災害では、被害想定箇所はごく一部となっています。

表 8-2 災害リスクの整理

項目		現況
水害	洪水	<ul style="list-style-type: none">・ JR・山陽明石駅南側、朝霧川、明石川、谷八木川、赤根川、瀬戸川及び清水川周辺の広い範囲で 1.0~3.0m の浸水が想定されており、明石川西側では、3.0m を超える浸水が想定されている。・ 朝霧川、明石川、谷八木川、赤根川、瀬戸川及び清水川の両岸が家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）に指定され、家屋が倒壊するような河岸浸食の発生が想定されている。
	津波	<ul style="list-style-type: none">・ 浸水想定箇所は一部の海岸のみで、津波が内陸部まで到達することは想定されていない。
	高潮	<ul style="list-style-type: none">・ JR・山陽電鉄明石駅南側、明石川周辺、南二見人工島内の広い範囲で、3.0m 未満の浸水が想定されている。・ 明石川周辺では、3.0m を超える浸水が想定されている。
土砂災害		<ul style="list-style-type: none">・ 土砂災害警戒区域が市内に点在しているものの指定箇所数は少ない。・ 土砂災害特別警戒区域は東部のごく一部で指定されている。
地震		<ul style="list-style-type: none">・ 南海トラフ巨大地震が発生時した場合、市内のほぼ全域で震度 6 弱以上の揺れが想定されている。・ 東部、南二見人工島及び海岸部において、液状化危険度が高い地域がある。
避難施設		<ul style="list-style-type: none">・ 市内全域に避難所・避難場所が分布している。

8.4 災害リスク分析

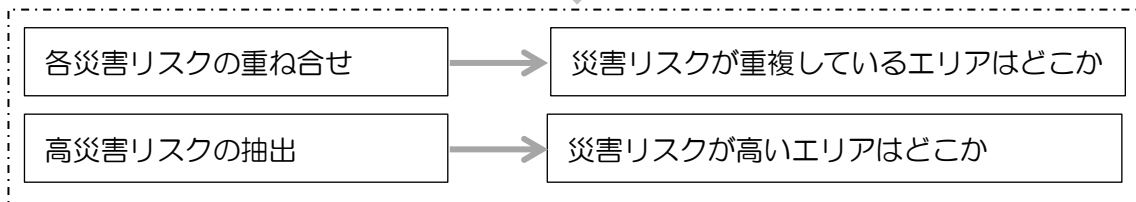
8.4.1 分析の考え方

災害リスクを分析するため、整理したハザード情報を重ね合わせ、「災害リスクが重複しているエリア」「災害リスクが高いエリア」を抽出し、都市情報を重ね合わせ、「被災者が多く想定される地域」「避難が困難な地域」を抽出しました。

ハザード情報

・洪水浸水深 ・家屋倒壊等氾濫想定区域 ・津波浸水深 ・高潮浸水深 ・土砂災害

災害リスクの分析



都市情報との重ね合せ

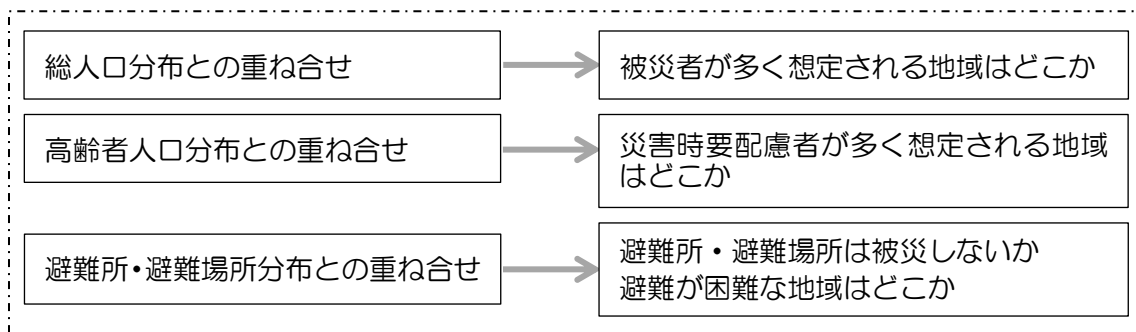


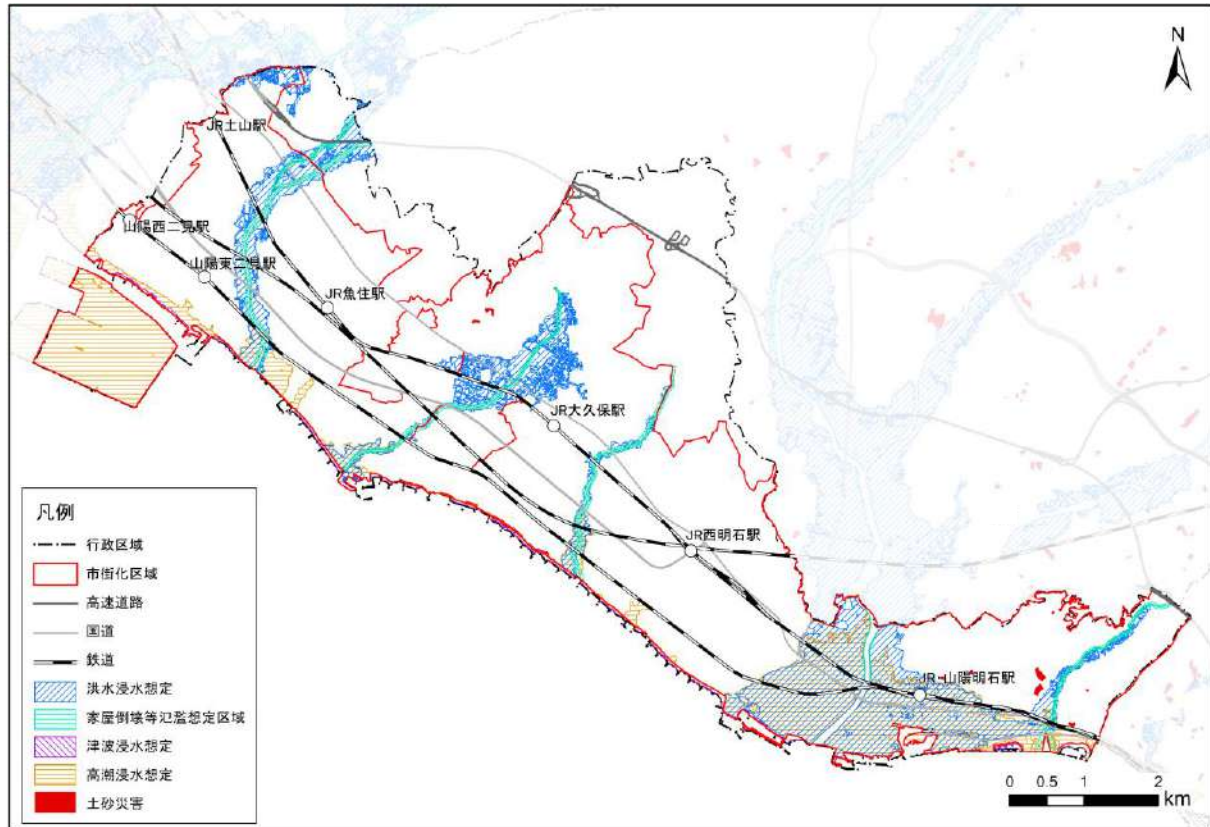
図 8-21 分析のイメージ

8.4.2 災害リスクの分析

(1) 災害リスクが重複しているエリア

災害リスクが重複しているエリアを確認するため、洪水、家屋倒壊等氾濫想定区域、高潮、津波及び土砂災害の5種類の災害リスクを重ね合わせました。

明石川、瀬戸川周辺で2種類以上の災害リスクが重複しています。



資料：兵庫県 CG ハザードマップ（2021年（令和3年）4月1日時点）

図 8-22 災害リスクが重複しているエリア

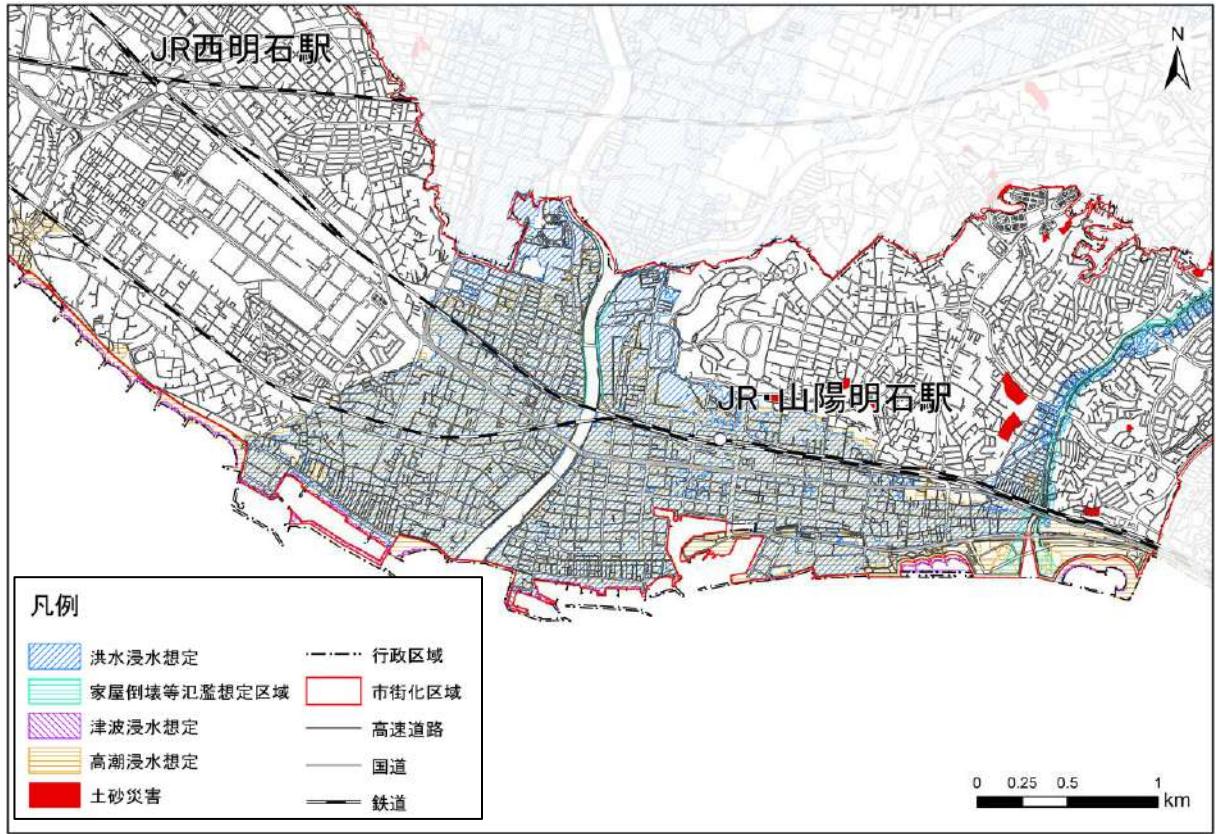


图 8-23 拡大図①

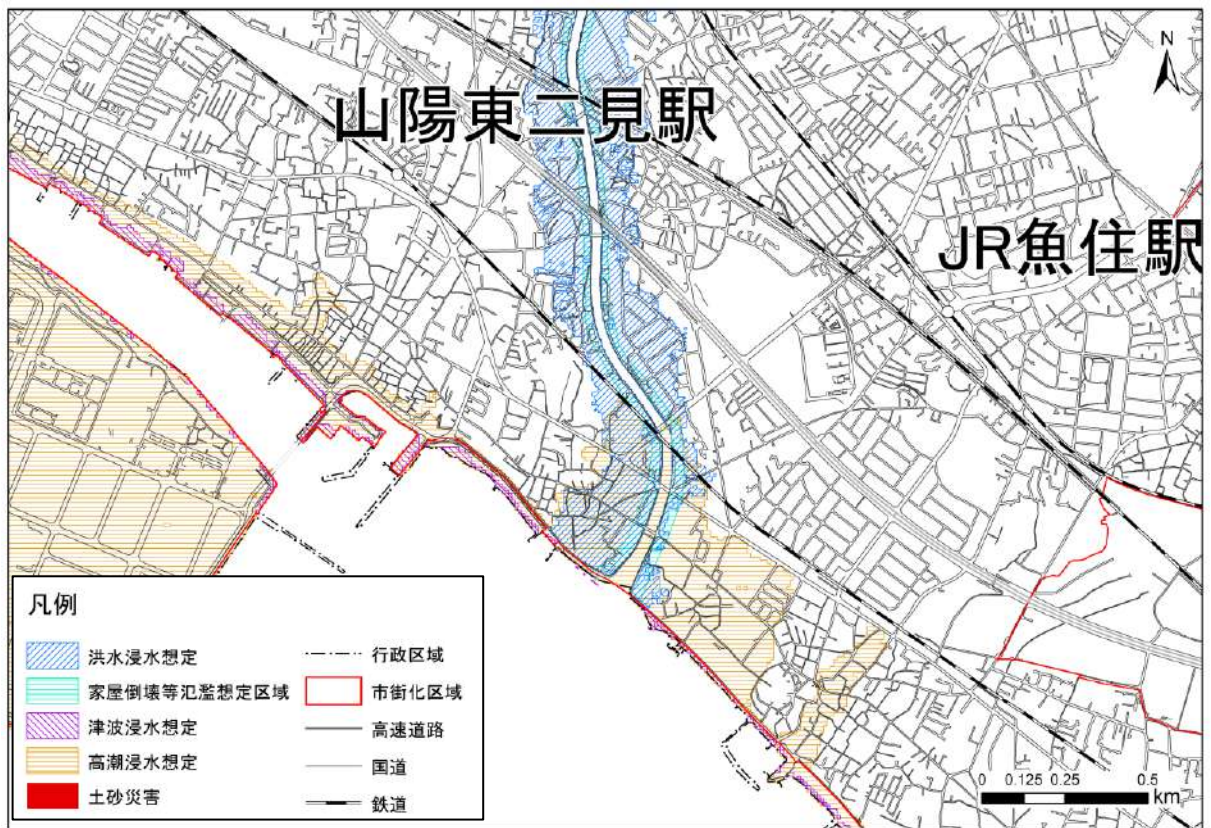


图 8-24 拡大図②

(2) 災害リスクが高いエリア

災害時に災害リスクが高いエリアを確認するため、下表の基準に基づき、災害リスクが高いエリアを抽出しました。

河川や海岸沿いの一部で災害リスクが高いエリアが分布しています。

また、東部において、洪水及び高潮の想定浸水深が3m以上の地域があります。

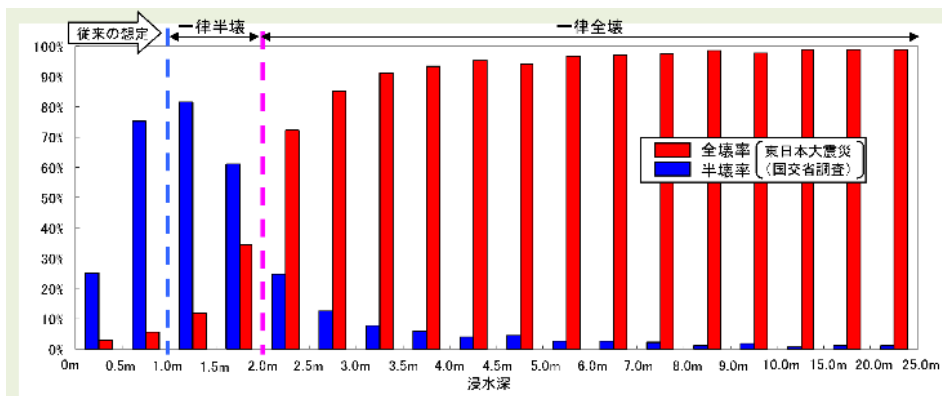
表 8-3 高災害リスクの基準

災害種別	高災害リスクエリアの抽出基準	根拠
洪水	・洪水発生時の想定浸水深 3m 以上の区域	2 階の床下まで浸水する深さ
	・家屋倒壊等氾濫想定区域内	家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域
津波	・津波発生時の想定浸水深 2m 以上の区域	全壊する建物が急増する浸水深
高潮	・高潮発生時の想定浸水深 3m 以上の区域	2階の床下まで浸水する深さ
土砂災害	・土砂災害特別警戒区域内	特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制などが行われる区域



資料：水害ハザードマップ作成の手引き（H28（2016）年4月）

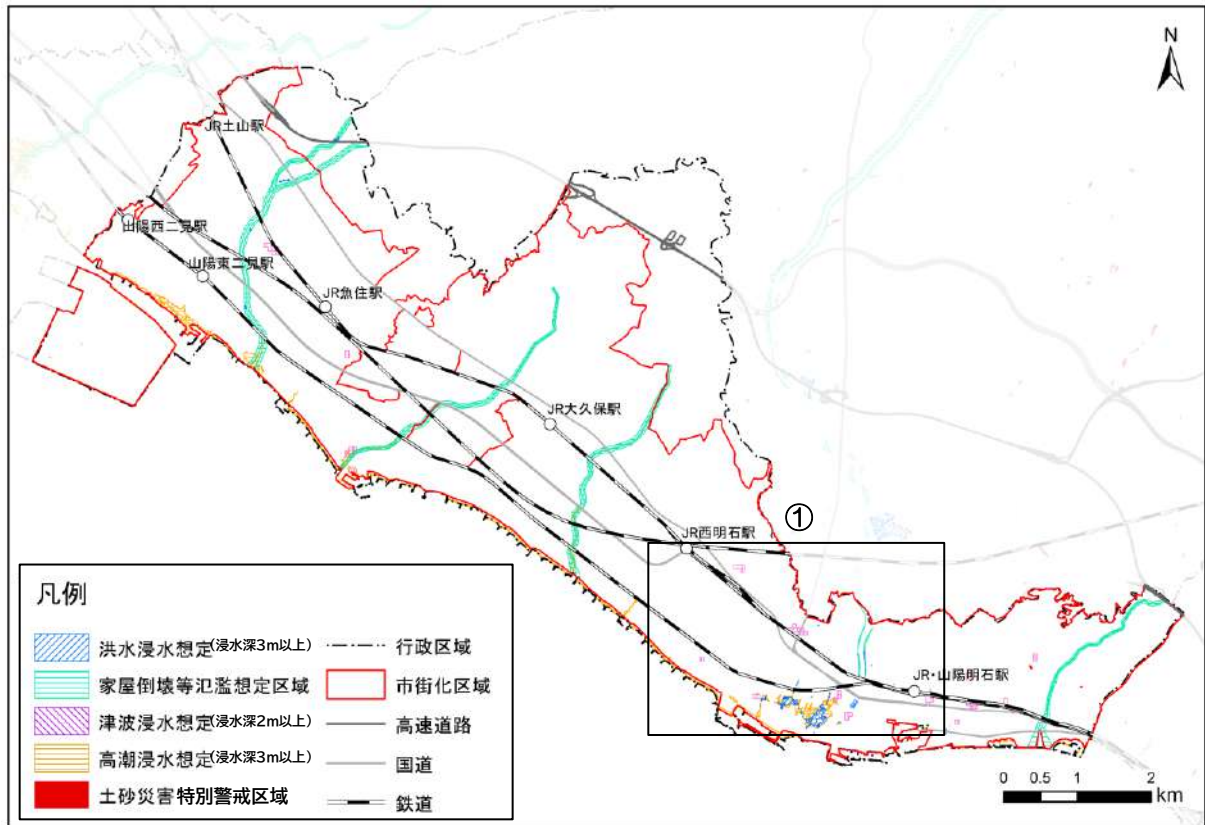
図 8-25 洪水浸水深の目安



「東日本大震災による被災現況調査結果について（第1次報告）」（国土交通省、平成23年8月4日）による浸水深ごとの建物被災状況の構成割合を見ると、浸水深2mを超えると全壊となる割合が大幅に増加する（従来の被害想定では浸水深2m以上の木造建物を一律全壊としており、全体として大きく変わらない傾向である）。一方で、半壊について、従来の被害想定では浸水深1~2mで一律半壊としていたのに対し、今回の地震では浸水深が0.5m超から半壊の発生度合いが大きくなっている。

資料：内閣府南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ資料

図 8-26 津波浸水深と全壊率の関係(東日本大震災時)



資料：兵庫県CGハザードマップ、明石市資料 内水ハザードマップ

図 8-27 災害リスクが高いエリア

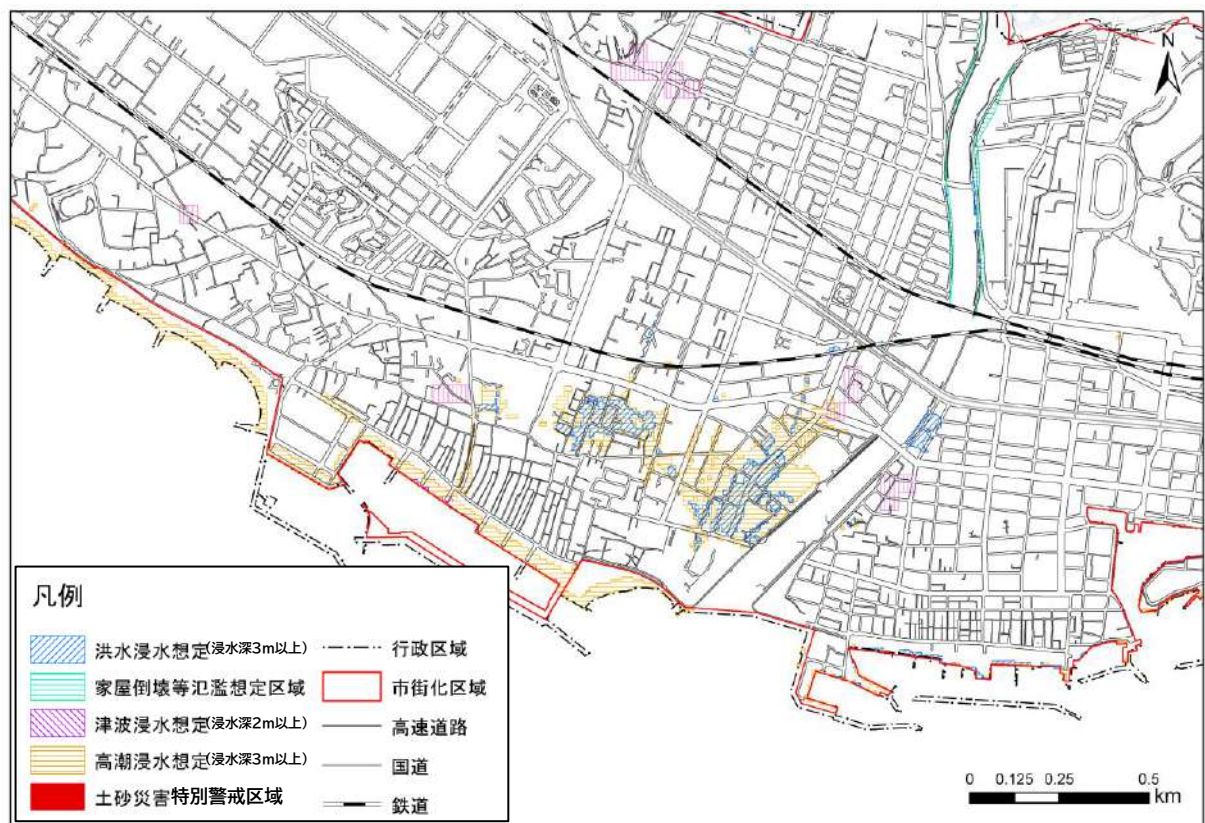


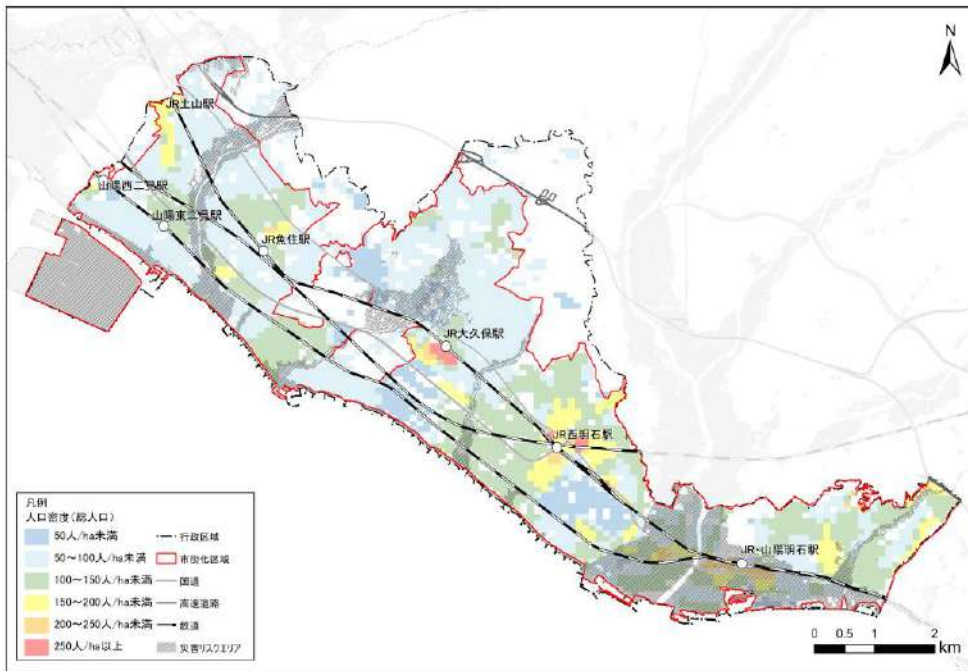
図 8-28 拡大図①

8.4.3 都市情報との重ね合せ

(1) 人口分布(総人口)

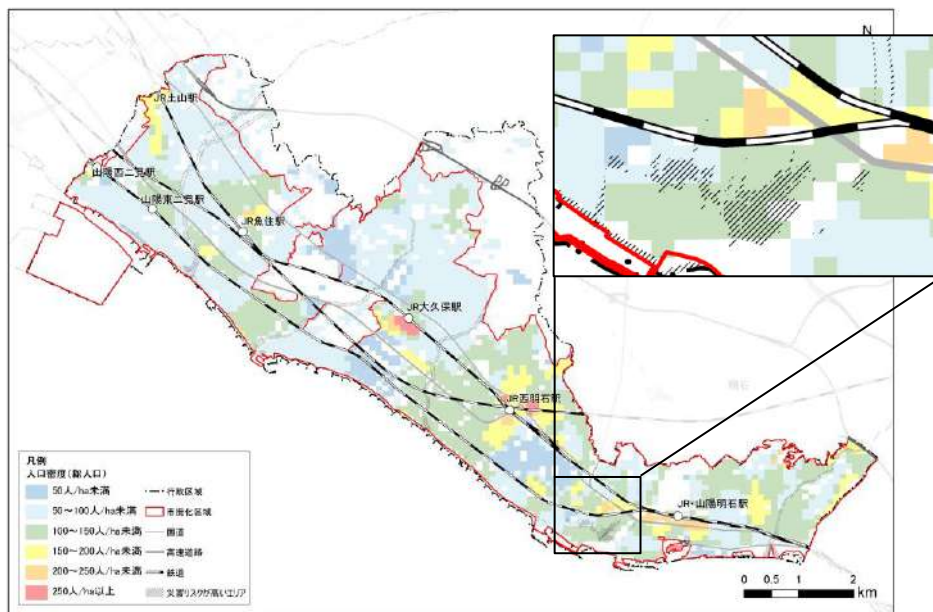
被災者が多く想定される地域を確認するため、人口分布と水害及び土砂災害の災害リスクを重ね合わせました。

東部の明石川周辺の災害リスクエリアには人口密度 100 人/ha を超える地域が分布しており、JR・山陽明石駅周辺の災害リスクエリアには人口密度 200 人/ha を超える地域が分布しています。



資料：兵庫県 CG ハザードマップ（2021 年（令和 3 年）4 月 1 日時点）、令和 2 年国勢調査

図 8-29 人口分布(総人口)と災害リスクとの重ね合せ



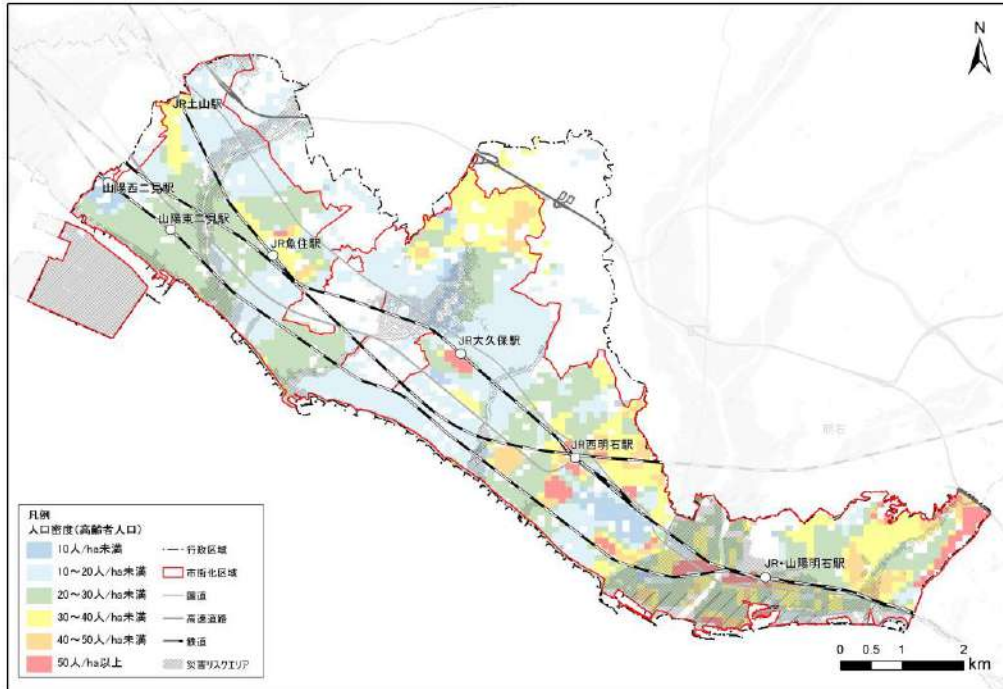
資料：兵庫県 CG ハザードマップ（2021 年（令和 3 年）4 月 1 日時点）、令和 2 年国勢調査

図 8-30 人口分布(総人口)と災害リスクが高いエリアとの重ね合せ

(2) 人口分布(高齢者人口)

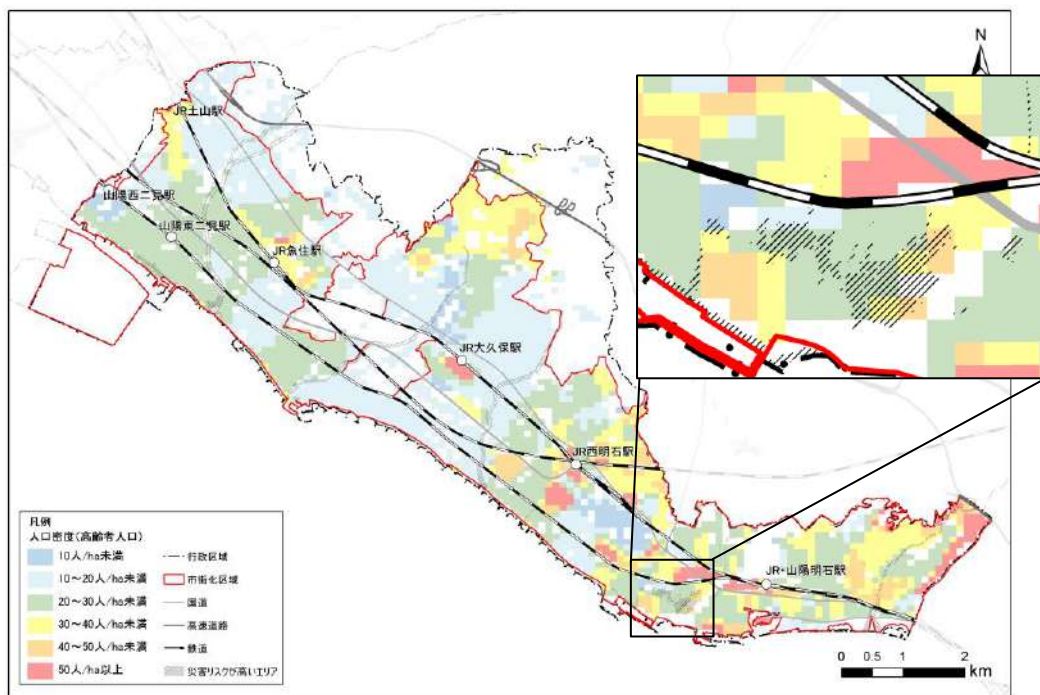
被災者のうち、要配慮者が多く想定される地域を確認するため、高齢者人口分布と水害及び土砂災害の災害リスクを重ね合わせました。

被災者と同様に、東部の明石川周辺において人口密度 20 人/ha を超える地域が分布しており、鉄道沿いの住宅地では人口密度 50 人/ha を超える地域が分布しています。



資料：兵庫県 CG ハザードマップ（2021 年（令和 3 年）4 月 1 日時点）・令和 2 年国勢調査

図 8-31 人口分布(高齢者人口)と災害リスクとの重ね合せ



資料：兵庫県 CG ハザードマップ（2021 年（令和 3 年）4 月 1 日時点）、令和 2 年国勢調査

図 8-32 人口分布(高齢者人口)と災害リスクが高いエリアとの重ね合せ

(3) 避難所・避難場所分布

避難所・避難場所分布と災害リスクを重ね合わせ、避難所・避難場所の災害リスクを確認しました。

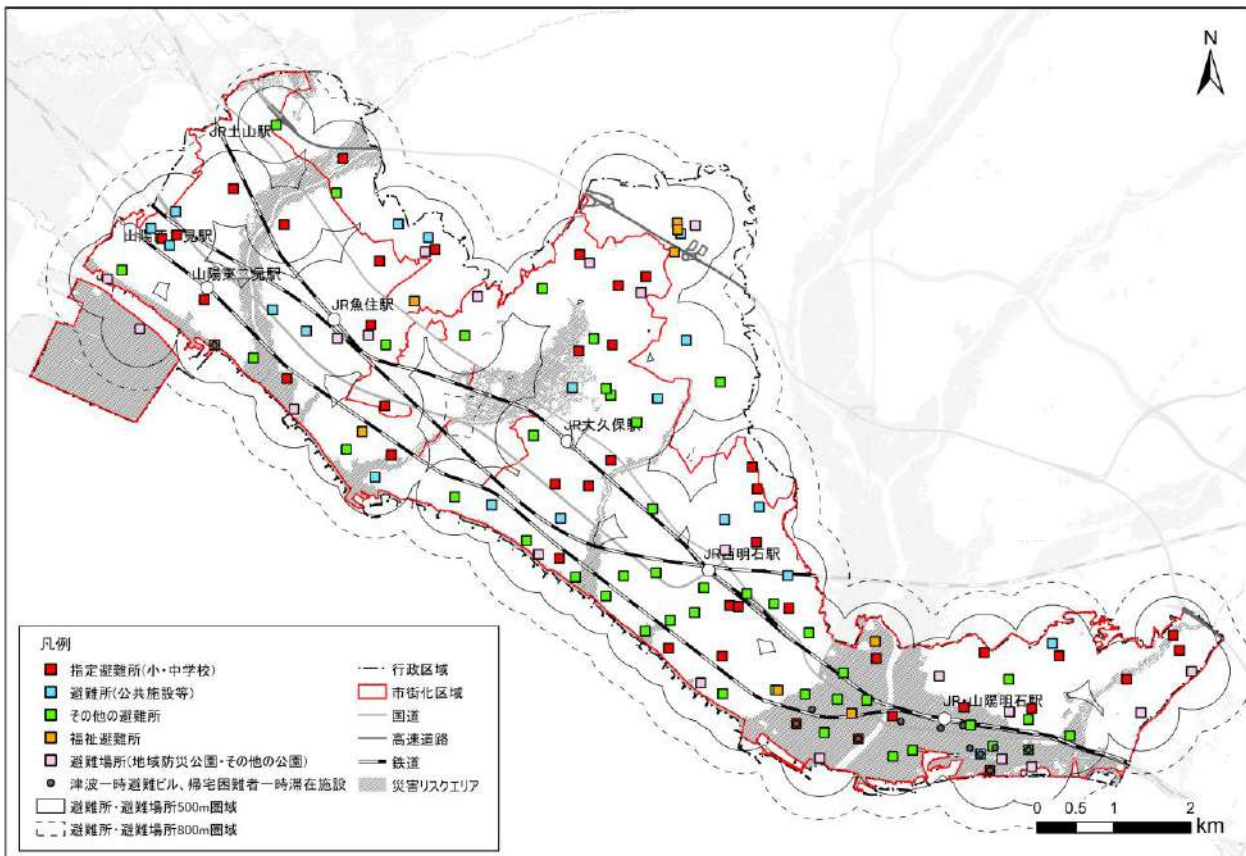
東部の明石川周辺の避難所・避難場所の多くが災害リスクエリアに立地しています。さらに、東部の明石川周辺の災害リスクが高いエリアに指定避難所（小・中学校）、その他の避難所などが立地しています。

また、避難所・避難場所の徒歩圏を 500m 圏域^{※1}、800m 圏域^{※2}と設定し、災害リスクエリアと重ね合わせ、避難所・避難場所までの避難が可能か確認しました。

西部の南二見人工島を除き、災害リスクエリアはおおむね避難所・避難場所の徒歩圏域に含まれており、市街化区域内もおおむね避難所・避難場所の徒歩圏域に含まれています。二見地域の一部で 500m 圏域に含まれていない地域がありますが、比較的災害リスクが少なく、800m 圏域には含まれています。

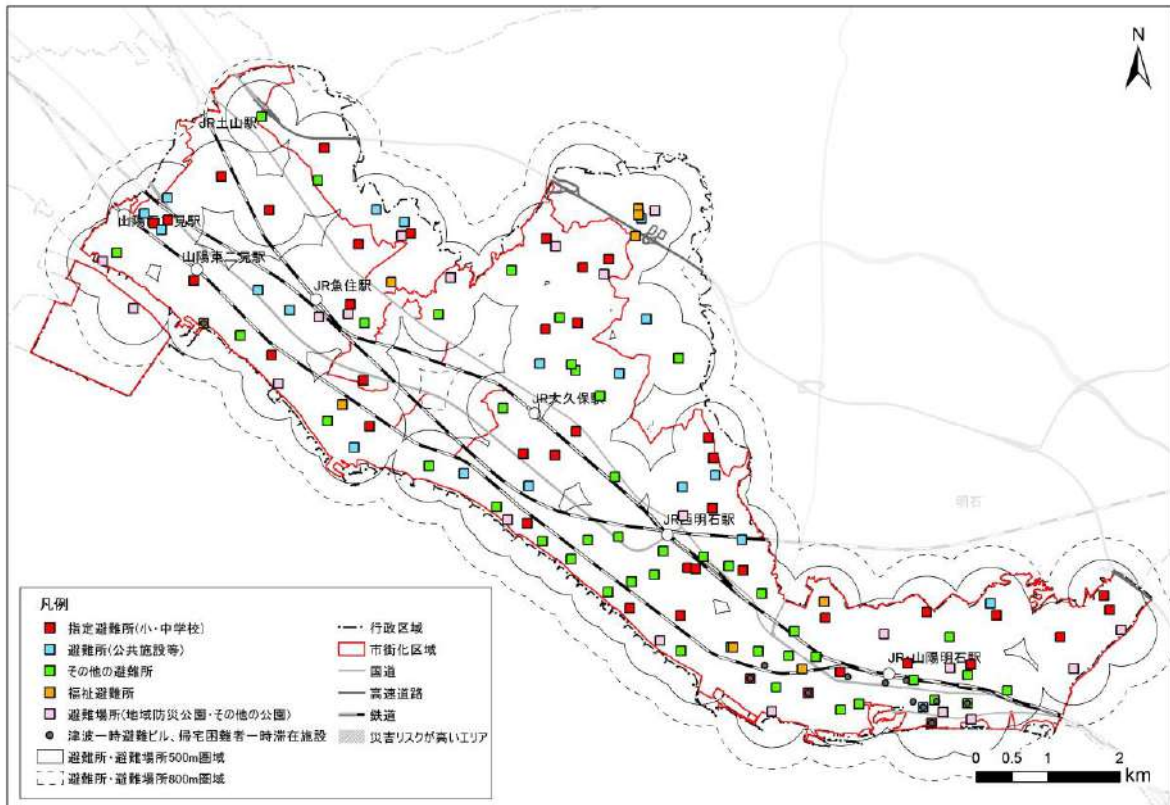
※1 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（消防庁 H25 年 3 月の「避難できる限界の距離は最長でも 500m 程度」

※2 都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省 H26 年 8 月）の「一般的な徒歩圏である 800m」



資料：兵庫県 CG ハザードマップ（2021 年（令和 3 年）4 月 1 日時点）、明石市ハザードマップ 2022 改訂

図 8-33 避難所・避難場所と災害リスクとの重ね合せ



資料：兵庫県CGハザードマップ（2021年（令和3年）4月1日時点）、明石市ハザードマップ2022改訂

図 8-34 避難所・避難場所と災害リスクが高いエリアとの重ね合せ

8.5 災害リスク分析から見た課題

本市は、洪水、高潮、津波、土砂災害及び地震の災害リスクがありますが、避難所・避難施設が市内全域に立地しており、市街化区域内はおおむね避難所の徒歩圏域に含まれています。

しかし、主要河川周辺では家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されているほか、主要河川の河口付近や西部の河川沿岸、東部の明石川を中心とする広い範囲で災害リスクが重複するエリアが分布しており、当該エリアの一部には災害リスクが高いエリアが分布しています。

これらのエリアは人口密度が比較的高い地域に分布しており、災害時には多くの被災者が発生することが懸念されるほか、高齢者等の災害時要配慮者への支援が必要となります。

また、当該エリアの避難所・避難施設は、災害時に避難所としての機能が発揮されないリスクも考えられます。そのため、これら災害の危険性の高いエリアにおいて、災害リスクの周知、適切な避難誘導や避難路の確保、避難施設機能の維持・向上、災害時要援護者への適切な支援などを図るほか、防災、減災の観点から災害に強いまちづくりを進めることが必要です。

表 8-4 災害リスクに対する課題

項目		課題
水害	洪水	<ul style="list-style-type: none"> • JR・山陽明石駅周辺の中心市街地及び主要な河川沿岸において、広範囲に洪水リスクが高いエリアとなっています。これらのエリアは既に市街地が形成されており、多くの住民が居住しているため、<u>適切な避難場所や避難地の充実、災害に強いまちづくりを行っていく必要があります。</u>
	高潮	<ul style="list-style-type: none"> • JR・山陽明石駅周辺の中心市街地、主要な河川の河口付近及び南二見人工島において、広範囲に高潮リスクが高いエリアとなっています。これらのエリアの多くは既に市街地が形成されているほか、河川の河口付近では漁港となっている場所もあるため、高潮をいち早く確認するための<u>監視体制の強化、緊急時における適切な避難誘導や避難地の充実等、避難のあり方と検討していく必要があります。</u>
	津波	<ul style="list-style-type: none"> • 本市は海に面していますが、浸水想定箇所は海岸部のごく一部となっています。しかし、浸水想定箇所の海岸沿いには公園、海水浴場及び漁港があるため、津波をいち早く確認するための<u>監視体制の強化、津波が到達する前に速やかに内陸へ避難誘導を行っていく必要があります。</u>
土砂災害		<ul style="list-style-type: none"> • 市街地内に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されており、引き続き、<u>市民への適切な災害危険性の周知を行っていく必要があります。</u>
地震		<ul style="list-style-type: none"> • 南海トラフ巨大地震発生した場合、ほぼ全域で震度6弱以上の揺れが想定されており、多くの建物の崩壊が想定されます。そのため、<u>住宅等の耐震化を検討していくほか、建物が倒壊した場合でも安全に避難ができるよう、狭あい道路の拡幅等を行っていく必要があります。</u>

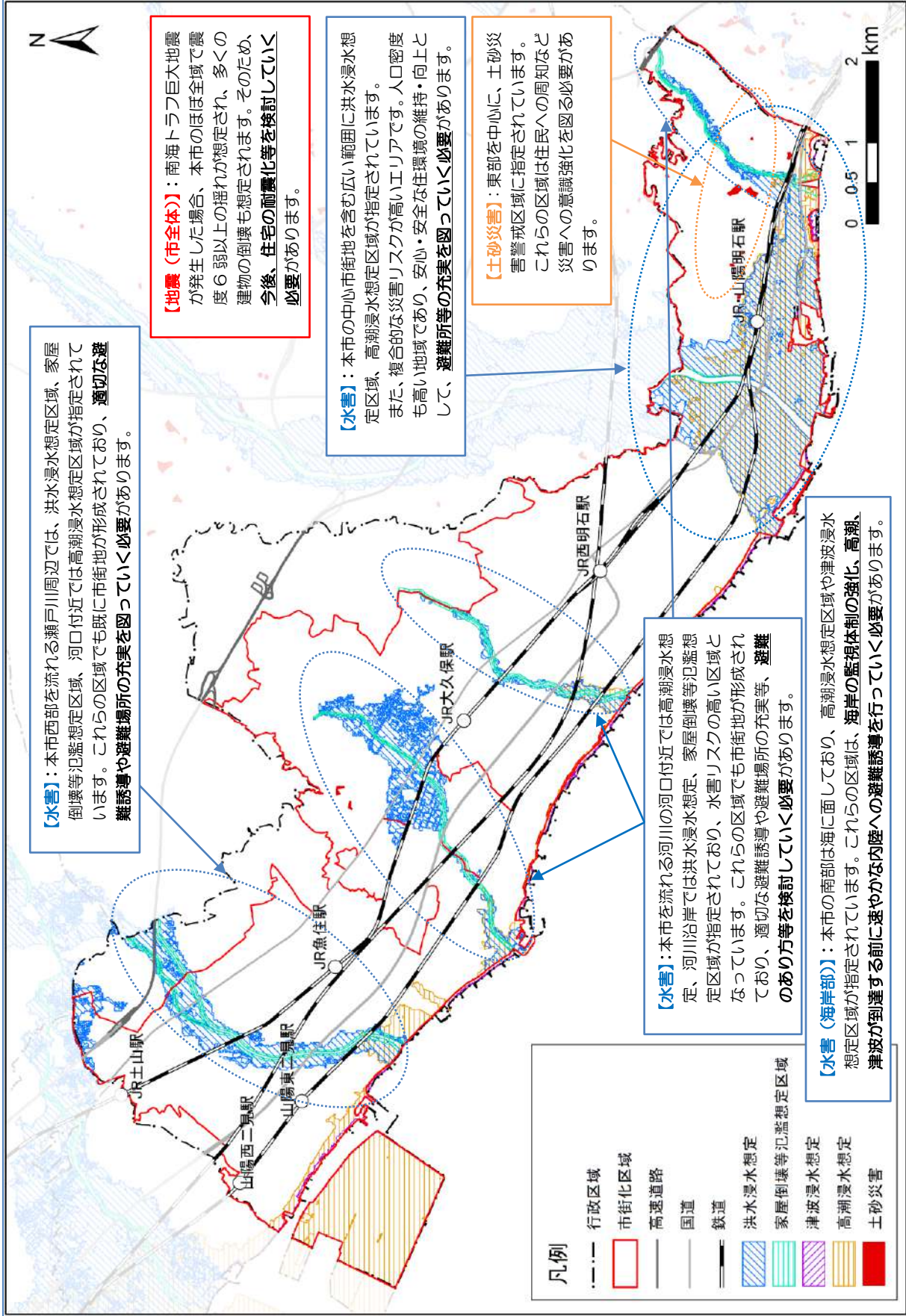


図 8-35 本市の災害リスクに対する課題

8.6 防災まちづくりの将来像

都市の防災に関する機能の確保に向け、本計画における防災まちづくりの将来像を以下のとおり設定します。

あかし安全のまちづくり計画
【基本目標】 1) 人命の保護が最大限に図られる。 2) 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。 3) 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する。 4) 災害発生後の迅速な復旧・復興を可能にする。

明石市地域防災計画（明石市水防計画）
平常時から、年齢、性別、障害の有無、国籍等に関わらず、防災・減災に係る地域の活動を推進し、要配慮者を含むすべての人が支えあえるような共助のまちづくりに取り組むとともに、災害時には、自助・共助・公助を柱とした誰ひとり取り残さない災害応急対策及び災害復旧・復興を行えることが、求められている。
【防災理念】 すべての人が支えあう 災害に強く 人にやさしいまちづくり
【市民の防災活動支援に関する目標】 <ul style="list-style-type: none">・市民とともに災害に強いまちづくりを進める・市民による災害時の対応活動を支援する・防災コミュニティづくりを支援する・災害時に援護を必要とする人を支援する
【行政の防災目標】 <ul style="list-style-type: none">・危機管理体制を構築する・市民の生活環境を維持する・都市基盤の機能を維持する・平常業務の継続と早期復旧を行う

災害リスクを知り 市民とともに築く 防災・減災のまちづくり

8.7 具体的な取組の検討

防災まちづくりの将来像を踏まえ、防災、減災に関する具体的な取組を以下のとおり整理します。

なお、本計画における防災指針の取組は、上位計画の「あかし安全のまちづくり計画」、関連計画の「明石市地域防災計画（明石市水防計画）」における取組に則して進めていきます。

【災害リスクの周知、監視体制の強化】

頻発・激甚化する集中豪雨などの洪水、高潮や今後発生が予想される大地震などの自然災害に備えるとともに、災害発生時には速やかに対応するためには、普段から地域における対策を強化することが重要です。そこで、災害リスクの周知、監視体制の強化のため、以下の取組を実施します。

- | | |
|------------------------------|---------------|
| ○災害リスクに関する情報の共有 | ○危機管理体制の構築 |
| ○災害情報伝達体制の推進 | ○複数の情報伝達手段の確保 |
| ○多言語による防災関連資料、パンフレットなどの作成・配布 | |
| ○防災教育・啓発の実施 | ○土砂災害警戒区域等の点検 |

【避難誘導や避難所等の充実】

安心・安全な居住環境を維持するためには、緊急時における避難誘導や避難所の充実、避難生活環境の整備が重要となります。特に要配慮者等に対する避難所の充実も必要となってきます。そこで、避難所等の充実のため、以下の取組を実施します。

- | | |
|--------------------|--------------|
| ○防災拠点の整備 | ○避難場所の安全性向上 |
| ○避難誘導體制の強化 | ○備蓄物資の充実 |
| ○災害時の要配慮者への支援体制の充実 | ○地域の災害対応力の向上 |

【災害に強いまちづくり】

頻発化、激甚化する自然災害に対し、その被害を減少させるためには強靱な都市基盤を構築することが重要です。そこで、減災の観点から誰もが安心、安全に生活できる強靱な都市基盤を整備し、災害に強いまちとするため、以下の取組を実施します。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ○安全な市街地の整備 | ○総合的な浸水対策の実施 |
| ○建築物の耐震化、不燃化等の促進 | ○災害に強いライフラインの整備 |
| ○多元で多重な総合交通体系の形成 | ○消防活動拠点の整備と機能強化 |
| ○防災拠点となる市役所新庁舎の整備 | |

第9章 目標指標と進行管理

9.1 目標指標

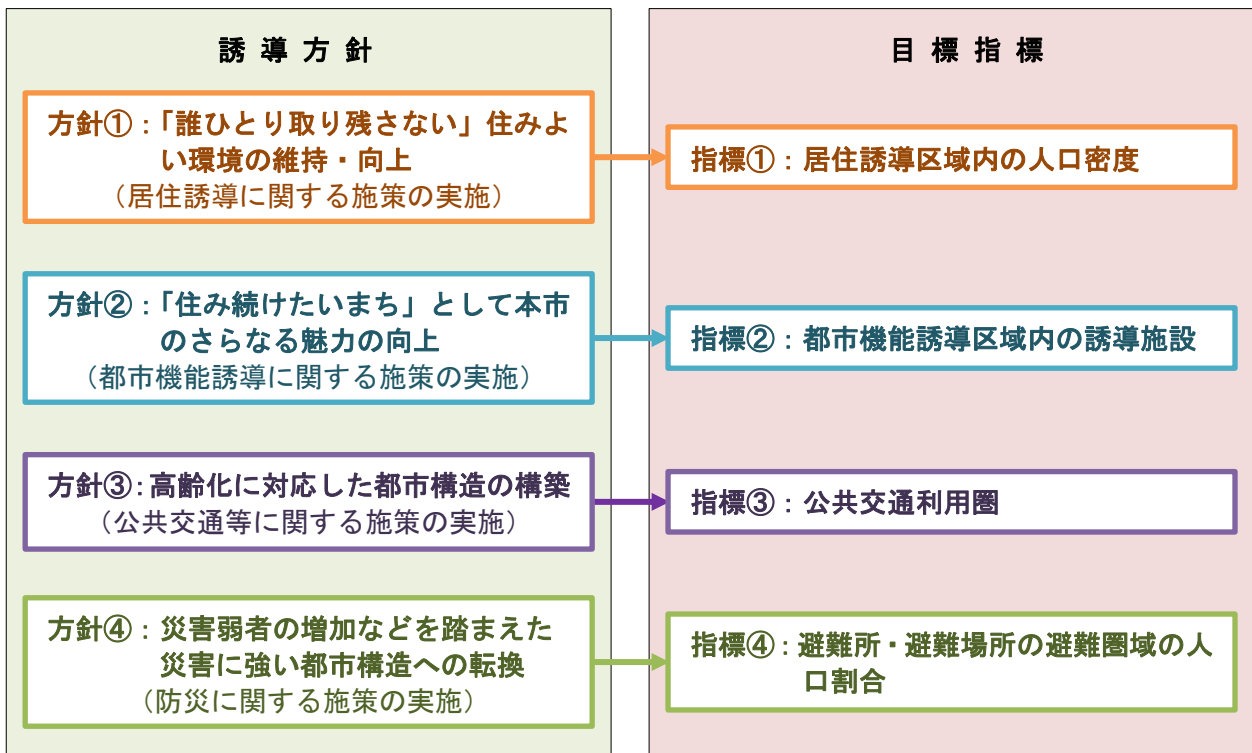
9.1.1 目標指標の基本的な考え方

本計画の計画期間はおおむね 20 年としており、実施する誘導施策の進捗状況やその他効果等を把握するため、計画全体の定量的な目標指標を設定します。

なお、目標指標は、第 3 章で設定した誘導方針に対応させた上で、設定します。

9.1.2 目標指標の設定

目標指標は4つの誘導方針に対応し、下図のとおり設定します。



(1) 誘導方針①の目標指標

誘導方針①「誰ひとり取り残さない」住みよい環境の維持・向上」により、居住誘導区域内の居住環境の維持、向上が図られることが想定されます。そこで、現在の居住誘導区域内の人口を維持することを目標とし、「居住誘導区域内の人口密度」を目標指標とします。

目標指標①	現況値 (2020年)	目標値 (2040年)	算出方法
居住誘導区域内の人口密度	78.4人/ha	78.4人/ha	居住誘導区域内の人口を居住誘導区域の面積(ha)で除して算出する。

(2) 誘導方針②の目標指標

誘導方針②「住み続けたいまち」として本市のさらなる魅力の向上」により、各都市機能誘導区域に誘導施設が整備・統合されると想定されます。そこで、現在の都市機能誘導区域内の誘導施設を維持することを目標とし、「都市機能誘導区域内の誘導施設数」を目標指標とします。

目標指標②	現況値 (2022年)	目標値 (2043年)	算出方法
都市機能誘導区域内の誘導施設数	25施設	25施設	都市機能誘導区域内の誘導施設数の合計

(3) 誘導方針③の目標指標

誘導方針③「高齢化に対応した都市構造の構築」により、高齢社会に対応した公共交通ネットワークの維持、向上が図られると想定されます。そこで、誰もが公共交通機関にアクセスしやすい環境を確保することを目標とし、「公共交通利用圏」を目標指標とします。

目標指標③	現況値 (2022年)	目標値 (2043年)	算出方法
公共交通利用圏	91.8%	90%以上	鉄道駅利用圏域(800m)及びバス停利用圏域(300m)の市街化区域に占める割合 ※明石市総合交通計画の目標より流用

(4) 誘導方針④の目標指標

誘導方針④「災害弱者の増加などを踏まえた災害に強い都市構造への転換」により、避難所・避難場所の充実や各種防災対策が図られると想定します。そこで、避難圏域の人口割合を維持することを目標とし、「避難所・避難場所の避難圏域における人口割合」を目標指標とします。

目標指標④	現況値 (2022年)	目標値 (2040年)	算出方法
避難所・避難場所の避難圏域の人口割合	99.7%	99.7%	避難所・避難場所の圏域(800m)人口の総人口に占める割合

9.2 進行管理

本計画は、20年後の2043年（令和25年）を目標年次とした時間軸を持ったアクションプランであり、社会情勢の変化や上位計画・関連計画（あかしSDGs推進計画、明石市都市計画マスタープランなど）の改定、誘導施策の進捗状況などに応じて、計画の見直しが必要となります。

そのため、おおむね5年ごとに以下に示すPDCA（Plan（計画）・Do（実行）・Check（検証）・Action（改善））サイクルの考え方にに基づき、目標指標や誘導施策の進捗状況について把握・検証を行い、その結果を明石市都市計画審議会に報告し、必要に応じて本計画の見直しを行います。

居住誘導区域や都市機能誘導区域も災害ハザード情報、市街化調整区域、保安林の区域などの変更に伴う状況の変化について、おおむね5年を目処に検証し、必要に応じて見直しを図ることとします。

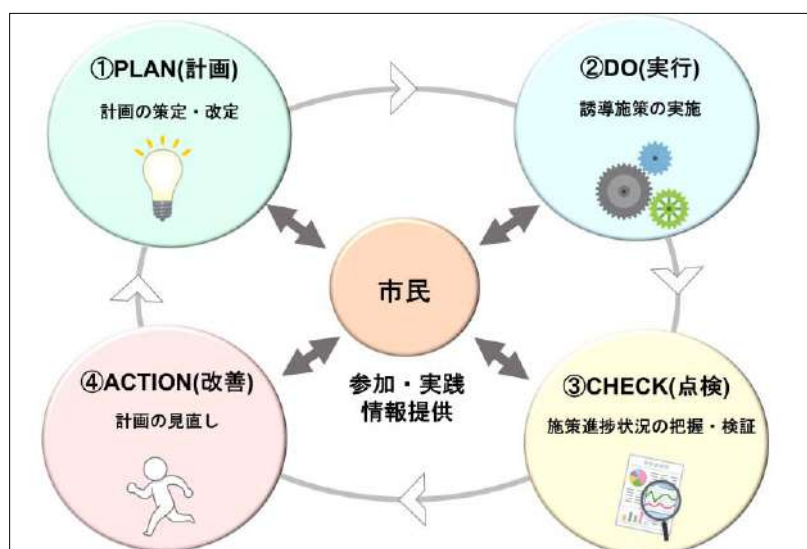


図 9-1 PDCA サイクル

市役所新庁舎整備に向けた取組について

市役所新庁舎については、国の財政支援メニューである市町村役場機能緊急保全事業を適用するため、令和4年度中の基本設計策定に向けた取組を進めているところです。

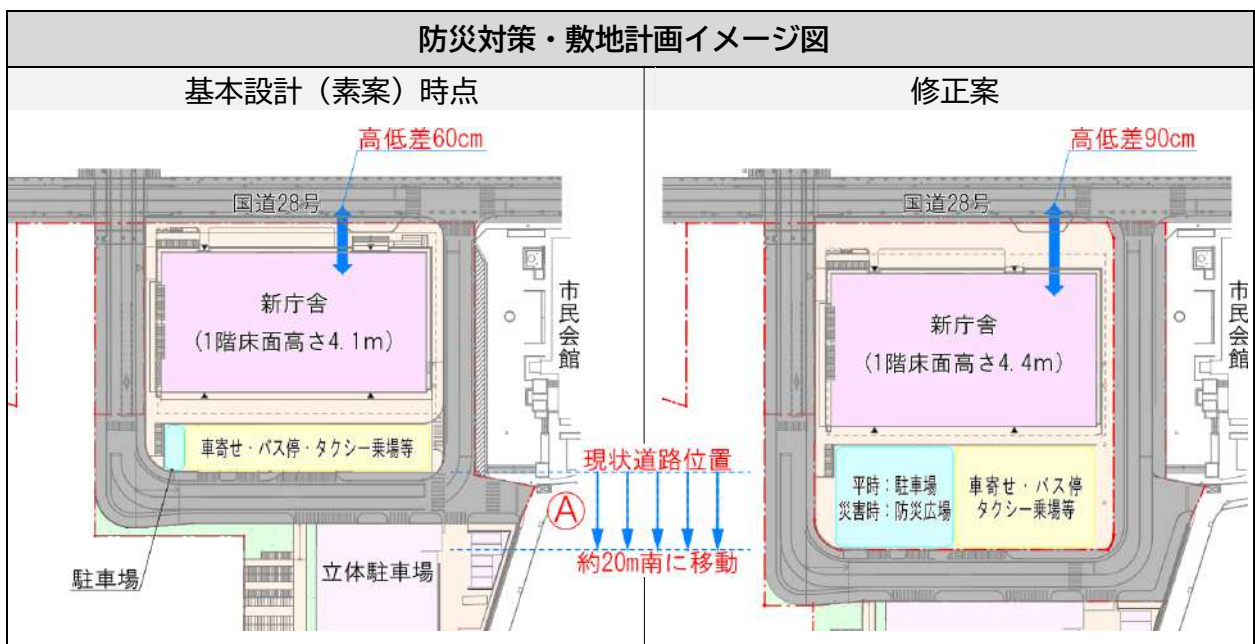
つきましては、基本設計策定に向けた現在の取組状況等について報告します。

1 基本設計（素案）の修正について

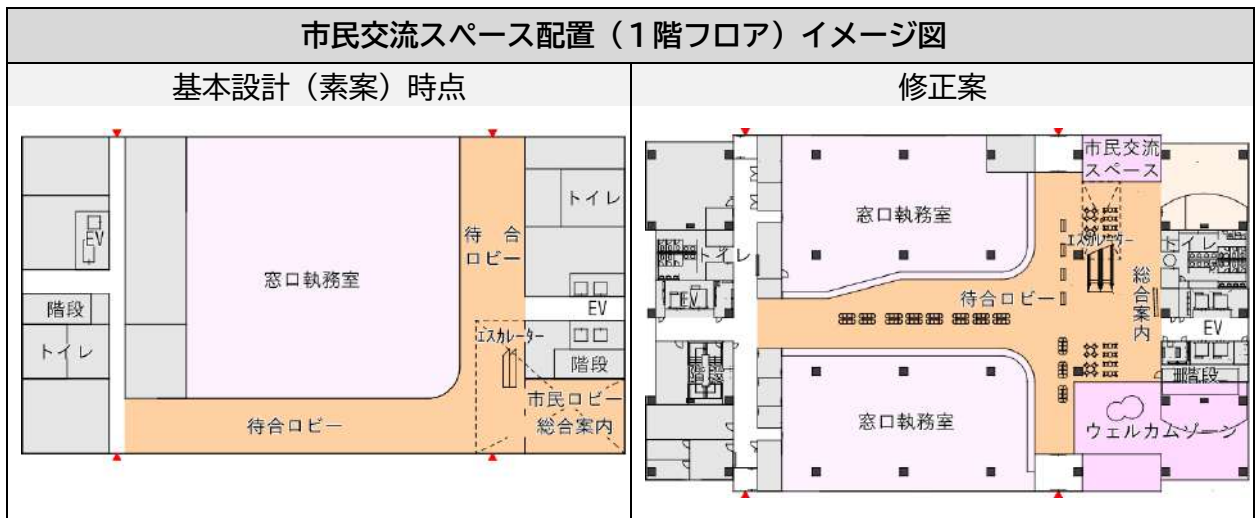
令和2年度に作成した基本設計（素案）について、パブリックコメントや広報あかしによる意見募集結果等を踏まえ、現在、以下の内容について修正を行っています。

(1) 防災対策・敷地計画

- ・津波や高潮等の水害対策として、ハザードマップの改訂内容を踏まえ、新庁舎1階床面の高さを素案から30cm嵩上げします。
- ・新庁舎1階床面の嵩上げにより、周辺地盤との高低差が大きくなるため、バリアフリーの視点から道路位置を現状から南に約20m移動し（下図④部分）、あわせて新庁舎棟と国道28号の距離を広げることで、入口を緩やかな勾配にします。
- ・新庁舎南側の来庁者用駐車場を拡充し、障害がある方などのための、ゆずりあい駐車場の台数を増やします（災害時は防災広場として活用）。

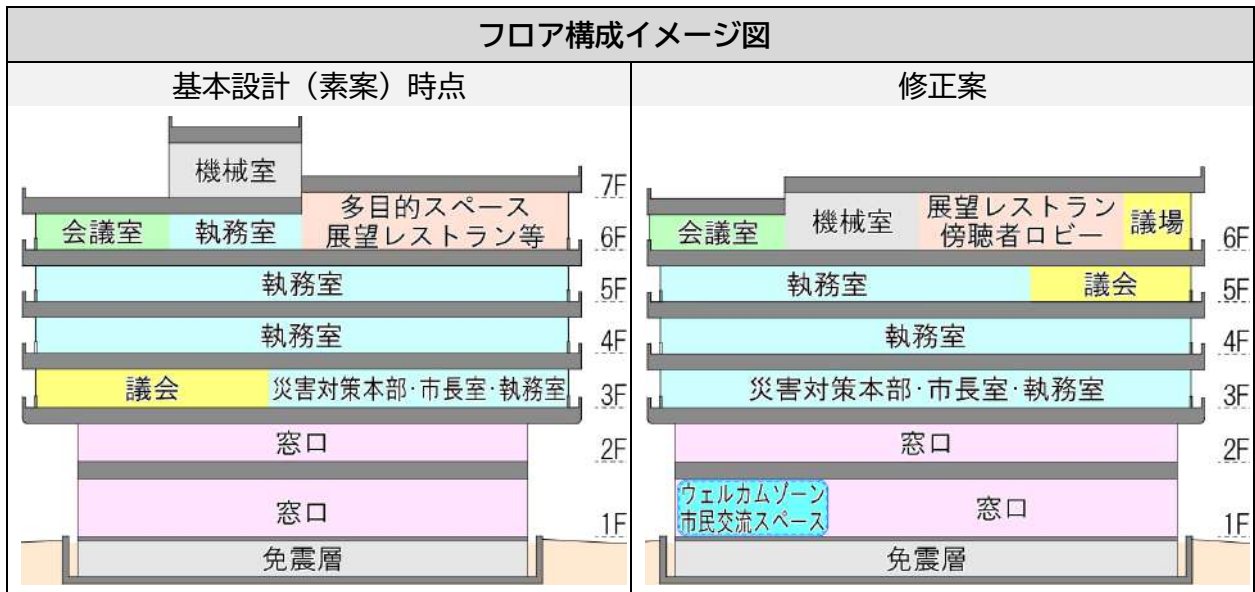


- ・敷地計画（道路位置）の変更に伴い、新庁舎1, 2階の床面積を広げることで、待合ロビーを拡充するとともに、市民交流スペースやウェルカムゾーンを1階に配置します。



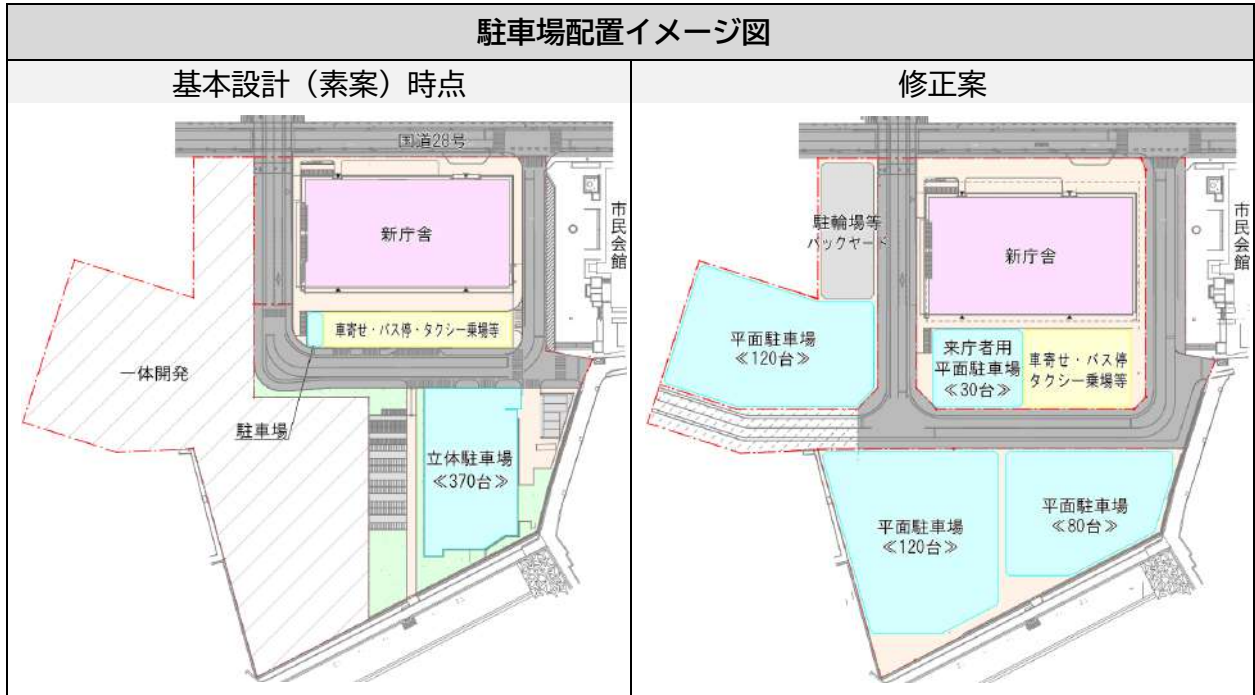
(2) フロア構成

- ・本会議場について、基本設計（素案）時点では3階としていましたが、天井高を確保するとともに、市民に身近で親しみやすい議会とするため、展望テラスやレストランと同じ6階に変更します。また、議会を開催しない時期に多目的な利用を前提に市民に開放するため、床面についてはフラット床形式を採用します。
- ・本会議場のフロア変更に伴い、議会機能を5階に配置します。



(3) 駐車場の位置・形状

- ・ 駐車場については、現在の議会棟位置に立体駐車場（5階建て・高さ15m）を整備する計画でしたが、海側への眺望や隣接する明石港東外港地区との一体開発の計画内容が未確定であることを踏まえ、暫定的に平面駐車場で整備することとします。



2 今後のスケジュール

今年度中の基本設計完了に向け、以下のとおり取組を進めます。

- ・ 2022年12月 基本設計(素案)修正版の報告
- ・ 2023年1月 基本設計(素案)修正版に対するパブリックコメント、市民説明会の実施
- ・ 2023年3月 基本設計(案)の報告
基本設計策定

来年度以降は、実施設計策定、施工者選定・建設工事などの取組を進め、2027年度（令和9年度）の供用開始を目指してまいります。

あかしSDGs推進助成金について

パートナーシップによるまちづくりを推進するため、地域や市民団体・教育機関・事業者等におけるSDGsの積極的な取組を促進・支援する「あかしSDGs推進助成金」の助成事業が決定しましたので、報告いたします。

1 助成金制度の概要

(1) 対象事業

「あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)」に定める2030年のあるべき姿「SDGs未来安心都市・明石 ～いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで～」の実現に向けたSDGsに関する事業で、地域課題の解決につながるものやSDGsの複数のゴール達成等を目指すもの。

(2) 対象者

あかしSDGsパートナーズ[※]登録団体

※あかしSDGsパートナーズとは…

市民団体や事業者などとのパートナーシップにより、SDGs未来安心都市・明石を実現するため、SDGsに積極的に取り組む各種団体・学校・事業者などを対象とした登録制度(現在139団体が登録)。

(3) 事業期間

2022年4月1日～2023年3月31日

(4) 助成額等

① 助成率:助成対象経費の10/10

② 助成限度額:100万円(1団体1事業のみ)

(5) 助成決定事業

17事業(申込:35事業)

(～ 500,000円:9事業、500,001円～1,000,000円:8事業)

2 助成事業決定までの流れ

7/8～21	1次審査(書面審査)
7/29	1次審査結果通知発送(35事業→13事業)
8/10	・2次審査(プレゼンテーション、質疑応答)(13事業→12事業) ・再チャレンジ事業選定(5事業)→参加の意思確認(5事業とも参加)
8/18～22	再チャレンジ事業審査(修正後の申請書類及び動画(7分)による審査)
8/29	交付決定通知発送(17事業)

※1・2次審査・再チャレンジについては、全て外部の有識者からなる選考委員会にて助成の可否を決定しています。

3 助成事業の詳細

別紙 参照

2022年度 あかしSDGs推進助成金 助成事業一覧

団体名		事業内容
1	明石工業 高等専門学校	<p>[地域内の生物系有機物循環と緑のまちづくり]</p> <p>地域の公園で大量に発生する剪定枝、雑草・落葉及びかいぼりで駆除されたミシシippアカミミガメなどを堆肥化し、地域の花壇や小学校の学習菜園に供給する仕組みを作るとともに、堆肥の作り方ワークショップを開催し、生物系有機物の循環及び緑のまちづくりを進めます。</p>
	目指す ゴール	
2	あかし パラスポネット	<p>[パラスポーツによるインクルーシブなまちづくり事業]</p> <p>東京2020パラリンピックでの障害スポーツへの理解の高まりを一過性のものとしないう、パラスポーツ体験会や障害者とのスポーツ交流を企画・開催し、共生社会作りを推進します。</p>
	目指す ゴール	
3	NPO 法人 ウエルネスハート	<p>[「コミュニケーションカード」からはじまる地域と人をつなぐ防災、災害にも強い地域コミュニティづくりチャレンジ事業]</p> <p>2019年度から「障害当事者が考える防災、災害時について」をテーマに意見交換会を開催し、主に災害時に最低限伝えておきたい疾患や障害の状況等を記した「コミュニケーションカード～緊急時わたしについて～」を作成しています。今年度はモニター地域での活動を通じて、地域と人をつなぐ防災、災害にも強いコミュニティづくりのツールとして完成させます。</p>
	目指す ゴール	
4	海と空の 約束プロジェクト	<p>[幼児教育 応援事業]</p> <p>現在、幼児がSDGsを学ぶ機会が少なく、家庭や地域で学べる教材や資料も少ないため、教材(動画・冊子)の開発や指導者養成研修会を開催し、子どもから家庭へ、家庭から地域へSDGsを広げて行きます。</p>
	目指す ゴール	
5	江井ヶ島 漁業協同組合	<p>[豊かな海を守る海上清掃及び廃フロートの再資源化]</p> <p>海洋プラスチックごみや廃フロート(浮き)問題を解決するため、海上清掃や燃料ペレットの生産(廃フロートの再資源化実証実験)に取り組みます(9~10月を予定)。また、市内小学校への環境教育も実施します。</p>
	目指す ゴール	
6	Casa そら	<p>[水と緑ががやく明石の里山*しごせんのもりを次世代につなぐプロジェクト]</p> <p>子どもを対象とした里山での自然体験活動や、持続可能な森づくり等の実践活動、木洩れ日フェスティバル(イベント)を通じて、里山の価値を市民に伝え、次世代に繋いで行きます(9~10月実施予定)。</p>
	目指す ゴール	

7	NPO 法人 多文化センター まんまるあかし	<p>[外国人住民を情報弱者にしないための地域密着型多言語情報発信事業]</p> <p>外国人住民に対する地域の情報発信が十分ではなく、生活に不安を抱えている方が多いため、多言語情報発信のプラットフォームを構築し、「広報あかし」などに掲載される外国人が必要な情報を、早く正しく発信し、安心な暮らしや地域社会への参画に繋げていきます。</p> <p>目指すゴール </p>
8	鳥羽青年會 ・屋台保存会	<p>[海ガメプロジェクト]</p> <p>林崎松江海岸では、バーベキュー等でにぎわう一方、使用した炭等のゴミが海岸や海を汚すこともあるため、月1回海岸清掃を実施します。また、看板の設置や SNS での情報発信を行うことで、ゴミの持ち帰りを促し、海ガメが産卵に還ってくる美しい海岸を取り戻し、明石の魅力向上に努めます。</p> <p>目指すゴール </p>
9	株式会社 フロッグハウス	<p>[団地カエル in 明舞団地]</p> <p>様々な媒体を使いながら、空き家化、高齢化、老朽化が進む明舞団地のリノベーション物件に関する情報発信を積極的に行い、広く希望者を募り、宿泊体験を実施します。それにより、団地のイメージを刷新し、若年層の転入を促進し、団地の再生と次世代への継承へとつなげていきます。</p> <p>目指すゴール </p>
10	BAKERY802	<p>[BAKERY802]</p> <p>夏に水揚げされるタイは、水温差で弱ったり死んだりして廃棄されることが多く、また、タコや小エビもサイズによっては商品価値が下がり、廃棄されることがあります。廃棄されるこれらのものをパン等に加工し、フードロス削減するとともに、明石の漁業を応援していきます。また、こども食堂での出前講座及び試食会も実施し、次世代への啓発にも努めます。</p> <p>目指すゴール </p>
11	ヘリテージ明石	<p>[明石ヘリテージマップの日本語版と英語版の Web サイトの構築]</p> <p>明石の歴史・文化について、市民の理解を深めるとともに観光に生かすため、これまで発行してきた「まち歩きマップ」にバリアフリー情報等を盛り込み、英語版(将来的には多言語対応)も含めて、明石高専との連携のもと、WEB コンテンツ化し、国内外に発信していきます。</p> <p>目指すゴール </p>
12	明石市立 松が丘小学校	<p>[ホタルプロジェクト]</p> <p>コロナ禍で地域の交流が激減するなかでも、「ふるさと松が丘にホタルを飛ばそう」という企画を継続しており(現在 6 年目)、今年は地域の方々を招いた「ホタル観賞会」を 3 年ぶりに実施しました。助成金を活用して中庭の環境を整え、ホタルの自生を目指します。</p> <p>目指すゴール </p>

13	NPO 法人 みつくす	<p>[持続可能な地域づくり ステップ1]</p> <p>子どもの成長に伴い廃棄される絵本やおもちゃを回収し、小さな図書室を開設します。この図書室では、絵本のクリーニングや補修に子どもたちが関わり、物の大切さや環境について考える場とします。また、小学生と高校生ボランティアが協力して、近隣の公園マップを多言語で作成し、外国籍世帯へも含め、地域へ遊び場の情報を発信します。</p> <p>目指す ゴール</p> 
14	社会福祉法人 明桜会	<p>[SDGs 啓発イベント「トゥギャザー☆フェス」の開催]</p> <p>障害のある人も障害のない人も一緒に参加できるSDGs啓発イベント「トゥギャザー☆フェス」を開催します(11月(予定))。SDGsを楽しく学ぶことはもちろん、企画段階から地域住民を巻き込み、それぞれの得意分野を生かして参加できるようにし、障害当事者と地域住民との交流も促進します。</p> <p>目指す ゴール</p> 
15	メルとモノサシ	<p>[エシカルブランドの思いに触れるマルシェ]</p> <p>エシカルブランドの作り手がブース出展するイベントを開催し(11月または12月)、購買活動を通じた社会貢献を体験する機会を設けることで、エシカル消費(地域の雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費活動)への理解と実践を促進します。</p> <p>目指す ゴール</p> 
16	株式会社 rhizome care	<p>[精神疾患や障害があっても地域で過ごせるように援助する事業]</p> <p>発達障害を持つ子どもの親が気軽に相談できる『凸凹カフェ』や、不登校児が集う『てつがくカフェ』を開催します(双方とも月1回程度)。また、地域住民がメンタルヘルスを学ぶ機会を設け、精神疾患の予防・早期発見につなげていきます。</p> <p>目指す ゴール</p> 
17	和坂かっこ食堂 ボランティアグループ	<p>[こども食堂 SDGs 勉強会]</p> <p>こども食堂に集う子どもたちと運営スタッフで、環境問題などをテーマにSDGsに関する勉強会を行います。また、テイクアウト用に環境にやさしいお弁当箱を購入・使用するとともに、手作りしたお弁当袋を使用することで、プラスチックごみを削減していきます。</p> <p>目指す ゴール</p> 



(仮称) あかしジェンダー平等の推進に関する条例の検討状況について

本市は「SDGs 未来安心都市・明石」を掲げ、ジェンダー平等を推進し、性別などにかかわらず誰もがその個性と能力を発揮し、いきいきと活躍できる社会の実現を目指しています。

この7月に「明石市ジェンダー平等の実現に関する検討会」から受けた提言に基づき、ジェンダー平等の実現に向けた推進施策を持続・発展させるために、様々な取組の基本指針となる総合的かつ包括的な条例の制定に向けた検討を進めているところです。

つきましては、現在の検討状況について報告します。

1 条例素案の概要

(1) 条文案の概要

- 条文案 別紙 のとおり
- 条文案の構成 (概要)

目的	性別等による不平等がなく、市民それぞれが自分の意思で生き方を選ぶことができ、もってすべての人が個性及び能力を十分に発揮することができるジェンダー平等社会の実現
基本理念	① 個人の尊重及び個性・能力発揮のための環境整備 ② 性別等による差別、性暴力等の禁止 ③ 性別による固定的な役割分担等を反映した制度・慣行の見直し ④ あらゆる場におけるすべての人の意思決定過程への参画保障 ⑤ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の尊重
条例全体における基本事項	性別等に起因する権利侵害の禁止 ⇒ハラスメント・性暴力、アウティング等の禁止
意思決定過程に係る基本施策等	「意思決定過程におけるジェンダー平等」を進めるための目標を設定 ⇒特別職、市職員、審議会等、政治分野、事業者、協働のまちづくり推進組織等における、性別等による不平等のない意思決定過程への参画
その他基本施策	「ジェンダー平等プロジェクト」からの報告を受けて、具体的に進めている施策、進めようとする施策を例示 ⇒教育、防災、家庭・社会、職場のテーマなど
推進体制	男女共同参画プランをこの条例に基づく計画として位置付けるとともに、推進体制を整備

(2) 条例の特徴

- ▶ 「意思決定過程におけるジェンダー平等」は特に重要であることから、推進に向けた基本施策等を盛り込みます。
- ▶ 具体的に進めることができ、かつ、ジェンダー平等の実現に重要な分野については、施策を後押しするために明文化します。なお、その他の分野も包括的に規定します。
- ▶ 「性別等」を定義し、性別だけではなく、性の多様性についても盛り込みます。

2 今後のスケジュール

時 期	内 容
2022年9月22日(木)	◆総務常任委員会報告
9月28日(水)	パブリックコメント開始(30日間)
10月27日(木)	パブリックコメント締切
12月	◆条例議案の議会提案
2023年4月	条例施行(予定)

【参考】明石市ジェンダー平等の実現に関する検討会の開催経過

時 期	内 容
2022年1月28日(金)	第1回検討会
3月11日(金)	第2回検討会
3月17日(木)	LGBTQ+当事者等との意見交換
3月28日(月)	障害当事者との意見交換
4月14日(木)	第3回検討会
6月3日(金)	第4回検討会(最終)
7月3日(日)	提言書の受取

(仮称) あかしジェンダー平等の推進に関する条例 (案)

目次

前文

第1章 総則 (第1条—第7条)

第2章 性別等に起因する権利侵害の禁止 (第8条)

第3章 意思決定過程におけるジェンダー平等の推進に向けた基本施策等 (第9条—第18条)

第4章 その他ジェンダー平等の推進に向けた基本施策 (第19条—第24条)

第5章 推進体制の整備等 (第25条・第26条)

附則

人は誰もが個人として尊重される権利を持ち、性別等により差別されることのない平等な存在です。

国際社会の共通目標であるSDGsにおいても、人権尊重を土台とした「誰一人取り残さない」インクルーシブの理念が掲げられており、これを実現するための前提として、性別、年齢、障害の有無及び程度、国籍などの様々な違いが、多様性として尊重されるべきこととされています。

明石市においても、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」「持続可能な」「パートナーシップ」によるまちづくりを推進し、SDGs全体の基本原則でもある「ジェンダー平等」の実現に向けて様々な取組を進めてきました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担等に基づく制度や慣行により十分に社会参画ができていない人、性別等に起因する差別により苦しんでいる人、性別や障害といった複合的な要素が絡み合うことで、より困難な状況に置かれる人が存在するなど、ジェンダー平等の実現にはいまだ多くの課題があります。

これからジェンダー平等を推進していくためには、すべての取組にジェンダー平等の視点を取り入れる「ジェンダー主流化」の観点からも、あらゆる場における意思決定過程において性別等にかかわりなく多様な人々が参画して、施策や取組が行われることが必要です。

そして、このようなジェンダー平等の取組は、年齢、障害の有無及び程度、国籍等を理由とする複合的にもたらされる差別を解消する取組とあいまって、多様な属性を持つ人が誰一人取り残されることのないインクルーシブ社会の実現につながります。

ここに、性別等による不平等がなく、市民それぞれが自分の意思で生き方を選ぶことができ、もってすべての人がその個性と能力を十分に発揮することができるジェンダー平等社会を実現するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、ジェンダー平等の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、ジェンダー平等を推進するための基本的施策を定めることにより、性別等による不平等がなく、市民それぞれが自分の意思で生き方を選ぶことができるようにし、もってすべての人が個性及び能力を十分に発揮することができる社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ジェンダー平等 市民一人ひとりが、社会的・文化的に形成された性別並びに性自認、性的指向及び性表現にかかわらず、等しく権利、資源、機会、責任等を有し、その個性及び能力を十分に発揮できる状態をいう。
- (2) 性別等 性別、性自認、性的指向及び性表現をいう。
- (3) 性自認 自分が女性又は男性であるか、その中間であるか、そのどちらでもないか、流動的であるか等の自らの性に対する自己認識をいう。
- (4) 性的指向 異性を対象とする異性愛、同性を対象とする同性愛、男女両方を対象とする両性愛、いずれも対象としない無性愛等、人の恋愛や性愛がどのような性を対象とするかを示す概念をいう。
- (5) 性表現 服装、髪形、仕草、言葉遣い等自己の性についての表現をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動（性的な関心又は欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識又は性自認、性的指向若しくは性表現に関する偏見に基づく言動を含む。以下この号において同じ。）により個人の尊厳を侵害し、個人の生活環境及び集団の職場環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応に起因して、当該個人に不利益を与えることをいう。

- (7) 市長等 市長その他の執行機関（教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。）をいう。
- (8) 市 市議会及び市長等によって構成される基礎自治体としての明石市をいう。
- (9) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (10) 事業者 市内において事業活動を行う者又は団体をいう。

（基本理念）

第3条 ジェンダー平等は、すべての人が個人として尊重され、及び性別等にかかわらず、その個性及び能力を十分に発揮することができる環境が整備されることを基本として、実現されなければならない。

2 ジェンダー平等は、すべての人が性別等による差別的取扱いを受けることがなく、及びすべての人に対して性別等に起因する暴力が行われることがないことを基本として、実現されなければならない。

3 ジェンダー平等は、家事、育児、介護をはじめとする家庭生活（以下「家庭生活」という。）及び職場、学校、地域をはじめとする社会における生活（以下「社会生活」という。）に存在する性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行を見直すことを基本として、実現されなければならない。

4 ジェンダー平等は、すべての人が社会の構成員として、家庭、職場、学校、地域、災害時における避難所その他のあらゆる場（以下「あらゆる場」という。）において、意思決定過程に参画できることを基本として、実現されなければならない。

5 ジェンダー平等は、すべての人の性と生殖に関する健康と権利が尊重され、すべての人が生涯にわたって自分らしい生き方を選択できることを基本として、実現されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、ジェンダー平等の推進に係る施策（以下「ジェンダー平等施策」という。）を実施するものとする。

2 市は、ジェンダー主流化の観点から、あらゆる施策の検討及び実施に当たっては、ジェンダー平等の視点に立って行わなければならない。

- 3 市は、ジェンダー平等施策の実施に当たっては、当該施策にかかわる多様な当事者の意見を聴くとともに、市民、事業者、地域団体等との連携に努めなければならない。
- 4 市は、職員に対して研修等を行い、ジェンダー平等の実現に向けて取り組むために必要な職員一人ひとりの意識の向上を図らなければならない。

(市民の役割)

- 第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、あらゆる場においてジェンダー平等の推進に努めるものとする。
- 2 市民は、ジェンダー平等施策について、市と協力して取り組むよう努めるものとする。

(事業者の役割)

- 第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、事業活動を行うに当たって、積極的にジェンダー平等の推進に係る取組を行うよう努めるものとする。
- 2 事業者は、ジェンダー平等施策について、市と協力して取り組むよう努めるものとする。
 - 3 事業者は、すべての従業員が職場における活動と家庭生活を両立することができるよう、必要な環境づくりに努めるものとする。
 - 4 事業者は、職場におけるセクシュアル・ハラスメント及び婚姻、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの根絶に努めるものとする。

(財政上の措置)

- 第7条 市は、ジェンダー平等施策を推進するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第2章 性別等に起因する権利侵害の禁止

- 第8条 何人も、あらゆる場において、性別等に起因する差別的取扱いその他の性別等に起因する人権侵害を行ってはならない。
- 2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント及び婚姻、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントを行ってはならない。

- 3 何人も、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、パートナー若しくは交際相手である者又はあった者に対する身体的、精神的、経済的又は性的な暴力行為を行ってはならない。
- 4 何人も、性自認又は性的指向の公表を本人に対して強制し、又は禁止してはならず、かつ、本人の同意なく性自認又は性的指向を公にしてはならない。

第3章 意思決定過程におけるジェンダー平等の推進に向けた基本施策等

（あらゆる意思決定過程等におけるジェンダー平等）

第9条 あらゆる場における意思決定過程においては、性別等にかかわらず多様な人が参画できる機会が保障されなければならない。

- 2 ジェンダー平等施策の推進に当たっては、性別等にかかわらず多様な人が参画できる機会が保障されなければならない。

（特別職）

第10条 市長は、定数が2名以上である特別職（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第1号に掲げる職のうち、市長が選任又は任命の権限を有するものをいう。）の選任又は任命に当たっては、当該特別職を占める者が男女同数（当該特別職の定数が奇数であるときは、男女の人数の差が1人であることをいう。次項において同じ。）となるように努めるものとする。

- 2 市議会は、定数が2名以上である特別職（地方公務員法第3条第3項第1号に掲げる職のうち、市議会の選挙、議決又は同意によることを必要とするものをいう。）について、その権限に基づき、選挙、議決又は同意をする場合においては、当該特別職を占める者が男女同数となるように配慮するよう努めるものとする。

（市職員）

第11条 市長等は、職員の採用に当たっては、性別等にかかわらず多様な人材が採用試験又は選考を受けられるように必要な施策を講じなければならない。

- 2 市長等は、職員の管理職又は監督職への昇任に当たっては、性別等にかかわらず多様な職員が昇任を希望できるようにするために必要な職場環境の整備等を行うとともに、能力の実証に基づいた上で、管理職又は監督職に昇任する職員の性別の比率になるべく偏りが生じないように必要な配慮を行わなければならない。

(審議会等)

第12条 市長等は、審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する附属機関その他の審議会、検討会等（その構成員の全部又は一部に市民が含まれるものに限る。）をいう。次項において同じ。）の委員を選任する場合は、性別等の比率になるべく偏りが生じないよう配慮するなど多様な委員構成となるよう努めるものとする。

2 審議会等の委員の構成その他の必要な事項については、別に条例で定める。

(政治分野)

第13条 市は、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）の規定に基づき、市議会におけるジェンダー平等の推進に関して必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(事業者)

第14条 市長は、事業者において、性別等にかかわらず多様な人材が管理職、役員等の指導的立場に就くことを促進するために必要な施策を実施するものとする。

(協働のまちづくり推進組織)

第15条 市長等は、協働のまちづくり推進組織（明石市協働のまちづくり推進条例（平成27年条例第33号）第17条第1項に規定する協働のまちづくり推進組織をいう。）において、性別等にかかわらず多様な人材が意思決定過程に参画することを促進するために必要な支援、啓発等を行うものとする。

(防災及び災害分野)

第16条 市長等は、防災及び災害対応に係る取組において、性別等にかかわらず多様な市民の参画を得るために必要な施策を実施するものとする。

(教育分野)

第17条 市長等は、その権限に基づく範囲内で、教育分野に携わる者における性別等の比率になるべく偏りが生じないよう配慮するものとする。

(家庭及び社会分野)

第18条 市長は、家庭生活及び社会生活における意思決定過程のジェンダー平等を推進するために必要な支援を行うものとする。

第4章 その他ジェンダー平等の推進に向けた基本施策

(防災及び災害分野における施策)

第19条 市長等は、性別等にかかわらず地域の防災及び災害対応における活動に関わることのできる人材の育成その他のジェンダー平等の視点に立った防災及び災害対応に係る施策を実施するものとする。

(教育分野における施策)

第20条 市長等は、性と生殖に関する健康と権利についての教育その他の子どもたちの年齢に応じたジェンダー平等の推進に関する適切な教育を実施するものとする。

- 2 市長等は、子どもたち、保護者、教職員等に対し、ジェンダー平等を推進するために必要な研修等を実施し、啓発に努めるものとする。
- 3 市長等は、教職員等が家庭生活と職場における活動を両立して行うことができるよう、環境整備に努めるものとする。

(家庭及び社会分野における施策)

第21条 市長は、市民が家庭生活と社会生活を両立できるよう、必要な施策を実施するものとする。

(職場における施策)

第22条 市長等は、市の職員が家庭生活と職場における活動を両立できるよう、多様な働き方を推進するものとする。

- 2 市長は、事業者におけるジェンダー平等を実現するために、家庭生活及び職場における活動の両立に配慮した研修機会を付与するなど、誰もが働きやすい職場環境の整備を支援するものとする。
- 3 市長は、市民が家庭生活と職場における活動を両立できるようにするために、当該両立に必要な制度等を、事業者へ啓発するものとする。

(啓発活動の実施)

第23条 市長は、ジェンダー平等に関する市民、事業者、地域団体等の理解を深めるための啓発活動を実施するものとする。

(その他の施策)

第24条 市長等は、前条までに規定する施策に加え、あらゆる場におけるジェンダー平等を推進するために必要な施策を実施するものとする。

第5章 推進体制の整備等

(推進計画の策定)

第25条 市長は、ジェンダー平等施策を総合的かつ計画的に進めるための計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は、推進計画を策定し、又は変更するに当たっては、市民、事業者、地域団体等の意見を聴き、当該意見の反映に努めなければならない。
- 3 市長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(推進体制の整備)

第26条 市長は、ジェンダー平等施策を推進するため、進捗状況の管理を含めた必要な体制を整備するものとする。

- 2 前項に規定する必要な体制に係る事項は、推進計画において定めるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

明石市市民参画条例に関する検討状況について

本市では、すべての市民に参画機会が保障され、市民との情報共有・信頼関係のもと、市政に多様な市民の意見を反映させることを基本として、市民参画の推進に取り組んでいます。

つきましては、市民参画推進会議から受けた答申を踏まえ、市が取りまとめた市民参画条例改正事項の概要等について報告します。

1 検討の状況

(1) 市民参画推進会議の開催経過

- ◇ 第1回(7月4日)
諮問①(審議会等の委員の選任基準)に関する検討
- ◇ 第2回(8月1日)
諮問①に関わる市民参画条例改正についての検討
- ◇ 第3回(9月5日)
諮問②(市民参画手続の実施状況)に関する検証

(2) 今後の進め方

「明石市ジェンダー平等の実現に関する検討会」から受けた提言に基づく内容でもある諮問①については、第1回及び第2回会議の中で議論を積み重ね、9月5日に答申を受けました。

今後は、現在検討を進めている「(仮称)あかしジェンダー平等の推進に関する条例」とあわせて、12月議会に市民参画条例の一部改正を提案することを予定しています。

また、諮問②に係る内容については、第3回会議から議論が始まっており、引き続き会議の中で検討を行います。

2 市民参画条例改正の概要

市民参画推進会議から受けた諮問①に係る答申書の内容を踏まえた、市民参画条例改正案の概要は、以下のとおりです。

(1) 趣旨

審議会等は、特定の課題について詳細な検討を比較的小人数で行うものであり、審議された結論は政策等の策定に当たって大きな影響を持ちます。

市政の意思決定過程において、ジェンダー平等及び障害者の参画を推進し、かつ、より多様な市民の参画を推進するための一つとして、審議会等の委員の選任基準を定める規定(第12条第1項関係)について、改正を図ろうとするものです。

(2) 改正内容

① 委員の男女別割合の下限を「3割」から「4割」に改正

本市のこれまでのジェンダー平等の実現に向けた取組や国の審議会等委員に係るジェンダーバランスの動き、また、昨今の国際的な視点も踏まえ、委員の男女別割合の下限を現行の「3割」から「4割」に引き上げようとするものです。

② 委員10人ごとに1人以上の委員を障害者とする規定を新設

本年4月に施行した「あかしインクルーシブ条例」には、その基本方針に、障害者をはじめとする多様な当事者の意思決定過程への参画を位置付けています。

本市がこれまで障害者の参画を得ながらまちづくりを進めてきた経過や、旧優生保護法により社会から排除されてきた歴史的背景も踏まえ、障害者の参画機会を確保するため、見出しの規定を新たに設けるものです。

③ 委員の選任にあたっては、多様性に配慮することを規定

審議会等においては、多様な意見等を反映させることが望ましく、その前提として、より多様な属性の市民が参画できることが必要です。「誰ひとり取り残さないインクルーシブなまちづくり」を進める上で、より多様な市民が審議会等に参画できることをめざす姿勢を明確にしようとするものです。

【参考】（現行）市民参画条例第12条

（審議会等の委員の選任等）

第12条 市長等は、審議会等手続を実施しようとするときは、次に掲げる基準に従い、審議会等の委員を選任するよう努めるものとする。

- (1) 委員の年齢及び居住地域の構成、在職期間、他の審議会等の委員との兼職状況、男女の比率等に配慮し、市民の幅広い意見が反映されるようにすること。
- (2) 委員の男女別の数は、そのいずれもが委員総数の3割を下回らないようにすること。
- (3) 幅広い分野の中から適切な人材を選任すること。
- (4) 委員数は、20人以内とすること。ただし、法令に定めのある場合その他特別な事情がある場合は、この限りでない。
- (5) 委員総数の2割以上は、公募による市民の委員とすること。ただし、法令により委員の構成が定められているときその他公募の委員を選任しないことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

2～3 （略）

3 条例改正に向けた今後のスケジュール

今後、改正条例案についてパブリックコメントを実施し、広くご意見を頂き、市民参画推進会議にも市民意見等を共有した上で、12月議会へ条例議案を提案する予定です。

2022年9月22日 総務常任委員会報告

9月28日 市民参画条例改正に係るパブリックコメント開始

12月 パブリックコメントの結果報告、条例議案の議会提案

2023年4月 改正条例施行（予定）